



* 0033961000 *

0033961-000

362.22-Ta945s-(S)

支那社会研究

橘樸・著

日本評論社

1939 5版

AGB



この印章は本館調査立寄書局主査 衣能野實地氏の
遺贈にちなむものである。(1957年12月)

橘 樸 著

支那社會研究

日本評論社版

362.22

Ta 945A



3



446839

凡例

一、橋樑先生の人となり、思想と其の内的發展、並びに近代支那研究に於ける優れた科學的功績に就いては、多年先生に私淑せられる大上末廣氏の卷末の後記を参照せられたい。

一、本著作集の刊行は、既に先年、前後二回に互つて企圖せられたのであるが、いづれも種々なる事情に妨げられ、實現に至らなかつた。併し乍ら、昨冬以來、三度之れを志し、萬障を排して舊稿の蒐集と整理とに努め、遂に今春に及んで之れが上梓を見るに至つた。

一、本書は先生の浩瀚なる著述の選集第一卷をなすもの。漸て續刊せらるべき三卷と併せて、先生の支那研究の體系を構成するものである。

即ち本書に於いては支那社會構成と其の特殊性の基礎的諸研究が収録せられ、第二卷は、支那に於ける政治・宗教・道徳・社會改革に關する諸思想の歴史的考察に充當せられる。第三卷は、上記二卷に互る研究の基礎に立つて、就中滿洲事變以來劃期的飛躍をみた日本大陸政策の發展過程に照應しつゝ、政治・經濟・社會・文化の各領域に互つて發表せられた政策論集であり、先生の抱懷せられる思想が最も具體的に且つ精彩ある文字となつて展開せられる。

以上三卷に加ふるに、尙ほ別卷として支那革命及び革命史論が編纂せられる豫定である。

凡例

一

一、本書に収載せられた諸論文は、長年に亙る先生の支那及び滿洲に於ける研究の間に『東亞』『滿蒙』『滿鐵支那月誌』『滿鐵調査時報』『支那研究』『滿洲評論』等の諸雜誌に發表せられたものである。従つて、此等を各卷にまとめて編纂するに當つては、多大の努力が拂はれたにも拘らず、尙ほ其の體裁に於いて多少の不備を免れることが出来なかつた。

目次

第一章 支那社會の階級……………一

 第一節 舊支那社會に於ける資本家と地主……………一

 一 資本家の性質——舊支那社會に於ける資本家的生産關係……………一

 二 地主の地位——支那農村社會の上部構造……………一〇

 第二節 支那農村の階級構成……………二四

第二章 支那の農村及び農民間題……………四〇

 第一節 帝國主義と農民經濟……………四〇

 第二節 永久飢饉論……………六四

 第三節 支那農村の人口抱擁力……………一〇八

 第四節 北滿洲農村の充實過程……………一三四

第五節 邊境農村の發生的考察……………一四

第六節 新開放地に於ける地主の機能……………一六七

第三章 支那資本家の特殊性……………一九五

第一節 支那資本家階級の發生的考察……………一九五

一 序 説……………一九五

二 民族資本の集積過程……………一九七

三 支那資本主義の萌芽期……………一九九

四 買辦資本の構成……………二〇三

五 結 論 の 一……………二〇七

六 結 論 の 二……………二一〇

第二節 上海資本家階級の靜態的考察……………二二三

第三節 上海資本家階級の動態的考察……………二三五

第四節 廣東財閥論……………二五九

第四章 支那労働者の特殊性……………三〇五

第一節 支那労働者の「中世紀」性——温情主義的工場管理法の理論的根據……………三〇五

一 「半産業化」せる労働者……………三〇五

二 「米貼」問題の意見……………三〇〇

三 労働者の精神的要求……………三〇四

第二節 上海總罷工及び其の意義……………三七

第五章 支那官僚の特殊性……………四八

第一節 官僚の社會的意義……………四八

一 『官場現形記』の價值……………四八

二 官僚社會の成立……………四三〇

三 官僚生活の内幕……………四三五

四 官僚の階級性……………四四一

第二節 支那の村落及び家族組織……………四四八

一 單位部落の組織……………四九九

二 村落の教育……………四五二

三 學人の階級的意義……………四六三

四 官僚學問の真相……………四七〇

五 農村の家族組織……………四七五

第三節 地方官僚の生活……………四八六

一 地方官僚組織……………四八八

二 地方小官吏の生活……………四九六

三 獵官と賣官……………五〇二

第四節 官僚生活の營業性……………五一七

一 新舊官場の比較……………五一七

二 營業性の經常的態様……………五二二

三 營業性の臨時的態様……………五二七

四 官僚の營利行爲と家族制度……………五三三

五 官僚營業の本質及び將來……………五三九

第六章 支那家族制度の動態的考察……………五四七

第一節 支那家族制度の破綻……………五四七

第二節 支那婦人の環境及び問題……………五七四

一 序……………五七四

二 婦人と奴隸(女子と小人)……………五七五

三 支那婦人の環境……………五七七

四 死を急ぐ支那婦人……………五七九

五 支那婦人一代記……………五八二

六 婦人運動の方向……………五八五

第一章 支那社會の階級

第一節 舊支那社會に於ける資本家と地主

一 資本家の性質

——舊支那社會に於ける資本家的生産關係——

(一)

今日の支那社會の經濟發達階段に關しては種々なる意見が併立して今尙ほ定説を得るに至らぬが、之れを要約すれば、大體三つの意見に分けることが出來ると思ふ。第一は資本主義社會と見るもの、第二は封建又は半封建社會と見るもの、第三は封建でもなければ資本主義でもなく、其の中間に位するところの前資本主義社會とするものである。右の各意見を吟味しつゝ、私自身の支那社會發達階段に關する見解を述べて見たい。

(二)

第一説、即ち今日の支那社會を資本主義社會であると云ふ意見は最初から餘り有力なものでなく、最近では最

早反對論者の爲に克服し盡され、僅かに所謂トロッキー派の間に餘喘を保つて居るに過ぎない。又之れを支那に於ける最近の政治軍事現象に徴しても、上海資本家階級の代辯者たる南京政權——蔣系軍閥と謂つても宜しい——の統一的機能は、昨年から約二箇月に互る最後の軍事的財政的大浪費の爲に消耗し盡され、其の結果南京政權は一昨年六月以後に樹立した全國的統一的霸權を實質的に拋棄して、昨年十二月中旬以後は奉天・山西・西北等の諸大軍閥と同一水準線上に立つところの地方的割據的勢力に變質するの止むなきに至つた。但し南京政權が上海資本家の代辯者たる立場を失はぬ限り、本質的には統一勢力たる性質をも失ふものではないけれども、而も此の本質は當分のところ一つの可能性として潜在するに止まり、實際的には諸軍閥の攻勢に對して守勢を取るところの割據勢力として存在する外ないであらう。斯様な次第で、資本主義社會説は最早理論的にも事實的にも成立の餘地がない。従つて今日の支那社會は、それが封建社會たる否とに論無く、一つの前資本主義社會に屬することだけは明白である。抑々舊社會はそれが新社會に遷り變る以前に於いて、自らの内部に新社會の諸要素を用意する。舊支那社會は大體宋の建國（紀元九六〇年）から今日に至る迄の十世紀間に徐々に發達し成熟し、更にその崩壞過程に踏み込んでからさへ、恐らく三世紀を経過して居る。即ち今日は疑ふべくもなく舊社會の終末期である。斯様な次第だから、舊社會の内部に新社會の基本的要素たる資本主義經濟機構が或る程度に用意されて居ると云ふことは、少しも不思議とするに足らぬと思ふ。

(111)

舊社會に於ける資本主義經濟機構には二つの系統がある。第一は自生のもの、第二は外來のもの及び外からの刺戟に應じて内に發生したものである。第二のものに關しては世に多く文獻が出て居るから、茲に蛇足を添へる必要を認めない。第一の現象は、其の起源を舊社會が崩壞過程に初めて踏み込んだ時代、即ち凡そ明の萬曆年間（一五七三—一六一九年）に發するものと思ふ。何となれば、支那本部の土地肥沃且つ交通便利な地方の大部分が此の時代までに人口の飽滿又は過剩状態を呈し、都市及び近郊農村の安價なる過剩勞働力が所謂問屋工業の飛躍的な發達を刺戟し、それ以來此の比較均新らしい生産様式が、手工業を超えて、舊支那社會に於ける中心的産業組織と成るに至つたからである。

私の知るところに依れば、舊支那社會に於ける自生的な資本家的生産様式は、工業方面に在つては手工工場及び問屋事業、農業方面に在つては勞働者を使役し主として市場生産を營むところの自小作農及び分益小作の方法を採るところの地主等である。然るに富農の資本家的性質は、一方には均分を原則とする財産相續の慣習に妨げられ、他方には舊支那社會に瀰漫する士紳（地主）崇拜の觀念に支配されて、所有土地の過小分割に陥るか、然らざれば自ら士紳となり地主となり、何れにしても彼等の農業資本家的性質を失ふに至る。又地主が分益小作農業を經營するのは、主として勞働力の不足した新開地方に於いて過渡的方便として之れを行ふものであつて、小作人の側から考へても、彼等は市場や金融や交通や勞働力等の諸便宜が備はるにつれて、成るべく速く定納小作又は自作農の地位に進まんことを庶幾ひ、且つ此の希望は人口稠密地方に於けるよりも遙かに容易に達成される。又人口稠密地方に於ける分益小作農は、定納小作から農業勞働者に落ち行くものゝ中間的形態たる場合が多

い。斯様な次第で、舊社會の農業方面に於ける資本家的生産關係は、大體に於いて過渡のものに過ぎず、従つて重要視の價値なきものだと云へる。

(四)

舊支那社會に行はれた工業經營の形態は手工的工場工業・問屋工業・手工業及び家内仕事の四種に分類し得る。其の中で資本家的經營形態に屬するものは手工的工業及び問屋工業の二種である。前者は後者より其の起源遙かに遠く、大規模且つ集約的で、近代の機械工場工業と異なる點は、只動力及び機械を用ふると用ひざるとに在る。絹織物・醸造・搾油・窯業等の工場は、或ひは特許權を享有し、或ひは政府の保護を受け、然らざるも巨額の固定及び流通資本を擁し、經濟的にも社會的にも優越な地歩を占めて居る。併し此種の工業經營は其の数が少い爲に普遍性を缺いてゐた。問屋工業の規模は一般に手工工場工業よりも小さく、都市及び農村の餘剩勞働力を利用するものである爲に、生産行程は之れを自ら工場を設くる者に較べて散漫ならざるを得ない。但し其の數と種類とが多く、且つ餘剩勞働力のある所には、如何なる地方にても其の勢力を伸ばし得る關係上、手工工場工業とは比較ならぬ程の普遍性を持つ。更に注意すべき點は、手工業及び家内仕事との關係である。手工工場工業の或るもの、例へば絹織物及び窯業の經營者は、其の生産行程の一部に手工業者を抱擁することが出来る。併し其の限度は極めて狭い。且つ此種の工業は殆ど家内仕事との連絡を持たない。

(五)

之れに反して問屋工業は、單に手工業と緊密な關聯を結ぶのみならず、同時に家内仕事の大部分の吸收者でもある。家内仕事には材料の全部又は一部を自辨して製品を賣渡すものと、材料の供給を受けて之れに加工し勞銀だけを受取るものとの二種ある。後者は所謂問屋工業行程の一部を形づくるものであり、前者は獨立した生産行程であるから、其の製品を何人に供給するも自由なわけであるが、併し實際に於いては此種の生産行程の大部分が問屋を目當として營まれる。人口過剩地方に於ける都市及び農村貧民の生活は、從來此種の家内仕事に彼等の餘剩勞働力を仕向けて零細な収入を計ることにより辛うじて維持されて來たものである。故に問屋工業は舊支那社會の安定の爲に一大支柱となつてゐたのであるが、外國貿易の開けたに就いて、機械工場工業に依る大量生産品の輸入の爲に、主として其の壓迫を受けたものは手工工場工業に非ずして、實に舊社會の礎石たる問屋工業であつた。原價の低い外國商品が協定關稅率と云ふ特權に乗じて自由に内地市場に流れ込んだ結果、それと競争の地位に立たされた問屋工業は算を亂して倒壊せざるを得ない。問屋工業の衰微は人口稠密地方の都市及び農村に於ける家内仕事の大部分を、それにより辛うじて生計を支へて來た貧民の手から奪ひ去り、従つて舊社會安定の最も重要な經濟條件の一つが失はれるに至つた。

思はず横道に外れたが、問屋工業は家内仕事に對して前記の如き密接な關聯を持つてゐたばかりでなく、末期に沈淪せる手工業の獨立性を奪つて、之れを自身の生産機構の中に包攝した。例を支那靴製造の行程に取つて見

よう。各大都市には必ず支那靴を生産する手工業者と、それを取扱ふ問屋とが併立し、それぞれのギルドが組織されて居る。手工業者の中には自ら店舗を經營して其の製品を賣捌くことに依り、問屋の支配から免れて獨立を維持して居るものもあるが、併し其の割合は都市が大きければ大きい程減少する。而して多くの支那靴手工業者は材料を自辨すると、或ひは之れを問屋から仰ぐとに論なく、製品を直接顧客に賣捌くことなしに、其の大部分又は全部を問屋に納める。それも委託販賣ではなくて問屋に賣却するものであり、多くは問屋から資金乃至生活費の前借をして製品で辨償すると云ふ關係に在る。之れを要するに舊支那社會に於ける資本家的生産關係の主要形態は問屋工業であり、問屋工業は其の資本の功德によりてより古き生産形態たる手工業を壓倒したが、今日(一)は一層大規模にして効率高き國外及び國內の機械工場工業の爲に著しい速度に於いて壓倒されつゝある。

(六)

舊支那社會に存在する資本家的生産關係及びその社會的意義は大體前記の如くであるが、次にはそれ等の生産關係の一方に立つ「資本家」の性質を考察しよう。「支那經濟全書」(東亞同文會刊行、明治三十九年)に、支那の資本家を説明して、「支那の資本家は之れを財主と稱し、其の種類に至りては諸外國と同じく大商人・大地主等あるは異なる所なきも、其の國情の異ると共に、之れを諸外國に見得べからざる一種の資本家あり。之れを官吏とす。…清國に在りては大資本家と稱せらるゝものは多く此種の階級に屬するものなり。一度官吏となりしものにて家に相當の財産なきはなし。地方に在りて隱然一大勢力を有する紳士紳董と稱せらるゝものは退職官吏か

或ひは官吏の後裔たらざるものなし。此等に次ぐものを紳商とす」(第一輯一七五頁)とある。紳商は特權商人及び官僚の身分を有する商人である。舊支那社會に於いて富が商人の手に集積されず、主として官吏に歸するのは何故であるか。同書は此の事に關して次の如く述べて居る。

「支那に於いては全國を通じて幾十萬の讀書人なる一階級あり。終日案に倚りて經史を講じ机に靠りて寫字を習うて日も亦足らずとなす。其の目的とする所實に舉人進士の學位を得て官吏とならんが爲のみ。何が故に官吏たらんと欲するか。其の虛榮心を滿さんと欲する爲に老爺と呼ばれ大人と稱せらるゝを願ふものなるか。否、彼等は其の地位より生ずる所の中飽收賄以て富貴榮達を謀らんと欲するに外ならず。諺に曰く『三年清知府、十萬雪花銀』と。知府は日本の市長位に當る。其の云ふ所は三年官に在る時は如何に清廉なる知府も尙ほ十萬の白金を蓄積し得べしとの意なり。微々たる知府に於いて猶斯くの如し。況んや其他の高官に於いてをや」(同上)。

一層簡單に云へば、舊社會に於ける手工的工場工業又は問屋工業の經濟的搾取は、官吏の政治的搾取による集積の速度に及ばないのである。

(七)

斯くの如くにして集積された官吏の富は、先づ土地に向つて投下される。併し支那人の土地に對する執着力は強く、とりわけ人口稠密地方では、新たに土地を買入れることに非常な困難を感じる。且つ銀行又は信託預金或

ひは株式や債券に對する投資の安全を期し難い時代に於いて、彼等の富を利殖する方法は只商業に對する投資あるのみである。農業社會に在りて最も安全有利且つ名譽ある財産形態が土地の所有に在ることは申すに及ばず、官吏又は前官僚と云ふ特殊の身分を有するものが、古來「末業」と貶視された商業に關係を持つことは彼等の體面感情の許さない所であるけれ共、所謂背に腹は替へられずで、匿名組合の方法によりて此の矛盾を解決する。匿名組合に關して『支那經濟全書』の説く所は次の如くである。

「之れ官紳富豪の好んで行ふ所の投資方法なりとす。元來支那に在りては官吏紳士の商を爲すを憚り、之れに名義を出すを諱むも、遊金を持って徒らに之れを死藏するは彼等の忍びざるところなり。故に彼等は或る事業に於いて之れを有望と認むるときは、一人の斯業に熟達せる老練家を聘し來りて自ら東家と稱せしめ、店務一切の事を司らしめ、資本家自らは其の名を顯すことなく、外觀は聘し來りたる者をして東家たるが如くならしめ、以て其の決算期に於いて相當の利益を得て、之れに満足するものとす。彼等は能く信義を重んじ、營業上に決して其の資本家の名を顯すことなく、一意以て商務に執掌す。資本家亦之れに信賴して一切其の干渉を避けて、營業に關する事は凡て之れを營業主に一任するものとす」(同上二八六頁)。

體面感情の特に強い大官僚は主として匿名組合を通じて手堅く且つ上品な企業に關係するに止まるが、併し官紳富豪が自己の名義を出して商業を營む場合も決して稀でない。『支那經濟全書』は此種の企業を「合同合資」と名づけて居るが、それに就いての同書の説明によれば「自己の信賴せる掌櫃的を招聘して雇人の雇傭、開店等に要する準備等は一切之れに委託して、自己は只資本を出すのみ」であり、此種の企業は多く合名會社の性質を

有して資本主は資本を出資し、掌櫃的は勞力を出資して、以て營業を爲すものなり。故に開業の際に定むる所の合同定款又は規定とも稱すべきものには、必ず資本金を何株とし、勞力出資を何株とし、利益計算の際には株數に按じて均分する等の事を定む」(同上二八七頁)とある。

(八)

右の如き經路を通つて投下される官僚又は特權商人の資本は手工工場工業及び大規模な問屋工業のみに關係し、多くの問屋工業は商人の自己資本によりて營まれる。それかと言つて此等の問屋工業と雖も、官僚資本に對して間接の關係を結ぶに非ざれば到底其の經營を維持することが出来ない。それは何故であるかと云ふと、官僚は其の投資口として好んで金融業を擇び、全國都市の票號・錢莊・當舖と云ふが如き金融機關の大部分が、全部又は一部の資本を官僚に仰いで居る。而して問屋工業者は此等の金融機關と直接又は間接の連繫を持つことによりて、始めて彼等の流通資本の必要量を充すことが出来るのである。

『支那經濟全書』が明白に指摘する通り(同上二七七頁)、支那に於ける資本家の大部分を占めるものは官僚であり、所謂紳商は其の數が少い爲に、資本家としての重要性は到底官僚に及ばない。即ち舊支那社會に於ける資本家的生産機構——手工的工場工業及び問屋工業の總ては、直接又は間接に官僚資本の支配下に在つたと見て必ずしも過當ではない。

二 地主の地位

— 支那農村社會の上部構造 —

(1)

支那の社會經濟發達階段に關する三種の見解の中で、私は前項に於いて資本主義社會説を否定し、同時に前資本主義的な支那の舊社會が、その産業部門内に廣い範圍の資本家的經濟機構を含んでゐることを指摘した。在來の資本家的經濟機構に於いて資本家の位置を占めるものは士紳(官僚及び郷紳)・紳商・大商人・地主及び富農であるが、士紳又は紳商に非ざる地主や大商人の勢力は問題とするに足らず、結局資本家と呼ぶに適したものは士紳及び紳商に限られると見て差支へあるまい。所で所謂紳商は(一)特許商及び(二)士紳の身分を朝廷から授けられたもの又は其の家族にして商業を營むものを含む。而して特許商人の權利は概ね世襲であり、世襲の特權の産む資本の蓄積は大官僚の政治的搾取から生ずる蓄積に劣らず、従つて特許商人は容易に士紳たる身分を買入れることが出来るし、又其の子弟を官吏登庸試験に合格させることも出来る。斯様な譯で、單に身分の點に就いて云へば、士紳と紳商とを區別することは無意味である。但し紳商中の特許商人が支配階級たる身分を取得するのは専ら或ひは主として其の富の功徳によるものであり、士紳はそれと正反對に、彼等は其の身分を利用して、之れを手段として富を蓄積するものである。

(1)

前項に詳説したやうに、工業部門に於ける資本家的生産關係は其の起源古く、且つ全國的規模に於いて支配的勢力を確立して來た。それにも拘らず終に今日迄支那が資本主義社會に進み得なかつたのは何故かと云ふと、それには思ふに三つの理由がある。第一は支那の生産が農業を主位とし、工業を従位として居ることに在る。勿論農業を生産の主位とする所謂農業國にも、例へば半世紀前のアメリカの様に繁榮せる資本主義社會は成立し得るのであるが、支那の農業生産様式は、少くとも人口稠密地方に於いては規模過小なる自作又は小作農である爲に、斯くの如き農業を生産の主位に頂く社會が資本主義社會たり能はぬのは當然であらう。

第二の理由は、動力及び機械の發達が殆ど全く見られなかつたことにある。農工業及び交通業に於いて、其の經營方法又は用具に何程かの變遷又は進歩があつたとは云ふものゝ、それは畢竟手工工場工業に適用される道具、平たく云へば手工の補助に役立つと云ふ程度のものに過ぎなかつた。一部の人々は此の事實を唯物史觀の公式に當てはめて、それ故に支那には戰國時代以來革命の起り得る機會なく、従つて今日も尙ほ封建社會に停滞して居ると慌しくも結論するものがある。又アメリカの一社會學者は支那社會の沈滯性を批評して、斯くも著しい人口過剰に拘らず、其の社會經濟組織が太古以來めばしい變化を示さなかつたのは不思議千萬であると驚嘆して居る。如何にも動力及び機械に飛躍的な進歩を遂げたヨーロッパ社會に較ぶれば、支那社會に變化といふ變化が認められないのは事實だが、併しアメリカの社會學者が支那の社會經濟組織の無變化を主張するのも誤りであら

ば、又公式的唯物史觀論者が生産手段のみを社會變動の原因であると考へて、人口増加と云ふ他の重要原因を逸して居ることも又同じく誤りでなくてはならない。前項に於いて、明の中葉以來、問屋工業が工業的生産方法の支配的様式となつたことを述べたが、此の重大なる變化は専ら人口増加に追出されて起つた一現象に外ならぬのである。

第三の原因は、前項にも少しく説き及んだ様に、政治的搾取の効果が經濟的搾取のそれを遙かに超えて行はれることに在る。何故に然るか云ふに、經濟的搾取機構の規模の小なること及び動力や機械の利用を知らなかつたことに起因する。其の證據には、大規模な經濟的搾取機構を有する特許商人の或る者は舊生産方法に於いてすら大官僚に匹敵する程度に効率高き蓄積を行ひ、又動力及び機械の利用に就いて云へば、現に工場工業の經營者たる上海の資本家たちは、其の蓄積する資本の力で南京政權を支配しつゝある。舊支那社會の工業部門に於ける生産關係及び「資本家」の特殊なる社會的經濟的性質は大體前記の如きものであるが、次には農業部門の社會的及び經濟的構成に關して若干の考察を試みよう。そして記述の便宜上先づその上部構造が含む二、三の特殊性を指摘し、然る後に下部構造即ち生産關係を取扱ふことゝしたい。

(三)

舊支那社會が如何なる發達階段に在るにせよ、それが專制主義社會であることに異論を差しはさむ者はあるまい。專制主義社會に在りては富は必ず專制主義的手段の壟斷者たる支配階級の手に集中する。近世支那の支配階

級は士紳即ち官僚及び郷紳(非役官僚、其の家族及び舉人以上の學位又は所謂品官の資格を有する者並びに其の家族)から成り立つ。彼等は權勢を獲得し、已に得たる權勢を擁護し、進んで更に大きい權勢を把握することに對して有る限りの努力を傾注する。但し彼等の究極の目的は權勢其のものに在るのではなくて、權勢に伴ふところの富の集積に在る。官僚に在りては虎牌を懸けた彼の衙門、郷紳に在りては門前に旗竿の聳ゆる彼の邸宅、それらは外見の端嚴なるとは正反對に、巧妙且つ殘忍なる商取引を行ふところの事務所である。人民の犠牲に於いて急速度に彼等の手に集まつた富は、其の一部分が權勢の維持及び擴張と奢侈なる生活費用に消耗される外、大部分は土地又は商工業に投下される。此の場合彼等の好んで選ぶ投資の對象が土地であることは申す迄もない。其の結果として邊境又は新開地方を除いた凡ゆる地方に互つて、土地は小規模な自作農か、然らざれば士紳の占むるところとなつて居る。此點に關して熊得山氏は次の如く述べて居る。曰く、之れを要するに秦漢から現在に至る迄、地主階級が替るゝ政權を掌握した。地主階級が政權を掌握する結果、彼等は必然に農を重んじて商を輕んずる。もつとも私は秦漢以來商人階級が存在しないと云ふのでは勿論ない。但し商人階級は大地主に對して隸屬の地位に立つと云ふに過ぎない。此の事實は明白に政治現象の上に反映して居る。何となれば若し秦漢以來商人階級が社會の重心を占めたとしたならば、其の政治は當然商人階級に適應したものでなくてはならない。然るに前述の通り、歴代商を輕んじて農を重んじた事實の明白なるに拘らず、商人階級が社會の重心を占めたと主張するのは矛盾であると(『中國社會史研究』一五一頁)、熊氏が特に語調を強めて支那社會に於ける商人勢力の優越を否定して居るのは、近世支那の經濟史や社會史を取扱ふ人々の中に、戰國時代以來商業經濟が農村經濟に對し

て支配的地位を占めたとする意見が相當廣く行はれて居るに對し、その誤謬を指摘したものであらう。之れは當然のことで、私も勿論熊氏の立場に賛同するものである。

(四)

支那は右の如き意味での農業社會であるから、其の最も名譽ある財産形態は申す迄もなく土地である。商業は利潤は多いが、賤しく且つ危険であり、農業はそれと反對に、利潤は少くとも貴く安全であると云ふ考方が、支那には廣く行はれて居る。又支那人の社會生活を規制する重要な慣習の一つとして「面子」又は體面と稱せられるものがある。彼等の持つ鋭敏な體面感情を正しく理解することは、吾々外國人に取つては殆ど不可能である。殊に士紳が社會の支配階級として要求される面子は、極めて高いものでなくてはならない。従つて彼等が此の高い階級の面子に執着する情意は熾烈微妙にして、我々局外者から見ると恐ろしく矛盾に満ちたものがある。彼等が權勢を利用して掻き集めた富を、利潤の乏しいに拘らず、何より先に土地の獲得に振り向けようとするのは、斯かる財産形態の安全性の外に右の如き面子感情をその主要動機とするものである。茲に資本主義社會の土地投資と性質を異にするところの一面がある。彼等が權勢を利用して掻き集めた富を、利潤の乏しいに拘らず、何より先に土地の獲得に振り向けようとするのは、斯かる財産形態の安全性の外に右の如き面子感情をその主要動機とするものである。茲に資本主義社會の土地投資と性質を異にするところの一面がある。彼等は所有土地の全部又は大部分を小作に附する。近世支那に於ける小作關係は其の本質に於いて契約關係であり、契約條件に附

隨した「封建」的な幾多の負擔が存在するとしても、それは小作契約と共に生滅するものであつて、身分的隷從關係を立證するものではない。此の事は後に農村社會の下部構造を取扱ふ場合に詳説する豫定である。それは兎に角、右の如き殘忍苛酷な小作關係と地主たる士紳の面子感情とは如何にして兩立するか。常識から云へば、儒教又は道教の與へる道德的規範が少くとも形式的に權威を維持する支那社會に於いて、地主たる士紳の面子は溫情を以て小作人に接することによりてのみ保持又は増進せしめられる筈である。然るに事實は必ずしも左様でない。地主が溫情を以て彼等の小作人に接することは、勿論社會の稱讚を受け、従つて彼の面子を増進するであらう。ところで若し此の地主が一步を進めて小作條件又はそれに附隨する不合理な慣習の半分でも撤廢しようとしたならば、社會は擧げて彼を冷笑し、地主仲間を彼を強制して斯くの如き企圖を放棄せしめねば已まぬであらう。之れは何故かと言ふに、形式的には慣習を破壊すること、事實的には地主社會の利益を脅かすことが、一切の社會生活上の規範を超えて最も重大な非違である、と少くも彼等仲間では考へられて居るからである。それ自體としては面子の増進に役立つ様な溫情的行爲でも、それが一度慣習と云ふタブーに觸れる場合、それは忽ち逆に行爲者の面子を破壊せねば已まない。支那の各社會層には、それ／＼に大體一定した面子意識があつて、それを維持し得ない者は彼の屬する社會層から隔離されねばならぬ。一切の慣習は面子意識の斯くの如き嚴峻なる制裁力に擁護されて居るのだから、地主が自發的に現時の陰慘なる小作關係を改善すると云ふことは到底考へられない。

(五)

專制國家たる支那にも勿論法律はあつた。但し支那では「禮」は法に優るといふ觀念が古くから行はれる。或る人が支那は禮治國家であると主張するのも、此の意味に於ては正しいと謂へる。茲に所謂禮とは慣習を意味する。支那の法律學者は曾つて、支那社會は古來慣習によりて其の安寧秩序を維持し來つたものであるから、清末に成文法主義を襲用したのは根本的に誤りで、英國流の慣習法主義に改める必要があると主張したのも、之れ亦前記の意味に於て半面の理由がないとは謂はれない。慣習が農村の安寧秩序を維持する爲に如何に作用して居るかを、再び熊得山氏の著書から引例しよう。熊氏は先づ緊密なる地域兼血族團體の發生した經濟的諸原因を明かにした後、「地域兼血族團體の形式は同一氏族の構成する村落である。而して各族にはそれ／＼の公祠があり、歴代祖先の靈を祀ることゝなつて居る。其の主旨は第一に敬宗收族、第二に勸孝勸弟であり、春秋二祭の時、族長は一族を公祠に集め、不孝不弟なるものがある場合には申斥又は鞭責を加へ、甚だしきは溺死又は活埋の極刑を用ふることすらある」(前掲一八八頁)と述べ、次に二つ以上の氏族から成り立つ地縁團體に關しては、曰く、此種の地縁團體は概ね社(所謂土地廟)と稱し、祖先の祭祀は行はぬが、矢張り春秋二回に社神の庭前で大饗宴を開く。之れは保正又は甲長の召集するもので、水利、堤防、土地の争ひ、灌漑溝と謂ふが如き共通利害に關係ある一切の事件を、すべて此の大饗宴に於て解決する。其他社交や相互扶助に關してもそれ／＼の公約が取り結ばれ、之れに違ふ者は保正又は甲長が一定の儀式に従つて私刑を執行することゝなつて居ると(同書一八

八頁)。熊氏によれば支那には「家法嚴於國法」「郷案大似公案」と云ふ諺が行はれる。其の意味は「家法は家人に對して國法に優越する」「神前の判決は法廷の判決に等しい」と云ふに在る。熊氏は斯くの如き統制機能を備へた血縁的及び地縁的團體を半自治體と名づけて居る。因みに「收族」とは、族内の窮困者を收容扶助する意味で、氏族經濟に餘裕のあつた時代には、氏族團體は此の機能によりて社會政策の有效なる擔當者であつた。所で氏神又は土地神を中心とする部落團體は「元來半自治體に過ぎないから、一族内に不孝不弟な者があつても、族長がそれに對して有效なる懲戒を加へることの出来ない場合がある。又地縁團體でも同様に、村長が社内の公約を執行し得ない場合もあり得る」(同書一九二頁)。斯様な場合に農村半自治體の慣習は如何にして維持されるかと云ふと、此等の慣習は村落半自治體内部に法律的效果を有するのみならず、それは又各部分社會に固定し、其の安寧秩序を維持する所以なるが故に、「當該地方の公安局・縣長・審判廳・駐屯軍司令官によりて保障される。そして公安局・縣長・審判廳・駐屯軍司令官はそれ／＼の上級官廳の命令を執行する者であるから、半自治體の首長等は茲に彼等の反逆者に對する最後の手段を見出す。即ち族長は一族の規約に照して其の族人の罪惡を述べ、村長は村約に照して村民の違法を訴へ、公安局其他はそれによつて半自治體の慣習を紊すものを處分する。之れによりて社會の秩序は維持されることゝなるのである」(同上一九三頁)。斯かる場合に行政及び軍事機關は申すに及ばず、司法機關ですらも、彼等の裁斷の主要なる準則は地方の慣習であり、近代的法律の完成されるに隨つて「禮が法に優越する」と云ふ舊觀念は漸次排除されつゝあるとは云ふものゝ、事實上農村社會の紛糾に關與する公機關は、審判廳よりも主として行政及び軍事機關である爲に、茲に引用した熊氏の主張は今日に於いても尙ほ

支那の大部分を通じての事實であると見ることが出来る。

最後に考ふべき點は、前記の如き農村統制の機構に對して士紳が如何なる關係に立つて居るか云ふことである。抑々士紳は舊支那社會に於ける支配階級である。彼等は地主及び商業高利貸資本の投下者たることによりて農村を經濟的に支配すると同時に、所謂禮教の維持者として道德や宗教や其他一切の生活慣習を通じて農民社會を支配し、且つ公權力と結びつき、之れを利用することによりて經濟的及び社會的支配權を強める。農村社會の實際を徴するに、彼等は必ずしも自ら族長又は村長として社會統制の任に膺つては居ない。殊に士紳は村長たることを不名譽として之れを避ける傾きがある。而も農村社會に於ける彼等の實際的統制力は、前記の如き鞏固なる特權的地位の功德によりて絶對的のものがある。農村社會に行はるゝ禮教即ち習慣は、元來斯くの如く強大なる士紳の支配權により、彼等の利益に照して選擇又は創設されたものに過ぎない。苛酷にして殘忍なる小作關係の發生及び維持される理由も又、一面には農村社會に於ける士紳の鞏固なる社會經濟的地位、他面には農村に於ける人口の相對的過剩、此の二つの現象が互に相影響することによりて必然的に行はれるものに外ならぬ。

(六)

以上に説き來つた所によりて支那の農村社會の上部構造が含む諸要素を抽出し、それが封建社會及び資本主義社會の持つ諸要素と如何なる點で相異り、如何なる點で相等しきかを簡單に比較して見よう。

先づ第一に土地所有權の内容である。土地所有權は業主權と呼ばれる。業は別に産業とも云ひ、土地及び其の

經營を意味する。即ち一定の土地に對する使用收益であり、従つて所謂業主權は其の本來の意味に於いては土地に對する用益權の所有者であるが、併し近世に在つては業主權の内容は土地所有權と何等選ぶ所なきものである。即ち業主權者は特別な制限なき限り、其の權利の目的物體たる土地を占有・使用・收益し、又其の權利を相續移轉し、且つ實質的に其の形態を變ずることも出来る。支那に於ける土地所有權の發達を跡づけることは、封建社會史を研究する上に最も重要な一題目であるが、茲では只舊支那社會に於ける土地所有權の内容が資本主義社會のそれと重要ならざる點に於いて若干の相違ありとするも、本質に於いては全く同一のものであることを述べただけで満足して置きたい。之れを歐羅巴の中世、支那の古代（殷から戰國末期まで）及び中世期（秦から五代まで）の封建社會に於ける土地所有關係が、私法的權利と同時に必ず或る程度の公法的權利を伴つてゐた——所謂領有——のと較べると、そこに根本的の相違あることを認めざるを得ない。

第二は土地の分配状態である。歐羅巴及び支那の封建社會に共通した現象として、此種の社會は大土地所有の上に立つてゐた。次に資本家的土地經營も亦相當の面積を保有することによりてのみ機械及び勞働力の効果を發揮せしめて充分の利潤を收め取る。舊支那社會にも種々の方法によりて土地の兼併が比較的頻繁に行はれる。但し支那の傳統的相續習慣たる男子均分制と農村に於ける人口過剩とは、土地兼併の趨勢を抹殺して餘りある。そこには封建性を維持又は涵養し得る程に多數の大地主の存在を許さないのみならず、前號にも少しく説き及んだ様に、農業經營に於ける資本家的機構を孕み出す餘地もない。土地所有又は保有状態の過小なる分割、之れが近代支那に於ける社會的疾患及び經濟的苦悶の源泉である。

第三に官公有地及び氏族共有地に對する士紳の管理收益權の問題である。一部の論者は士紳の享有する此の特權の性質を、歐羅巴封建社會の莊園制度に照して説明しようとする。所謂莊園制度に在りては、各莊園に附屬する草地・森林・湖沼等が其の全成員の自由使用に任される。但し莊園内の人口増加即ち勞働力の増加は、自然に領主の直營耕地及び農奴保有耕地の増大を促し、斯くして莊園内の自由土地が漸次に狭められ、其の上に領主の農奴に對する搾取機能が増げられる。ところで支那の農村に於ける前記の各種地目中、氏族共有地に對する士紳の管理權は、彼が氏族の長者たる社會的地位から自然に發生したものであり、本來氏族を構成する各家族に割當てねばならない共有地の收益を、其の管理者たる士紳が獨占又は過分に取込むことの不合理はさること乍ら、それは力の關係によるものであつて、此の現象の中から封建性を發見することは出来ない。支那では一切の無主の土地はすべて官有として觀念される。此の觀念は舊い王土思想に傳統を引くものであらうが、各部落に連接した此等無主の荒蕪地即ち官有地が附近の農民によりて開墾耕作された場合、官憲は直接に此等の耕地を管理する煩を避けて、隣接部落又は最寄の郷紳に對し、小作料や公課の徴收を委託する。此の場合郷紳は不正を營む多くの機會を獲得するのであるが、何れにしても其の中に封建性を認めようとするのは無理である。部落公有地の場合は最も良く莊園のそれと似通つてゐるとは云ふものゝ、本來部落に屬する土地の收益（主として小作料）を、力の關係から管理者たる士紳が壟斷するものであり、従つて之れ又封建性の證據とはならないのである。

第四には小作關係である。小作關係は舊支那社會の農村に於ける下部構造の代表的部分を占めるものであり、従つて舊支那社會が封建社會であるか否かを決定するための最後の判斷材料である。但し此の問題は稿を改めて

詳論することゝしたい。

第五には農村經濟に對して破壊的作用を持つ商業高利貸資本が士紳と如何なる關係に立つかの問題である。此種の商業及び高利資本が大部分直接又は間接に士紳の手から出て居ることは前にも略説したことであるから、茲には繰返さないことゝしよう。翻つて歐羅巴の封建社會を見るに、商業及び高利資本は領主(地主)の反對勢力たる都市の商人の手に集積された。都市を根據とする此等の商人たちは、先づ領主の都市に對する干渉を排除し、換言すれば都市を領主の權力から獨立させる事に努力した。次に彼等は市場權の把握者であり同時に商業及び高利資本の所有者であるところから、自然に彼等の都市を經濟生活の中心とする周圍の農村を勢力範圍とし、農村統制の方法として都市以外に市場を開き又手工業を營むことを禁止したりした。支那封建社會の末期に發生した商業及び高利資本はそれとは著しく趣を異にし、土地資本と共に地主(士紳)の一手に結合されて居る。更に之れを資本主義社會に比較すると、資本主義社會では工業又は金融資本の所有者が土地を兼併するのであるから、此の關係に於いては舊支那社會は丁度資本主義社會の逆であると思ふことが出来る。

(七)

第六には土地に關する地主の凡ゆる經濟的利益が如何にして保障されるかの問題である。資本主義社會では所謂法治主義の發達に因り、國家の法律によりて保障される外、必要あれば行政機關及び軍隊が、彼等の利益の侵害者に對して彼等を擁護する。翻つて舊支那社會の實際を見るに、地主は法律よりも社會慣習に依頼し、而して

慣習は前述の如く彼等の利益に照して彼等自身が創造し且つ維持せねばならない。即ち此點に關しては、地主は國家を其の頼もしい味方とすることが出来ない。但し歴代の帝王は士紳の全國的主領たる關係に立ち、「善良」なる風俗習慣を維持することに關しては、完全に士紳即ち地主と一致した利害を持つ。此の意味に於いて國家は間接に地主利益の擁護者であると謂ふことが出来る。且つ地方の行政、軍事及び司法機關はそれが事實上何人の統制下に屬しようとも、一應は國家の統治方針に従つて行動する義務を負ふ。又辛亥革命以後の様に國家の統一が破れ、北京又は南京の所謂中央政府の統制下に立つ軍事的割據勢力の場合にした所で、其の首領たちは彼自身士紳の一員であるから、彼の持つ凡ゆる公機關も亦原則的には地主利益に對する擁護者でなくてはならない。此の關係は資本主義社會の地主が行政及び軍事機關を味方として彼等の敵に對峙して居ると何の選ぶところはない。第七には地主の武力である。封建領主が彼の地位及び利益を擁護する最後の手段は武力であつた。舊支那社會に於ける士紳も又、前項に記したやうな方法を補充するために或る程度の武力を握つて居た。殊に彼等の武力は新たに興つた民主主義的農民運動と對抗する上に、軍事や警察を背景として相當顯著な効果を發揮しつゝある。此種の現象に對して封建性を主張するものもあるが、私はそれに左袒することが出来ない。何となれば普通に地主の武力と謂はれて居るものは、民團又は鄉團の名が語る如く、本來部落自衛の爲に作られた公共機關であつて、地主の私有に屬するものではない。尤も大地主が武装した私兵を雇つて居る例も少くはないが、併しそれは小規模の土匪に備へ、兼ねて彼に屬する小作人又は農業労働者を威壓するに過ぎないもので、茲に取上げて論ずる程の價値はない。ところで部落自衛の爲に編成された民團が、實際には小農民の地主に反抗する凡ゆる運動に對し

て毎に地主の味方に立つのは何故かと云ふと、一つには彼等の經濟的利害、二つには彼等の頭に深く植ゑ附けられた傳統的な觀念形態の爲である。氏族間の鬭争や土匪の襲撃に際し、小作人が地主の爲に戦ふのも同一理由からである。

最後に考ふべき點は、前資本主義社會から資本主義社會に移り變りつゝある過渡期に於いて、前記の如き農村の上部構造即ち社會統制機構に、如何なる變化が起り又は起り得るか云ふ問題である。一九二三年から一九二七年に亘る左翼國民黨施政の時代に於いては、其の勢力範圍内殊に廣東及び湖南の農民協會運動が政權の指導及び援助を得て、眞正面から舊い農村統制機構に挑戦し、地主の利益に順應する舊慣習を一掃して、逆に自小作農の利益に立脚した民主主義的な新社會を建設しようとした。此の勇敢なる試みは少くも前記の諸省に於いて或る程度に成功したが、それは決して鞏固な基礎の上に立つものではなかつた。地主及び地方軍閥の反噬に遭つて脆く失敗に歸したことは、寧ろ當然と謂ふべきであつた。武漢の左翼政權が倒れて南京の右翼政權が興つたが、此の新政權は舊支配階級たる地主と新興支配階級たる資本家とのブロックであるから、過去二年間に於ける右翼國民黨政權の立法及び行政の跡を検討すると、彼等は一面に法治主義の發達を圖り、極めて微温的な改良主義的方策を以て農村社會に臨んで居る。法律の權威が慣習に優越する迄に發達したならば、農民の生活は右翼政權の與へる法律の範圍内に於いて或る程度に改善されるであらう。併し農村社會の統制機構が地主に握られて居る間は、所謂法治主義の農村に浸透する速度は至つて緩かならざるを得ない。殊に右翼政權の所謂改良主義は、傳統的なる專制思想から脱し切れない一種の善政主義で、其の進行に缺くべからざる民主主義勢力の勃興に對しては、

國民黨の傳統たる農民協會を排斥し、農會法と稱する農民運動取締規則を設けることによりて寧ろ之れを阻止する態度に出でつゝある。即ち右翼政權の下に在つては、支那に於ける農村の非資本主義的上部構造に變革を加へて、農業生産者の生活を改善することは、全く不可能ではないにしても、極めて効果の薄いものであると斷定することが出来る。

之れを要するに農村社會の上部構造、即ち土地所有權にせよ又社會統制機構にせよ、吾々はその中に封建性を發見する代りに、却つて部分的ではあるが資本主義的要素を認めることが出来る。而して斯くの如き上部構造が如何なる下部構造に對應して居るかは、之れを次の考察に譲ることゝしたい。(昭和五年二月『滿鐵支那月誌』)

第二節 支那農村の階級構成

(一)

昨年(一九二七年)十一月下旬の共產黨中央緊急會議は、本年度全國代表大會までの農民運動指導原則として立夫氏の起草せる『中國共產黨土地問題黨綱草案』を承認したが、本稿では其の内容の紹介及び批評を試みることにする。本草案の末尾に「第六次全黨代表大會で最後の決定をする」とあり、決定以前には黨員は此の草案に對して修正なり意見なり又全然別個の草案を提出することも出来ることと記してある。即ち本年五月頃に開かれる年

次大會の議案としては自由に討論の題目として取扱ふことが許されてあるが、併し昨年十一月から大會の決議に至る迄の約半年間の暫定的指導原理としては權威ある文章として黨員の服従が要求されると解釋すべきであらう。本草案の大體の組立を記せば、先づ支那の社會組織を歴史的經濟的且つ政治的に考察し、支那社會の基礎的構造たる農村に關して其の階級的構成、階級互間の關係即ち治者・被治者及び中間者の三つの階級がそれに如何なる機能を持つて並立して居るか云ふことを考察し、更に農村を構成せる此等の諸階級が一方には軍閥及び帝國主義勢力に對し、他方には交通・商業及び工業組織に現はれた資本主義勢力の發達に對して如何なる利害關係を保つかを明かにし、最後に支那民族殊に其の勞農層は非資本主義の途を選んで邁進する外に一條の活路も殘されては居ないと斷定する。而して所謂非資本主義の途に於ける農村の新組織に關し、十五項の具體的方法を提示して居る。

(二)

草案は支那の社會經濟制度を批評して「マルクス、レーニンの所謂アジア的生產方法」「アジア的土地所有制度」「アジア的專制政權」などと呼んで居る。マルクス、レーニンの所謂アジア的生產方法とは、草案の他の場所所謂「農業と家庭工業との結び付いた支那舊經濟基礎」を意味する。農業と家庭工業又は問屋工業とが結び付いて農村經濟の基礎を爲したことは、マルクス以後に發達した經濟史の記すところに依れば、必ずしもアジアに限られた現象でない。中世末期から近世初期にかけ、即ち所謂産業革命以前の歐羅巴諸國の地方經濟組織は多

く之れに屬した。所謂アジア的土地所有制度の意味は後に詳しく紹介するが、之れとて必ずしもアジア乃至支那に限つたことでない。歐羅巴に就いて云へば、封建制度の崩壊に伴つてマナーに縛られた農奴の漸進的解放が行はれる。其の過程が漸進的である結果、そこに現はれた自由農民の現實的な自由には種々なる程度の制限が残る。この中途半端な自由が小作權の内容を決定した場合に、地主の土地所有權は近代的法律觀念に照して特殊な色彩を帯びることとなる。草案起稿者の所謂アジア的土地所有制度は、其の實歐羅巴の農村にも曾て普遍的に存在したものに外ならぬ。従つて此の場合にもアジア的な名稱は正しくない。第三にアジア的專制政權なる名稱であるが、其の意味は大體、

諸侯の領地や貴族の土地占有制度は、支那にあつては早く根本的に崩壊した。之れは秦の始皇の後即ちクリスト紀元前三世頃のことである。それから非常に永い無政府状態と非常に殘酷な闘争とを経て、最後に形づくられたものが所謂アジア的生產方法である。支那の國家は細分されたる諸侯の領地からアジア的專制政權に移つて極めて發達せる官僚制度となり、農業と農民の家庭工業とが結びあつて、茲にアジア的生產方法は極めて大規模なる安定状態を得た。

とあるのがそれである。此の表現は、私の知るところではなかつた正しくなかつた誤つて居る。抑々共產主義者又はそれに近い内外人は支那の社會現象を取扱ふ場合に、好んで封建又は封建的な言葉を用ひるくせがある。併し支那歴史から封建制度が消滅したのは草案の筆者も認める通り、今から二千年以上も前のことである。従つて支那に現存する如何なる現象に對しても「封建」の名を與へることの不當は申すに及ぶまい。封建時代を享けて專

制時代の起つたことは事實である。併し「極めて發達せる官僚制度」の起つたのはずつと後のことであつた。秦漢から唐末までは、政治上の專制的統治と社會上の貴族支配とが並び行はれた。此の期間が約千年である。唐末から五代に續いた大戦亂が先づ經濟的に、次に社會的及び政治的に貴族の存在の基礎を覆した。即ち宋初の支那社會は、云はゞ支配階級を持たない畸形の社會であつた。此の缺陷を補ふ爲に新たに起つたものが官僚階級であり、政治的權力を保つところの官僚が同時に一つの大きな社會階級を形づくつて居る爲に、草案筆者の所謂極めて發達せる官僚制度が現はれたのである。但しそれは宋以後のこと、唐以前には政權は中央地方を通じて貴族の掌中にあり、官僚は其の輔佐者として存在を許されて居たに止まる。

(11)

支那歴史に現はれた右の如き社會發展階段を歐羅巴のそれと比べて見て、若し兩者の間に本質的な相異が認められたならば、歐羅巴的見地から此の相違を名付けて初めてアジア的乃至支那的と云ふことが出來よう。先づ封建制度に就いて考ふるに、兩者の間には唯時間の相違があるだけで、其の本質即ち封建制度の政治的・經濟的・社會的機構には何の相違も認められない。次に封建制度を受けついで貴族專制時代であるが、之れまた支那乃至アジア特有のものでない。封建制度崩壊の政治的原因は君主の權勢の高まつたことにあり、此の作用は更に封建諸侯の延長たる貴族の特權に向つても働きかけざるを得ない。支那も歐羅巴と同じ様に、其の貴族專制時代は君主と貴族との政權争奪の事實で一貫せられ、時の進みと共に前者は遂に後者を克服した。唯支那は君主對貴族の

鬪争が唐末から五代に亙る二世期間の大規模且つ深刻な内亂に依りて其の幕を閉ぢたところから、其の結果として生み出された新社會の構成が著しい點で歐羅巴と異なるに至つた。

第一に歐羅巴では君主の權勢が最高頂に達した際でも、貴族は其の傳統的政權に離れながら尙ほ社會的及び經濟的特權を握つて殘存することが出来た。然るに支那では貴族の存在が千年以前に其の跡を絶つた。即ち支配階級を失つた畸形的な新社會が発生したこととなる。歐羅巴では君權の膨脹に伴はれて國際的鬪争が劇しくなり、此の局面からマーカンテイリズムなる財政經濟的思想が起り、此の思想の實現の爲に君權と商人とが結びいて、未だ曾て觀られなかつた程度に大規模な冒險的企業が勃興した。近代ブルジョアジの發生は産業技術の革命的發展に負ふところ大であると共に、前記の新興商人階級の企業精神及び能力に負ふところも亦之れに劣らず大であつたと云へる。君權が其の最高頂にあつた時代には、政治は貴族よりも寧ろ官僚群を其の輔佐者として行はれた。官僚の一部が其の功勞に依つて貴族の列に加つたことは支那の貴族時代と異ならぬが、併し歐羅巴では官僚群の偉大なる勢力にも拘らず、遂に彼等自身の階級を形づくるに及ばなかつた。然らば何故に支那でのみ官僚群が自らの階級をつくり得たかと云ふと、それには恐らく二つの主要原因がある。第一は前にも記した様に宋初に於ける支配階級の缺乏である。支配階級のない社會なるものは獨り現代の共產主義者のみならず、一千年前の支那の庶民の爲にも多分望ましい状態であつたらうが、爲政者の側から云ふと彼の爲に政治の運用に膺る一定の地位及び素養を持つた人々の存在が絶對的に必要である。宋朝は此の必要を充す手段として、貴族時代に制定された科擧即ち官吏登用試験制度を旺んに利用した。従來は補助的な意味しかもたなかつた此の制度が、宋以後は原

則上官吏たる資格の唯一の泉源となるに至つた。但し科擧に依りて任命される官僚群が、唯それだけで自らの階級を構成することにはならない。何となれば官僚なる身分は法制上世襲するものとなつてゐないからである。然るに歐羅巴の社會組織が個人主義的であるに反し、支那のそれは完全な意味での家族主義である。何事に依らず世襲を欲すると云ふ強い傾向は家族主義に固着した特徴の一である。官僚なる法制的身分は勿論世襲の目的物とならぬが、官僚なる社會的身分ならば支那の社會は容易に之れを認めるのである。社會的承認が時の進むに従つて、一の新しい支配階級即ち私の所謂官僚階級を生み出したのである。次に經濟的手段に依る富の集積作用が微弱である間は、社會の富は政治的搾取の道を通じて官僚群にかたよらざるを得ない。支那では富豪と官僚とが同意語となつて居る。富が官僚の門に集積される事實は、更に社會の官僚に對する崇拜を導き且つ其の身分の社會的世襲の承認を容易ならしむる。かくて官僚階級の支配と云ふことが宋朝以來一千年間支那の政治經濟及び社會的機構を特色付けて居るので、此の特色こそ眞に所謂アジア的——尠くとも支那的なる稱呼に値するものである。

(四)

支那の生産方法が「農業及び農民の家庭工業の結び合つたもの」であることはマルクス及び草案筆者の認める通りであるが、斯くの如き經濟的機構の發生に關して筆者の説くところは大體次の如くである。

支那の農業經濟と土地關係とは、現代資本主義の行はるゝ歐米と同一でない。此の相異の最も重要な前提は支那生産の自然的環境及び其の歴史的發展の特殊條件に在る。支那の農業生産方法には幾多の特徴があつ

て、それが農村經濟の特殊状態を生み出した。即ち水利改良（人工灌漑）の重要を意識し、水旱害調節の爲に多量の道具と工事を必要とした。次に支那本部の重要地方に牧畜業が無い結果、農村經濟中役畜の使用が比較的少い。また休閒法を行はぬ農業であるから、多量の施肥を必要とし且つ多量の徒手労働を空費する。斯くの如き農業生産方法に加ふるに、商業及び高利貸資本が早くから發達してゐる。遊牧民族の侵略及び水害を防禦する必要から長城や運河や黄河堤防などの巨大な土工が起され、天災に應ずる爲にも又種々な救済組織が營まれねばならない。遊牧民族を征服し得た場合には彼等を強制して農業民族たらしめねばならない。支那の社會經濟制度は、實に此等の事情の綜合から出來上つたものである。即ちマルクス、レーニンの所謂「アジア的生產方法」の制度である。支那國內の無數の小農經濟は實際上の相關關係の薄いものであるが、併し支那には非常に古くから一見統一的な國家政權が發生した。人工灌漑は此の國家政權の物質的基礎の一つであり、支那官僚制度の絶大なる作用も亦之れに原因する。支那の官僚は單に地主及び商業高利貸資本の利益の政治的代表者たるのみならず、彼等自身直接に高利の搾取と大商業の經營とを實行する本人でもある。

支那の農業生産方法を特徴づける要素の一として立夫氏の擧げた水利又は人工灌漑の重要と云ふことは、同時に曾て支那民族の政治的統一を促し、且つ最近に至る迄專制政治の事實的根據の一となつたものである。先づ民族統一の過程に水利問題が如何に重要な役目をつとめたかに就いては、我々は遠く神禹傳説に遡ることが出来る。禹が實在の人であつたか否かを別とし、支那に有史の時代が其の明かなすがたで展開された以前に、水利問

題の解決に成功した酋長達は漸次に其の勢力を張り、中にも黄河と云ふ難物を處理する事業になると、之れに利害關係を有する凡ゆる地方の酋長が協力して之れに膺らねばならなかつた。斯かる大規模な協力が權勢あり且つ手腕ある者の專制的な指圖の下に行はれたと云ふことは今から之れを想像するに難くない。他の言葉で云へば多數酋長達の力をまとめて巧みに此の難事を處理し得た人の周圍に、曾てなかつた程の獨裁的權力が自然に凝集したであらう。治水の功勞者たる禹が夏朝の建設者であつたと云ふ傳説は、右の意味に於いて充分承認されるべきである。而して支那の有史時代は夏に始まり、且つ支那民族の政治的統一も亦此の時代に或る程度の完成を見たものと考へらるゝのである。政治上に水利を尊重する傳統は遠く清末に及び、黄河の治水を擔任した河防總督は申すに及ばず、各省共水利の爲に設けられた大きな官僚組織があつた。支那民族の政治的統一は、次に「遊牧民族の侵犯を防禦」する手段として著しく促進された。遊牧民族の侵犯が支那民族の生存を脅す程度に顯著となつたのは、戰國時代以後のことであつた。趙の武靈王は匈奴の戰術及び武器を學んで其の兵力を張つたと云はれて居る。秦漢は中央集權制の初めて支那に發生した時代で、其の内的原因は勿論封建制度の崩壞にあるが、併し此の内因の發展過程が匈奴の侵犯と云ふ重大な外的原因に刺戟されたことを見逃してはならない。水利問題の支那農業生産方法に與へた影響はそれが政治に與へた程明瞭なものとは認められない。且つそれは南北に依りて著しい相違がある。南方の水田地帯では灌漑が農業生産方法の基本を爲すのであるが、北方の畑作地帯ではそれ程重要でなく、菜園等の僅少の地積以外は全く自然任せの状態にある。尤も水害の豫防は充分必要であり、比較的大なる施設は行政的手段に依り、比較的小なる施設は一又は數部落民の協力に依り行はれる。行政的施設の行

はれる場合には、築堤其他に要する工事材料及び勞力が出來得る限り附近の村落から徵發される。之れを要するに水利問題が農村生活に影響する場面は、官僚對農民の關係を規定する意味に於いては南北共通であるが、農業生産方法を規定すると云ふ意味では單に南方の水田地帯農村にのみ行はれる。家畜の飼養も南北によりて異なる。全體的には歐米農業に比し牧畜事業は著しく缺けて居り、従つてそれから生ずる農業技術上の利益——勞働力の節約及び肥料の便宜を得ることが出來ない。勞働力は過剩人口に依りて比較的容易に之れを補充することが出來るが、肥料は種々なる補給方法の講ぜらるゝに拘らず到底不足を免れない様である。休閒地の問題は支那では問題とならない。何となれば此の習慣は非常に古い時代に廢れたばかりでなく、支那の耕地の大部分は過剩なる人口に依りて餘りに細かく分割され過ぎて居るからである。右の事情からして支那農民は收穫遞減の法則が暴威を振ふ程度に狭い地積を多人數で耕すばかりでなく、再生産の爲に投下する資本の分量は尠い爲に、到つて効率の低い且つ分配の尠い生産に従事して居る道理である。従つて彼等の大多數は土地のみに頼つて生活することが出來ない。そこで一方には出稼乃至移民が行はれると共に、他方には内職を求めて不足を補はうと努める。海外出稼の習慣は福建・廣東及び廣西の一部にしかない様である。福建に隣る浙江省の温州や厦門あたりで先年南洋移民を募集したことがあるが、應募者の尠かつたばかりでなく出稼者の大多數は落付くことが出來なかつたと云ふことである。併し内國移民は、一部の外人が想像するとは正反對に、至つて氣輕に行はれる。但し内國移民は都會に出稼ぐ者と邊境又は近隣の人口稀薄な地方に移住する者がある。之れにも地方に依つてそれ／＼の習慣があり、例へば揚子江下流の農民はまづ都市をめぐり、山東・直隸・山西等の農民は都市よりも寧ろ邊境地

方に出て、手馴れた職業から離れまいとする傾向がある。出稼又は移住を行はない農民の家族は、附近都市の工場或ひは問屋から内職仕事を請ける。立夫氏の云ふ通り、支那には「商業及び高利資本が早くから發達して居る」。商業資本の發達は南北の經濟交通が發達して所謂國民經濟の成立したことに伴ふもので、即ち隋に初まる。商業資本は一方に手工業者を搾取すると同時に、他方に農村に有り餘る低廉な不熟練勞働を利用する。即ち所謂問屋工業である。之れを他の一面から觀て「農民の家庭工業」と命名しても差支へない。而して今日の支那は一般の誤解するが如く手工業時代にあらずして今一步進んだ問屋工業時代にあるのである。之れを要するに支那の農業生産方法には、立夫氏等が考へてゐる程特殊なアジア的な要素を含んで居ると尠くも我々は考へることが出來ない。牧畜的要素の尠いことや休閒法の行はれないこと、灌溉其他に機械的手段の用ひられないこと、勞働力が收穫遞減の法則を侵して小地積に集中されること等は、歐米の農村を見馴れた眼で卒然と之れに臨んでこそ異様に思はれるであらうが、併し之れを以て本質的相違と解釋することは出來ないと思ふ。問屋工業と農村生活との交渉に關しては、前節に批評した通りである。尙ほ立夫氏自身は支那農村の特徴を總括して次の如く述べて居る。

支那農村生活の特徴は、人工灌溉が一切を決定する重要意義を持つこと、官僚の作用が非常に大きいこと、官僚と土地私有制度及び商業高利資本との間に密接の關係あること、歐洲の中世紀にもなかつた程度に地主及び商業高利資本が大規模に農民を搾取すること、耕地の極端なる細分（但し土地所有權の集中はそれに拘らず行はれる）、資本主義前期的なる地方市場が農民經濟に對して相當大きい勢力を揮つて居ること等である。新たな生産方法への推移、全國的生産力の發展、農業技術を一層高い階級に進めることの如きは、總

て此の舊社會制度の遺毒の爲に妨げられて居るのである。

人工灌溉が一切を決定する重要意義を持つと云ふ言葉は、南支那の米作地帯には大體妥當するが、北の畑作地帯では通用しない。北支那では灌溉が左程に重んぜられない。畑作に馴れた農民は其の作物に要する光・熱及び水分を、殆ど全く自然任せとして居る。故に彼等の關心は灌溉にあらずして水害の防止にある。但し水害防止施設を通して、農民の經濟生活に「官僚の作用が非常に大きくはたらく」ことは立夫氏の見る通りである。官僚が土地及び資本の最大なる占有者であることも亦事實だが、併し土地及び資本の現實の占有者の大部分は現職にある文武官僚にあらずして所謂郷紳である。郷紳の存在は私の所謂官僚階級の存在を立證するところの最も有力なる事實である。而して官僚階級なる一大社會階級の存在が眞の意味に於ける支那社會の特殊性を示すものなることは曾て詳説したところである。土地及び資本占有者が「歐洲の中世紀にもなかつた程度に……大規模に農民を搾取する」ことは疑ひ難い事實である。之れは歐羅巴の封建末期から專制時代にかけても行はれた現象であるが、それが支那に於いて特に劇しいのは何故かと云ふに、其の背後に官僚階級と云ふ政治的搾取手段を持った支配階級の勢力がひかへて居る爲である。「耕地の極端なる細分」は支那ばかりでなく、日本にも南歐諸國にも行はれる。従つて普遍的現象であるけれども、之れが支那農村の特徴を構成する重要因素の一であることには異存ない。「資本主義前期的なる地方市場が農民經濟に對して相當大きい勢力を揮つて居る」ことも亦事實である。之れは全支那の經濟發達段階が今尙歐羅巴の中世末期——近世初期の間に彷徨して居ることを物語る最も有力な證據の一である。故に「新たな生産方法への推移」が「凡て此の舊社會制度の遺毒の爲に妨げられて居る」と云ふこ

とは、支那が今尙ほ中世末期——近世初期に歐羅巴人の經驗した悩みから解放されてゐないことを示すものに外ならない。換言すれば支那——農村に限らず——の民衆は官僚階級なる特殊な支配階級を背負ひつゝ、中世的なる政治・經濟・社會的桎梏に悩むものである。

(五)

以上で中國共產黨の土地問題黨綱草案中の總論的部分の紹介及び批評を終り、各論に入りて、先づ共產主義者が支那農村の階級構成を如何に觀てゐるかを考察しよう。之れに關して立夫氏は曰く、

農民は三種に分類せられる。小作農・自作農及び半小作農である。又三種の農民を通じて貧農・小農・中農及び富農の區別がある。此等の分類は、農業生産方法の諸案件中單に生産の規模即ち耕地面積の多寡のみを標準として行はるべきでない。同時に水田と旱田、地味、收穫の回数等をも斟酌せねばならぬ。支那本部では貧農と小農とが最大多數を占めて居る。貧農及び小農は總て其の毎年の収入が家族の最小限度の生活を維持するに足らぬものである。此種の農民の百分率は各省によりて異り、大體五〇パーセントから八〇パーセントの間にある。富農は農村人口の小部分を構成するに過ぎぬが、貸金や勞働の雇傭によつて貧農を搾取し、牧畜及び農具を貸貸し、貧民の土地を強制的に用益し、又或る者は自ら耕作して餘つた土地を小作に附し、農業の外に商業又は農村副業を兼營し、郷紳及び官署と連絡する。故に富農の数は少いが、其の農村に於ける勢力は比較的大きい。但し地主や商人や高利貸の勢力に較ぶれば著しく低いものに過ぎぬ。

右は農村内の被支配階級であるが、此の外に向「苦力及び農業労働者」の存在することは曾て紹介した通りである。苦力や農業労働者は即ち失業せる或ひは土地を失つた貧農・小農に外ならぬ。之れに對立する農村内の支配階級又は搾取階級に關する立夫氏の説明は左の如くである。

地主・商人・富農の一部及び高利貸の外に支那農村内の搾取者として尙ほ土豪及び郷紳がある。郷紳は常に地主であり、商業及び高利貸を兼營し、其の一部は官吏となるが、一般的に云へば彼等の多くは知識分子であり、専ら農民の餘剰生産に寄生するものである。彼等は小作料又は租税の方法により或る場合には脅迫の方法を用ひて農民の餘剰生産を搾取する。彼等は官署と生産的農民との中間的存在である。土豪は民團と同じく農村の労働平民を壓迫するところの寄生蟲的暴力機關で、此等の寄生蟲こそ反動勢力が農村内で最も信頼するところの根據である。

地主・商人・富農の一部及び高利貸は農村内にあつて農民に對し經濟的搾取を行ふ一群であり、地主は事實上その大部分が所謂郷紳であるところから、彼等は兼ねて政治的搾取をも併せ行ふ。且つ立夫氏の云ふ通り、農村の商業及び金融業に資本を供給する者は主として地主たる郷紳である。故に「土豪及び郷紳」は政治的搾取者であると同時に、實際上經濟的搾取者と云ふことにもなる。土豪は多くの場合郷紳又は其の家族であり、然らざる場合にも唯郷紳又は地方官吏を背景としてのみ農民の上に暴威を揮ふことが出来る。従つて農村内に行はるゝ搾取の方法は經濟的及び政治的の二種あるが、併し搾取者は唯一つの官僚階級であると云ふことが出来る。一方に生産者たる農民、他方に搾取者たる官僚階級、此の兩者の對立が今迄の支那農村の階級構成である。共產主義者

の支那農村階級觀を考察する場合には、我々は單に客觀的事實を觀察するばかりでなく、同時に共產主義者達が此の問題に關して如何なる指導原理を持つかを考慮することを要する。ニコライ・ブハーリン氏は一九二五年四月の共産インターナショナル擴大委員會に提出した農民問題テーゼ中に農民の階級性を論じ、一般的には「農民階級は、過去に於いて封建的社會の基本階級だったが、資本主義社會では一般に在來の意味に於ける階級ではない」と述べて居る。然らば封建的社會と資本主義社會との中間階段に於ける農民の階級性は如何にと云ふに、曰く「まだ封建的土地所有の多くの遺物を残して居る國では、階級としての農民の利害は地主の利害とはつきり對立して居るので、彼等は革命の或る時期には、單一的全體としてプロレタリアートの同盟者となり得る。就中植民地及び半植民地並に經濟的に後れた歐羅巴の諸國に於いて、事態は正しくかうなつて居る。而して後者の國々に於いては漸く一部分が資本化したばかりの、封建的な、而して主從關係に基く土地所有に對する農民革命が日常の事となつてゐる。」

ブハーリン氏は大體に於いて過渡的社會に於ける農民の階級性を認めて居る。但し此の場合農民の階級闘争の目標となるものは「漸く一部分が資本化したばかりの、封建的な而して主從關係に基く土地所有」であるが、一千年以來の支那社會は決して封建的でなく、且つ地主と小作人との關係には主從關係を含まない。此點に於いて支那社會は獨自の發達階段を辿り、封建社會と資本主義社會の間に官僚階級支配と云ふ特殊な一階段を持つた。而して今日は此の階段の末期に當るのである。此の特殊社會末期の農村階級闘争の様相に關しては後に立夫氏の見解を紹介する豫定であるが、兎に角私は立夫氏と共に、官僚階級支配下に於ける農業生産者は地主との間に明

確なる利害の對立を意識し、従つて全き意味での農民階級なるものが存在することを認める。

(六)

支那農村の階級構成は大體右の如きものであり、次には各論の第二として、相對立する二つの階級が如何なる關係に置かれてあるか、換言すれば農村階級競合の様相を觀察しよう。先づ兩者の經濟關係中、小作制度に就いての立夫氏の説明に曰く

支那の小作制度には特殊な事情がある。小作料は多く穀物で支拂はれ、且つ其の大半は習慣上永小作權となつて居る。小作制度は一般的に云へば資本主義的性質を持たない。詳言すれば地主の相手方の極大多數は資本主義的企業家としての小作農即ち農業投資者として耕地を賃借するものではなく、生活の爲に他人の土地を耕すところの窮困せる農民に外ならぬ。只廣東・江蘇・浙江の如き沿海諸省中大都市に接近する地方に、極少數の資本主義的企業家としての小作農を見るに止まる。地主の小作人に對する無制限の搾取は、一般的に云へば曾てなかつた程度に達して居る。即ち地主は單に「絶對小作料」及び「收益小作料」の外、水田灌溉設備に投じた資本の利子を取上げる許りでなく、尙ほ其上に小作人が耕地に投じた資本の利子迄も併せて取上げるのである（茲に用ひた名詞は總て資本主義社會に行はるゝ經濟術語である）。一層甚しいのは小作生産者及び家族が當然取得すべき勞銀の一部分迄掠奪する。斯様な事情から小作人の収入は、自然に生活維持の最小限度を破つて低下するに至る。

支那の小作制が農業勞働の一形態に外ならぬことは正に立夫氏の説く通りである。例外的なる形態として企業的な小作經營が行はれ、揚子江下流地方の「田面」や北支那に行はれる「包租」や東三省に行はれる大地積の小作の如き、總て之れに屬するものである。小作人が耕地に投じた資本の利子をも併せて取上げるとあるが、此點は恐らく數字的に明證することも出来ぬであらうし、又重要な問題でもない。小作制度を通して行はれる搾取の最も重大な一面は「小作生産者及び其の家族が當然取得すべき勞銀の一部まで掠奪する」ことである。以上は傳統的且つ正常的な小作關係として取扱はれたもので、立夫氏は更に「新たな小作關係」の發生に就いて述べて居る。曰く

此等の傳統的搾取方法以外、更に新たな小作關係が發生し來つた。地主は永小作權を有期的制度たらしめようとして種々なる手段を用ふる。又舊慣では小作料として穀物を納める場合に、毎年の出來榮えに應じて其の額を定めたのであるが、それが追々「鐵租」なる新たな方法に變化しつゝある。鐵租とは豊凶に論なく一定の小作料を納めることで、此の方法は既に甚だ廣く行はれて居る。小作人が豫め一定の保證金を納めて小作權を取得する場合之れを「押租」と名づくるが、此の方法も行はれた。

此の説明には可なり批評の餘地がある。先づ小作權存續期限の問題であるが、立夫氏は支那の小作權は多くは永小作權であると考へる。従つて地主が之れに一定の期限を附し且つ出來る限りそれを短縮しようと種々なる手段を用ふると云ふのであるが、元來支那の小作權は一般に無期限ではあるが決して永小作權ではない。所謂田面は永小作權の性質を持つものであり、其他之れに類する小作權は南北を通して多く其の例を見るが、併し之れは

例外的例證に外ならぬ。原則としては無期限なる債權的性質の用益權と云ふのが、支那小作權の内容となつて居る。従つて小作契約に期限を明定することは必ずしも小作人の不利益とは限らない。又小作期限の短縮は小作人の不利益であると同時に、掠奪農法の行はれると云ふ事實から見て地主にも同じく不利益である。従つて地主が期限の短縮を計ることは事實としても、それには自らの限度があり、而して此の限度は兩者共通利益の所在點に従つて定まる性質を持つ。次に所謂鐵租であるが、之れは普通に云ふところの定納小作であり、決して近頃起つた現象ではない。惟ふに立夫氏は南支那の分益小作制を見馴れて居るところから斯様の錯誤に落ちたものであらう。但し分益制の起るには起らねばならぬ事情があり、貧乏な地主が此の事情を無視して分益農に鐵租を課するとすれば、それが農民の經濟にとつて容易ならぬ脅威となることは勿論である。押租とは敷金を納めて小作權を獲得することで、之れ又近頃起つたものでない。立夫氏は小作關係以外に行はるゝ地主の小作人に對する壓迫に就いて、次の如く指摘してゐる。曰く

小作人は必ず地主の爲に極めて少い報酬に甘んじつゝ其の勞働力を捧げねばならない。又小作人は必ず種々の奇怪なる名目の下に、地主に禮物を贈らねばならぬ許りでなく、地主又は小作料徴收者を饗應せねばならぬ。更に小作人は小作料滯納の爲に地主の奴隸とせられ(廣東・山東)、子女を賣つて小作料の支拂に當て、若し支拂不能の場合には牢屋に監禁される(廣東・浙江等)。土豪や民團は任意に小作人を毆打又は私刑に處し、其他之れに類する搾取方法は非常に多いのである。

私は前に支那の地主對小作人關係に封建的性質は勿論主從關係をも認めることは出来ないと言つた。一部の論

者は前記の如き事實即ち、(一)名目的勞銀に甘んじて地主の爲に勞役すること、(二)小作人は見廻り又は小作料取立てに來た地主又は其の代表者を饗應する習慣的義務を負うて居ること、(三)小作料滯納其他の出來事の爲に地主の小作人に對する私刑が行はれること等を以て、兩者間の主從關係の名残りを止める現象だとは云へるが、併しそれは第一に名目的報酬を伴ひ、第二に半任意的の行爲である。従つて過去の主從關係の痕跡を止めるとは云へるが、現實に主從關係的性質を帯びて居るとは云へない。禮物及び饗應も亦大體之れと同様である。最後に私刑は必ずしも使用人や小作人に對して加へらるゝばかりでない。従つて此の習慣だけで主從關係を立證することは無意味である。

(七)

農村に於ける農民搾取者は勿論地主を第一とするが、其外にも尙ほ商人・高利貸・土豪及び郷紳がある。商人以下も大概地主を兼ねては居るが、併し彼等は同時にそれらの特殊な機能を有つ。右の中で土豪及び郷紳の農村を蠶毒するのは主として軍閥又は官僚の手先きとしてあり、本節は農村内部の事情のみを取扱つて居るのであるから、茲には只農村に巢喰ふところの經濟的搾取者即ち商人及び高利貸に就いて考察を加へることとする。「資本主義前期的なる地方市場が農民經濟に對して相當大きい勢力を揮つてゐる」と云ふ立夫氏の見解は正しい。地方市場を背景とする農村商人の農民に對する勢力は、單に經濟的ばかりでなく社會的に甚だ高い。そのみならず「農村に於ける貨幣の勢力は日に増し増加する。而して高利貸の勢力は之れと共に擴大する」。實物經濟時

代の農民は其の收得する實物の不足の爲に、また貨幣經濟時代には貨幣の常住及び不時の需要の爲に、孰れにしても高利貸の乗ずるところとならざるを得ない。

農民の最も貧苦なる分子——其の百分率は各省によりて異なるが、大體五〇パーセントから七〇パーセントを占めるところの——は生活維持の最小限度の資料すらもたず、之れに天災や戰禍が加はれば忽ち破産失業の外はない。其上婚禮や葬式や節句と云ふが如き種々なる浪費的禮節を行はねばならぬところから、總ての農民が高利貸の援助を仰がなくてはならない。金利は月二歩乃至一割であり、金錢の外に穀物貸借の方法もある。此の方法は一層慘酷なもので、公然たる掠奪と名づけてもよい。即ち收穫前に穀物一石を貸して收穫後に一石半乃至二石を収める。收穫の數箇月前に借りた金も、收穫後には一年分の利息を附して拂戻さねばならぬ。凶年や災變のあつた年などは、數十の村落に亘つて總ての農民が高利貸の搾取に泣かなくてはならぬ。

農村商人の農民に對する搾取は二つの方法に依りて行はれる。第一は農民の困窮殊に小作料及び租稅納付期が穀物の收穫期と一致するところから商人は自由に農産物を値切り倒すことが出来る。第二は租稅の轉嫁である。

曰く

軍閥の統治は根本的に農民經濟を破壊する。彼等の重稅や軍事徵收や、船車馬匹の徵發や糧秣の割當や人夫の強制募集は、完全に農民經濟を破壊するものである。地主は租稅の一部分を小作人其他一般農民に轉嫁することが出来る。此等の課稅は一年中に二、三回から六回にも及ぶ。又釐金其他の雜多な通貨稅を徵收する稅關が無限に増加するのであるが、商人の之れから受ける搾取も矢張り農民に轉嫁されるのである。輸出に

就いて云へば、商人は課稅負擔を見込んで其の買收する原料の價格を抑へるから、課稅額は厭でも應でも生産者の負擔とならざるを得ない。輸入に就いても全く之れと同じことが云へる。軍閥制度の下では、從來課稅徵收に關して行はれた舊慣や制限が全く消滅して、支那の貧苦農民の租稅負擔は、遙かにプロシヤ又はアメリカの農民を超えて居る。大商人と地主とは官署と結託し且つ地方に勢力を有する爲に、其の負擔は却て貧民よりも軽い。地方稅の種類及び數量は日に増加しつゝある。加ふるに農村の破産は匪亂の勢を添へ、匪亂の蔓延は更に農村の破産を促進する。

立夫氏の見た支那農村内部の階級關係は大體前記の如くで、農民は只一方的に地主等の攻撃を受け之れに反抗することが出来ない。彼等は支配階級から來る搾取又は壓迫を如何にせば迴避し得るかに腐心するのみで、愈々切迫した場合でも農業労働者の罷業は起るが、從來は小作農争議なるものを聞かなかつた。稀にあればそれは特に罪深い地主や高利貸に對する一揆に過ぎなかつた。それは兎に角、地主等の農村支配階級が農民經濟の破壊者であることは大體以上に依りて明かとなつたが、併し彼等はどこまでも農村破壊者ではあり得ない。何となれば農村破壊は結局彼等自身の破壊となるからである。然るに共產主義者に依れば支那の農村を破壊しようとする偉大な勢力が二つある。それは軍閥及び帝國主義者である。軍閥と云へども其の勢力の窮極の根底が農村にあることは疑はれぬが、併し彼等は忙しい目前の必要にかられて此の事實を考慮して居る暇がない。所謂帝國主義者として支那の如き農業國から貿易上の利益を搾り取る爲には、先づ農民を肥さねばならぬ筈である。農民が瘠せては支那國民の購買力は行き詰らざるを得ない。事實に於いても所謂帝國主義者達は宣教師・學校其他の手を通じて

農村の副業を奨励したり農業技術の改良を計つたりして居る。併し支那の農民を肥す最も後の而して最も有效の方法は支那に關稅自主權を興へることであり、之れには自國商人の犠牲を伴ふこととなるから、一方に支那國內の混亂と相俟つて、容易に實現されない。共產主義者の眼に、何故軍閥及び帝國主義者が農村破壊者と映するか、共產主義者の此の認識に何程の眞理あるかは次節を以て考察することとする。(一九二八年四月『滿蒙』第九年第四號)

第二章 支那の農村及び農民問題

第一節 帝國主義と農民經濟

(一)

本節では共產主義者が軍閥と並んで支那農村破壊者と斷定した帝國主義——國際資本主義の農民經濟に與へる影響を調べて見よう。『中國共產黨土地問題黨綱草案』(一九二七年十一月)は帝國主義と支那經濟との一般關係を總括して次の如く批評する。

支那が國際貿易の漩渦のなかに捲き込まれてから、帝國主義は支那經濟の最高權を握つた。支那の勞働民衆は帝國主義者と支那の地主・官僚・商業高利資本の聯合統治を受け、交通及び工業中の資本主義的要素が増加して、舊國家は崩壊し軍閥制度が之れに代つて發展した。此等の諸現象は舊式生産方法に對して非常に大きい打撃を與へ、根本的に之れを覆へさうとして居る。而も之れに代るべき新生産方法には幾多の困難と障害とがある。即ち一面には帝國主義が支那の發展を阻害し、他面には地主及び商業高利資本が帝國主義者及び舊官僚機關と軍閥軍隊の權力とを憑んで、之れ又支那の發展を邪魔する。帝國主義者は支那勞働民衆採取

の舊方法を其儘に利用して支那全國を搾取し、支那の治者階級は又民衆搾取の舊方法に加ふるに更に民衆搾取の新方法を以てし、之れに依つて自身の勢力と地位とを安固ならしめようとする。

支那が國際貿易の漩渦に捲き込まれて以來帝國主義——國際資本主義が支那經濟の最高權を握つたことは、疑もない事實である。此の最高權は手工的家内工業に對する機械的工場工業の優越即ち支那の經濟發達階段に對する歐米及び日本の經濟發達階段の優越と云ふこと以外に、協定關稅率及び外國人に依る稅關管理、外國銀行による金融權の壟斷と云ふ事實を其の根據とするものである。經濟發達階段の差異の爲に支那の産業が外國のそれに壓迫されるのは已むを得ぬが、併し此の勢は協定關稅率によりて著しく促進される。優勝劣敗は合理的現象であるが、關稅率協定と云ふが如き人爲的拘束によつて支那人から其の自衛權を奪取したことは、決して合理的現象と云へない。此點から見ると、支那人が國定關稅率及び稅關管理權の挽回を要求するのは正當であり、列強がマツケー條約其他を口實として此の正當な要求を回避するのは利己的であり非合理的であり——支那人に云はすれば帝國主義的である。次に支那の勞農民衆が帝國主義と自國の地主・官僚・商業高利資本の聯合統治を受けて居ることも亦大體に於いて事實である。何となれば支那の地主等は勞農を威壓し又は搾取する爲に軍閥の援助を受け、軍閥は又それ／＼に列強を引いて其の勢力を固めるものだからである。之れは政治的關係で、此の範圍内では列強と支那地主等との共通利害は間接的であるが、都市殊に大開港場に於いては兩者が直接に勞農民衆に對して經濟的聯合支配を行ふ。近年來支那の經濟及び社會狀態が著しい混亂に陥つて居る最大の原因は前章に詳説した通り軍閥にあるが、併し所謂國際資本主義勢力の浸潤も亦有力な原因の一つを爲す。但し軍閥の作用は急性的

且つ専ら破壞的であるに反し、國際資本主義のそれは慢性的であり且つ半ば破壞的であると同時に半ば建設的である。建設作用は(一)支那の經濟界に「交通及び工業中の資本主義的要素」を導入し、(二)支那資産階級の擡頭を促したことである。但し大規模な交通及び工業が大部分外國人又は外國資本によりて經營せられ、金融支配權が外國銀行家の掌中にあり、加ふるに協定關稅率の嚴格なる拘束を受けるところから、支那資産階級は自由に資本を蓄積し其の勢力を伸ばす餘地が無い。翻つて國際資本主義の支那經濟に對する破壞作用の方面を見るに、資本主義の國內浸潤は、「舊式生産方法に對して非常に大きい打撃を與へ、根本的に之れを覆へさうとして居る」。舊式生産方法と云ふのは家内工業及び手工業を指したもので、此種の産業に従事する小資産階級者は、外國商品又は國內の工場生産に壓倒されて其の立場を失ひつゝある。茲に夥しい失業者を生ずる道理であるが、前に述べたやうな軍閥及び國際資本主義の絶大な二重の壓迫ある爲に、舊生産方法に代るべき新生産方法の發生の速度が、前者の倒壊する速度に及ばない。即ち失業者たちは全く其の生活方法を奪はれるのである。前掲引文中に「帝國主義者は支那勞働民衆搾取の舊方法を其儘に利用して全支那を搾取」するとあるが、此の場合には所謂勞働民衆は勞働者以外農村民をも併せ含むものであらう。何となれば斯く解することにより、初めて全支那搾取なる言葉の意味が明白となるからである。共產主義者の此の主張も亦眞理である。農民に就いて云へば、彼等は「地主及び商業高利資本」の壓迫を受けて農産物を捨賣せねばならぬ苦境に陥つて居る。斯くして安く仕入れられた品物は、中間商人の競争から自然に安く外國貿易商の手に渡される。即ち外國商人は支那農村の經濟的機構の現狀に大きな利益を感じ、意識的又は無意識的に此の有利なる現狀の維持に努めるのである。

(一)

以上は黨綱草案に現れた帝國主義對農村經濟關係の總論的部分であるが、更に進んで各論的部分を見るに、第一に掲げられたものは農産に於ける「舊式家庭工業に對する國際資本主義の大規模な破壊作用」である。曰く帝國主義者の農村經濟市場に對する勢力は、益々激しく且つ深くなりつゝある。外國工場生産品の輸入、機械工業の發展、資本主義的手工場及び家庭工業の發展は、相協力して帝國主義の侵入せる地方農民の舊式家庭工業（紡織・豆油等）に絶大の打撃を與へた。同時に農業と家庭工業との連絡を基礎とする支那の舊經濟は其の根本から破壊せられ、而して崩壊の速度は工業の發達に比して遙かに大きい。従つて農村内の餘剩労働者を吸収する場所が無く、廣大なる失業群衆は都市に流れ込んで苦力となり、或ひは土匪又は軍閥の軍隊に加はり、南方各省のものは安南・暹羅又は南洋群島に渡り、北方各省のものは滿洲・蒙古に出稼する。人口稠密地方に於ける貧農の生活は、其の總てが婦人及び老幼の家内工業乃至家庭工業の收入によりて農業收入の不足を補ひ、之れによりて辛うじて露命を繋いで來たものである。此の「農業と家庭工業との連絡を基礎とする支那の舊經濟」が國際資本主義勢力の浸潤の爲に破壊せられ、之れに代るべき仕事も與へられねば、出て働くべき工場も與らない。農民經濟は破綻の一途をたどり、而も其の爲に生じた失業者は救済されるところがない。尤も外國人は之れが救済の方法を講じ、支那人は自ら之れに順應する手段を全然取らなかつたと云ふのではない。山東省に就いて云へば麥稈眞田・髮網・レース等の新しい家内工業が獨逸の青島政廳や獨米宣教師や天津・

芝罘・青島の獨英商人の手によりて紹介せられ、之れが著しく農村を潤したことは疑ひない。山東省の泰山山麓に覆はれた地方は耕地少く、多くの溪流の兩岸には不毛の砂礫地が廣がつて居た。従つて此の地方の農民の生活は至つて窮迫したものであつたが、獨逸人が落花生の栽培を紹介してから彼等の懐る具合は頓に豊かとなつた。又山東省の西部地方は昔から良質の煙草を産したが、英米煙草トラストは省内各地に互つて調査を行つた結果、膠濟線二十里臺に模範農場を設けて附近農村に極力米國種の栽培を奨励したのみならず、技師を常駐せしめ栽培及び乾燥方法を教へ、種子の無代配給は申す迄もなく、乾燥設備に對しても其の設計及び築造費を補給した。其の結果二十里臺を中心とする東部山東の廣い範圍に煙草栽培が盛んとなり、今日では上海方面の内外煙草製造業者が毎年の出來秋に生産品の争奪戦を繰返すほどの景氣を示すに至つた。之れは外國人の手による農村經濟の效果であるが、支那人自身による環境順應の例としては、直隸省高陽縣の織布工業を擧げることが出来る。小規模の織布工場は全國到る處にあり、經緯共に紡績絲を用ひて動力による近世的設備を整へて居るものも相當にある。生産費の低廉なことや地方通貨の價值變動から生ずる損失を回避するに慣れて居ることや狭い經濟區域内に於ける商習慣及び地方民の好尚に暗熟して居ること等の長所を武器として、案外堅實に大規模且つ格安な輸入品に對抗して其の營業を持續しつゝある。今日の様な亂脈状態では工場數の増加を期待し得ず、却て衰微する地方もある様だが、それでも優に外國織布と拮抗するだけの勢力を保つて居る。此等の小規模な地方的工業の中で、高陽布——俗に愛國布と云ふ——の地位は嶄然として頭角を抜き、地方民は支那第一と誇稱して居る。其の生産組織を見るに、問屋制と工場制との二種ある。問屋制では問屋が仕入れた原料たる紡績糸——染織及び素地の——を

デザインと共に農家に渡す。農家では婦人又は成年男工の手で縫上げて一定の賃銀を受ける。高陽布も他の地方織布と同様、工場生産よりは前記の如き家内工業生産の方が遙かに大きい。遺憾ながら茲に數字を持合せぬが、高陽産愛國布の販路は北は東三省から南は揚子江中流地方に迄及ぶと云ふから、此の偉大なる問屋工業生産に参加する農村人口は夥しいものであらうと推測される。實際外國品の輸入が協定關稅率や外國金融資本の優越や水陸交通機關に對する外國の支配權を背景として農産物加工の舊式工業を壓迫し又は破壊する勢は、こゝ數十年來實にすばらしいものであつた。家庭工業にせよ家内工業（問屋工業）にせよ、部分的には前記の如き意外に強い抵抗力を示しつゝありとは云へ、全體的には正に共產主義者の主張する通り、舊式産業の衰滅する速度は明かに新式産業の擡頭する速度を超え、少くとも兩者の差に該當するだけの失業者が年々過剩人口として社會の下層に堆積されつゝある道理である。因に前記引文中の家庭工業なる名稱の意味が稍々明確を缺く様に思はれる。それは家庭工業と家内工業とを混同して居るからであらう。家庭工業と云ふ場合は、自家消費及び直接需用者に供給する目的を以て、主として家庭内の餘剩労働が其の間暇を利用して行ふところの生産を意味し、即ち手工業の前身に該るものである。然るに家内工業と云ふ場合には、必ず其の相手方として問屋が豫想せられる。問屋は原料と共に意匠や仕上げの期日や數量を指定する。此種の生産方法は手工業から更に一步を進めたものである。今日支那の經濟發達階段は問屋工業時代に屬し、それに相當大規模な手工的工場制度及び手工業制度が配せられる。即ち概括的に云へば國內商品と外國商品との競争は、問屋工業生産と工場工業生産との競争である。過去一世紀に近い此の競争の過程に於いて、前者が後者の爲に如何なる順序で壓迫され來つたかを知る爲の最も信憑すべき

資料は、私の知るところでは支那稅關十年報告四卷である。他にも内外人の著書に參考の價值あるものが尠からぬけれども、比較的精確な知識を纏つた形で供給する書物は前記の十年報告であらうと思ふ。該報告の第四卷は一九二一年で終つて居り、第一卷は早く絶版となり、私自身も未だ見たことがないのだが、多分南京條約（一八四二年）以來の事情が記録されてあることと思ふ。

(11)

共產主義者は前引文に引續いて次の如く主張する。

帝國主義の侵入は農作物の種類に大きな變化を與へた。例へば茶である。印度・爪哇の資本主義的大茶農場の競争力が大きいばかりでなく日本の生産組織も比較的良いところに持つて來て、支那では釐金其他の雜稅が多く、結局支那茶はそれ等の影響を受けて敗殘者となつた。甘蔗の生産も其の通りで、爪哇や臺灣等の大農場の競争、外國糖の輸入の爲に支那の砂糖生産は壓倒された。歐洲の化學工業の發達は支那藍の生産を破壊し、支那及び帝國主義諸國の絹綿紡績工場が國內に發達したことは棉及び桑の栽培面積を増加せしめたのであるが、歐洲戰後支那の棉栽培は米綿・印度綿の競争を受け、高利貸の壓迫に苦む小農組織の生産が立ち行かう筈もない。支那の高利貸的資本家は由來商工業と關係ある農業の圈内に喰ひ込んで居た。一方に製油植物の栽培が大に發達した。豆油・菜種油・桐油・落花生油等の植物油や豆類及び野菜類は本來輸出に適するのみならず、製油工業の副産物として豆粕なる重要商品が出来る。大量の豆粕は滿洲方面から日本に輸出さ

れる。阿片及び煙草を栽培する地方も廣まつた。英國帝國主義は砲彈を用ひて強制的に阿片を支那に輸入し、之れを以て金儲けの方便とした。今日では軍閥が農民を強制して阿片を栽培せしめ、彼等から阿片税を取立てる。立派な耕地が阿片や煙草の爲に浪費されるに至つた次第である。

前節に取扱つた共產主義者の主張は、國際資本主義が支那の問屋工業を壓迫することによりて其の下請け賃銀で生計の不足を補ひつゝある人口過剰地方の農民に脅威を與へ、其の範圍内で間接的に軍閥の農村破壊作用を援助する事實を暴露したものであつたが、只今の引文は更に進んで帝國主義の支那農村に對する直接破壊作用の立證を目的としたものである。前の主張には殆んど無條件的に同意し得た私も、後の主張に對しては多少の疑問なきを得ない。海外貿易が支那農作物の種類に大きな變化を與へたことは疑もなき事實である。併し其の結果は必ずしも破壊的であると云へない許りでなく、單に此點のみから云へば農村經濟は寧ろ好影響を蒙つて居ることさへ考へられる。茶・甘蔗・藍の栽培が著しく減少し、廢滅に歸した地方も少くない。茶は將來再興の可能性充分であるが、甘蔗及び藍は衰滅の外ないであらう。支那棉が米國又は印度との競争に堪へない根本的理由は必ずしも「高利貸の壓迫に苦む小農組織生産」の爲ではない。印度と比較すれば支那は著しく其の自然的條件に缺くるところあり、米國と比較すれば自然的條件に加ふるに大農制による生産費の節約と云ふ引け目がある。加奈太の小麥が北滿小麥を封じ、上海市場で楊子江河谷の小麥を壓倒して居るのも、小農制對大農制の絶望的なる競争に基くものである。之れに反して製油原料栽培の方面では、共產主義者も認めて居る通り、外國貿易が支那の農業生産に對して多く寄與するところあつたと云はねばならぬ。共產主義者は支那養蠶業が主として日本の競争の

爲に衰微することを嘆いて居るが、之れは大體に於いて茶と其の事情を齊しくするものである。茶及び生絲は支那では最高級作物に屬し、大都市郊外の或種の園藝以外、之程豊富な収入を上げ得る品種はないと云つてよからう。支那の製茶及び養蠶の衰微した理由は素より多々あるが、其の最大原因は資本主義的生産方法を取り後れたことにあると見て差支へあるまい。其の證據は江蘇・浙江の製絲工場や安徽省南部の紅茶生産區域に眼を注ぐものゝ手當り次第に蒐集し得るところである。共產主義者の列擧した其他の作物に至つては、その栽培が衰微したからとて必ずしも不利益であると限らない。一方棉及び煙草の如きは製油植物同様、現に農民の生計を潤はすと同時に、少からず工業の發達にも貢獻しつゝあるではないか。殊に共產主義者が米棉の壓迫を氣遣ふことは明かに事實と反する。試みに問ふ、上海税關の貿易年報の中に何程の米棉輸入が記録されて居るか。印度棉の輸入は年々増加の傾向にあるが、之れは技術上の理由及び支那棉の不足に因由するもので、共產主義者の憂ふるほど壓迫の意味を含んで居ない。但し人口稠密地方殊に湿度の高い南方の米作地帯に將來棉作發達の望み少いことは多分事實であらう。併し西部及び北部の廣大な地域が控へて居ることだから、今日支那棉の將來を悲觀するのは慥かに杞憂に過ぎないと思ふ。又共產主義者は小農制對大農制の競争を悲觀して居るが、さらばと云つて支那の既墾地の大部分は既に極めて高い人口密度に蔽はれて居るから、此の人口を排除して大農制を執ることは絶対に不可能であり又其の必要もない。若し農業の意味が主として市場生産にあるならば大農制は疑ひもなく小農制に優るが、併し斯様な考へ方は資本主義經濟の要求にのみ妥當するもので、社會主義の立場からは兩者の間に優劣の差等を附すべきでない。生産の意義が主として生産者自身の生活資料を創造することにあるとすれば、非資本

主義的な自給自足の小農組織は何時の世にも立派に其の存在理由を主張し得る。レーニンの所謂農村の電力化も悪いことではなく、支那にも恐らく之れを奨励すべき時期が来るであらうが、併しそれ迄には幾多の準備が整へられねばならぬ。大農制の壓迫から小農制農村を救ふ爲には、第一に軍閥支配なる咀ふべき歴史的過程をやり過ぎ、第二に保護關稅を設けなくてはならない。即ち今日の人口過剩地方に於ける小農制はそれ自體悲觀すべきに非ずして、只其の存在を脅かすところの内外二重の惡勢力を排除し得たならば、支那の農村は將來相當な平和と繁榮とを樂み得ることと思ふ。

(四)

次に共產主義者は、支那の農民が外國商人から間接に其の生産品の價格を叩かれる事情を指摘して曰く

商業及び高利資本は工業と關係ある農産物（生絲・棉花・茶・豆類・煙草・藍等）を、生産者なる農民から極めて低い價格で根こそぎ手に入れることが出来る。農民中の最も貧苦なる分子は、市場から凡ゆる苦痛を押し付けられる許りで、それから何等の利益を與へられない。稀れに與へられたとしてもそれは極めて小さい部分に過ぎぬ。而して商工業と關係ある農産品の利益の大部分を占得るものは、輸出商たる外國商店及び支那の商業高利資本に外ならぬ。村落の貨物は都市に於いて合理的な代價を與へられず、支那の貨物は又外國に於いて合理的な代價を與へられない。

企業的性質を持たぬ支那の農業及び企業的能力を持たぬ支那の農民が「市場から凡ゆる苦痛を押し付けられる」

ことは免れ難い道理であり、少くも一千年來の事實である。此點だけに就いて云へば外國貿易は國內の農産品市場を擴大し且つ其の取引を活潑ならしめたことによりて、寧ろ農民を利益した點が多いやうに思はれる。但し之れは單に農民の懐ろ勘定のみを就いてのこと、農産品價格の分配率と云ふ點から見れば正に共產主義者の指摘する通り、支那商人は外國商人から其の價格を抑へられ、支那農民は又支那商人から思ふ儘に搾取されつゝある。共產主義者は更に進んで曰く

以上の過程は、帝國主義が鐵道・内河及び沿海航路を占有して商業の擴大及び資本主義發達の前提として居ることによりて、一層促進される。外國の財政資本は支那の採取工業（石炭・鐵等）を起し、後又種々の消耗品工業（紡織・煙草製造・搾油・食物加工・醸造等）を發達せしめた。農村から搾取された資本は先づ運送業及び商業に投下せられ、追つて工業にも投下された。然るに帝國主義的不平等條約、協定關稅、國內市場の有限性、軍閥統治、貨幣制度の不統一、財政機關の混亂、商業及び高利資本の優勢等は總て工業の發展を阻害し、頻出する經濟恐慌は生産に投下された資本の利得を奪ひ、商業の範圍に於いてすら資本の流通は圓滑を缺く。茲に於いて此等の資本及び都市の一般的蓄積が土地の購入や高利貸の經營に振り向けられ、其の結果小地主の數が増加して自作農小作化の過程が一層急激となる。

外國貿易及び外人又は外資によりて經營さるゝ新交通方法が支那に於ける「商業の擴大及び資本主義發達の前提」を爲したことは、共產主義者の觀る通りである。但し之れにより擴大され且つ發達したものは外人の商業及び資本主義のみならず、支那自身も亦之れに順應し餘々に資産階級を擡頭せしめた。共產主義者は支那資産階級

の資本蓄積過程に關して「農村から搾取された資本は先づ運送業及び商業に投下せられ、次に工業にも投下せられたと云つて居るが、之れは大體に於いて誤りない。此種の蓄積過程が順當に行はるれば農村の過剰人口は新興企業の中に大部分消化せられ、従つて今日のやうな悲惨な人口問題は起らずに済むか或ひは餘程緩和されたであらうのに、軍閥及び帝國主義者の二重の壓迫から、一方には農民經濟及び農村自體の破壊が急速度に行進して失業者を續出させ、他方には國內に於ける資本蓄積過程を阻害して此等の失業者を收容せしむる餘地を與へない。即ち農村を直接に破壊するものは軍閥の悪政であるが、帝國主義者も亦國內資産階級の發達を押へ附けると云ふ事實を通して、間接に農村を窒息致死せしめつゝある。帝國主義者の支那農村破壊と云ふ命題は此點に於いて眞であるとして差支へあるまい。支那農村の窒息致死過程は農村の凋弊と土匪の跋扈といふ二つの悲劇の連続によりて彩られて居るが、此の状態は近き機會に紹介する豫定である。

(五)

共產主義者の「土地問題黨綱草案」は軍閥及び帝國主義者の支那農民に對する壓迫状態を大體右に紹介したやうに細く分析評論した後、「凡ゆる此等の事情が湊合して支那農業の一般的衰弱を形づくる。收穫の減少、古い水利設備の破壊、天災の頻出、連年の凶作、農村の破産、土匪の蜂起は既に一般的現象となり、高利貸の搾取は益々加重せられ且つ擴大せられる。階級闘争は實に斯くの如き背景の前に慌しく起り來つたのである」と結び、斯くの如き困難に當面せる支那が將來如何なる針路を取つて進むべきであるかに關し「舊社會制度が崩壊し滅亡

しつゝある際に、新生産方法の進むべき道は二筋ある。即ち資本主義及び非資本主義である」と前提して、其の所謂二筋の進路に關し、第三者から見るとかなり獨斷的な批判を試みて居る。先づ資本主義的針路に關しては曰く帝國主義的階段に於ける資本主義國家には、巨大な生産機關が興つて技術の斬新を競ふ。列強は全力を盡して世界の市場を奪ひ合ひ、商品を賣捌き及び原料を採取する場所を奪ひ合ふ。財政資本は極めて巨大且つ新鋭なる軍事技術機關及び陸海軍を運用して市場の争奪や植民地半植民地征服に従事する。斯くの如き帝國主義の搾取と新舊軍閥の壓迫の下にある支那が資本主義の道筋を進まうとすれば、勢ひ非常なる苦痛と遲滞とに悩まされざるを得ない。而も外國資本の支那に輸入される速度は益々遞増するに相違ない。資本主義發展の支那に與へる影響は數千百萬の農民苦力の餓死であり、數百萬の女工・幼年工の工場内での負傷横死であり、流血掠奪の戦争であり(斯くの如き混戦の局面に於いては軍事上、技術や器械を頼むよりも寧ろ直接に多數人民の生命を犠牲に供して相戦ふに至る)、大規模な天災や水旱害、極めて残酷なる労働者の搾取、絶えざる國內戦争、帝國主義の支那に對する一層の侵略——例へば鑛山や鐵道や租借地の割取、勢力範圍の擴張乃至默契的新勢力範圍の設定——労働者及び農民の死亡率過多に原因する全國人口の大減少である。崩壊しつゝある舊支那社會から新式の資本主義制度に進み入る過渡期の非常なる遲滞と苦痛のために右の如き恐るべき犠牲の生ずることは免れ難い勢である。

單に現状に就いて云へば、此の議論は悉く事實に符合すると云へる。併し今は現状に就いてよりも寧ろ近き將來を主題としての考察である。此の草案が書かれてから約半年後の一九二八年五月下旬に、支那本部は兎も角青

天白日旗の下に統一された。其の内實は依然たる群雄割據の軍閥芝居に過ぎぬが、形式的には國民黨に依る支那統一が大體に於いて實現されたものであるから、形式を重要視する外交上の慣例に徴し、國民政府は或る時代の袁世凱政權を除いた民國以後の如何なる政府にもまして、列國に對し力強い發言權を持つわけである。共產主義者は「支那が資本主義の途筋を進まうとすれば、勢ひ非常なる苦痛と遲滞とに悩まざるを得ない」と主張する。これは事實に相違ないが、決して不可能な途筋ではない。且つ農民、殊に失業農民の生活問題といふ立場から見れば、共產主義者の心配してゐる程咀ふべき途筋ではあるまいと思ふ。「新舊軍閥の壓迫」及びその起す内亂は尙ほ當分續くだらうが、軍閥の勢力を殺ぐ方法は蓋し二つある。其の一つは孫文の晩年から一九二七年初夏に至る約二箇半年に亘つて國民黨の試みた農民協會運動であり、他の一つは資産階級勢力の向上である。第一の方法は不幸にして國民黨を假冒する軍閥及び政客の爲に阻止せられ、従つて此の一年以來國民黨は全然彼れの革命性を喪失して居るが、併しそれは必ずしも減じて仕舞つたわけではない。汪精衛氏を中心とする左翼國民黨の精神的勢力は隱約の間に今尙ほ青年黨員を支配しつゝある。具體的には孫伏園氏の『貢獻』及び陳公博氏の『革命評論』など云ふ週刊雜誌が上海に生れて多くの讀者を吸収し、右翼勢力の壓迫に對抗して急速に其の勢力を擴げつつある。汪氏等の立場、殊に一九二七年七月以後の態度には疑はしい點もあつたが、併し大體に於いて嚴正な意味での孫文主義を維持しつゝある。彼等の立場は即ち晩年に於ける孫文の立場であり、民主主義の範圍内に於いて何處迄も左傾し得る可能性を持つたものである。斯くの如き革命的立場を將來の國民黨が再び執り得ないとは限るまい。第三國際及び中國共產黨と雖も、支那革命に關する限り之れ以外の立場を見出すことは出来ない筈で

ある。又國民黨の現状に就いて云へば、意識すると意識せざると及び望むと望まざるとに論なく、彼は第二の方法即ち資産階級勢力の向上に貢獻せねばならぬ歴史的使命を負はされて居るものゝやうに見える。何となれば國民黨又は國民政府は支那統一の新たに實現された機會に於いて、否でも應でも「不平等條約撤廢」に向つて突進せねばならぬ立場に押上げられて居るからである。所謂不平等條約、就中協定關稅率の廢棄は、資産階級及び農民の爲に新しい前途を開くものである。平和手段による關稅權の回收には多少とも過去の因襲が持越され、それだけ支那國民に不利なるを免れぬであらうが、自由を回復し得た範圍内に於いては輸入税を調節することに依つて國內工業を發達せしめ、又輸出税の減免によりて農産物の販路を擴げ且つ農民の收入を多からしむることが出来る。資産階級の勢力の伸張した地方には農村を基礎とする傳統的軍閥の影の薄くなることは、江蘇・浙江の現在の政治状況を見てもわかるであらう。只軍閥克服の手段としては、慢性的なる第二方法は急性的なる第一方法及ばない道理である。「帝國主義的階段に於ける資本主義國家」が國際的に振ふ政治的經濟的及び軍事的勢力の偉大なることは正に共產主義者の指摘する通りだが、それだと云つて支那には最早絶對に資本主義の發生する餘地が無いとはいはれない。共產主義者は又他の場合に於いて「資本主義は今や落期に入つて居るから、後進國たる支那に資本主義勃興の餘地が無い」とも云つたことがあるが、これなどは別に反駁する價値もあるまい。彼等は又「資本主義發展の支那に與へる影響は數千百萬の農民苦力の餓死であり、數百萬の女工・幼年工の工場内での負傷横死であり、流血掠奪の戰爭であり……勞働者及び農民の死亡率過多の原因する全國人口の大減少である」と云つて其の害毒を極言して居るが、我々は容易に之れに賛同することが出来ない。現状が此儘永續す

るものならばいざ知らず、我々は今日の支那社會がかなり急速に進化の道程にあることを認むる點に於いて一種の樂觀論者であり、而して此の認識には充分な根據があると自信するものである。其の引文に所謂「資本主義發展」とは専ら外國資本主義を意味するものらしいが、國內資本主義も現に發達しつつあり、殊に不平等條約撤廢を機會として劃期的なる發達を遂ぐるであらうことは、前に略説した通りである。國內資本の膨脹及び企業の勃興は「數千百萬の農民苦力の餓死」を救ひ、軍閥勢力を滅殺することを通じて「流血掠奪の戰爭」を避けしめ、従つて「勞働者及び農民の死亡率過多に原因する全國人口の大減少」を防止することが出来る。一口に云へば人口過剰に苦む前資本主義的支那を救ふ道は、只一つの資本主義しかないと云ふのが私の觀方であり、同時に、苟くも民主主義革命を口にするものゝ必ず採用せねばならぬ觀方である。而して前資本主義的專制主義的なる支那革命の途筋が民主主義的のそれ以外に求められないことは自明だから、共產主義者自身と雖も支那革命に關する限りは私と同じ觀方を執る外ない道理である。此の方角に於いて自由選擇の許される範圍は、私有資本主義か或ひは公有資本主義かと云ふ點だけである。

(六)

共產主義者は支那革命に於ける第一の途筋即ち資本主義的方法を批評して不可能と云ふのでもないが、極度に困難であり、餘りに恐るべき犠牲を作ふことを理由として之れに反對した。彼等は進んで第二の途筋を説く。曰く

然らば第二の途筋即ち非資本主義の道路はどうであるかと云ふに、此の方面でも勞働民衆は支那の治者階級及び帝國主義の聯盟統治に反抗するところの極めて困難な闘争を経なくてはならない。群衆の武装闘争によりて支那の統一と解放とを求め、帝國主義を打倒し、一切の搾取制度を消滅させる。一切の搾取者を除くと云ふことは、勞働民衆を帝國主義の壓迫から解放し、地主や豪紳や高利貸の壓迫から解放することである。第一期の困難な闘争を終つた後には、無産階級革命の勝利から生れた新國家の幫助によりて新技術を運用する生産方法に進み、農工業は大に發展し、新たなる生活習慣が形造られ、一般民衆の文化程度は高められ勞働民衆解放後の自由勞働から一直線に自由世界、一切の階級なき社會主義的社會に進み入ることが出来るであらう。

非資本主義の途筋にも社會民主主義及び共產主義の二つの途筋がある道理だが、右の引文に現はれただけでは孰れとも判明しない。但し右の引文に引續いて「中國共產黨は勞働階級の先鋒隊であり、農民及び都市貧民を聯合して無産階級の武装闘争を組織並びに準備し、地主・豪紳・高利貸及び其の代表者なる軍閥官僚の政權を顛覆して勞農兵士貧民代表會議(ソヴェート)の政權を建設し、以て第二の道路即ち非資本主義發展の道路を實現せんと志すものである」と云ふに徴し、彼等の所謂非資本主義とは直ちに共產主義である。之れは、ソヴェート政權建設の爲の「直接革命」と云へる一九二七年十一月決議に照して當然の主張であらう。支那に於ける共產主義運動の初期以來一九二七年八月迄何等の疑義なしに遵奉されて來た「共產主義革命の準備としての民主主義革命なる根本方針が、同年九月又は十一月に至つて突然變更せられ、只今も述べたやうに民主主義革命の階段を抹消して

直接に共産革命に邁進したに就いては當然充分な理由が與へられねばならぬ筈であるのに、十一月決議を紹介した際にも批評した通り、彼等は此の重大な問題に關して觸れることを避ける様な不光明の態度を示した。前の引文に記述されたところを見ると、若し之れが「共産革命の準備行爲としての民主革命」なる立場に立つものとしたら、支那の持つ客觀的環境に照らして相當の妥當性を認められるのであるが、惜しい哉彼等は最早此の妥當なる立場から、殆んど全く何等の理由もなしに離れ去つて居る。「支那の統一と解放とを求め、帝國主義を打倒し、一切の搾取制度を消滅させる」ため「群衆の武装闘争」を組織すると主張するのは正しい。併し彼等は政治軍事學校乃至廣東・湖南の農民運動によりて「軍隊の民衆化」を計畫したが、此の計畫は蔣介石及び唐生智氏の軍閥化の爲に見事に失敗した。第二に彼等は約七萬人の「共産軍」を編成しようとしたが、此の計畫は曾て記した通り徒らに左翼國民黨の猜疑心を挑發したに過ぎなかつた。第三に彼等の試みた昨年九月以後の「群衆の武装闘争」は曾て詳細に記述した通りの順序で當然消滅して了つた。國民黨との聯合又は其の庇を借りての民衆武装運動は國民黨内に軍閥的勢力と右翼的思想とが壓倒的勢力を握つて居る間は到底其の成功を望み難い。又バルチゼン運動は武器及び戦術の幼稚な時代か、然らざれば基本部隊の補助機關たる意味以外、支那革命の過程に何等の重要性を持ち得るものでない。廣東省東部及び湖南省南部に於いての外、共産黨の計畫した所謂農民暴動が至るところで呆氣なく鎮壓されたのは其の爲である。従つて「群衆の武装闘争」なる標語は今後も尙ほ其の生命を持續けることが出来るが、併しそれは決してバルチゼン式であつてはならない。換言すれば相當廣い地方に政權を樹立し得た者の手によりてのみ、群衆の武装闘争は初めて有効に組織されるであらう。

「一切の搾取者を除くと云ふことは、勞働民衆を帝國主義の壓迫から解放放ち、地主や豪紳や高利貸の壓迫から解放放つことである」と云ふのも正しい。但し帝國主義に就いて云へば、右翼國民黨の多くが考へる様に唯所謂不平等條約を改修しただけで満足するのは姑息に過ぎると同時に、共産主義者が望んで居る様な帝國主義の根本的破壊は何時實現されることやらわからない。次に國內の支配階級に就いて云へば、共産黨は其の階級闘争理論から必然に地主・土豪・郷紳及び高利貸を總括的に殲滅しようとし、階級協調を唱へる國民黨では地主中の惡質なもの又は過大なもの、土豪の全部、郷紳中の惡質なもの及び高利貸の全部に制裁を加へようとする。右翼國民黨の現状を見ると、内實は彼等自身土豪・郷紳の利益を代表する政黨である場合が多い。私は今日の支那の革命過程が佛蘭西革命のそれと大體同一であると見る立場から、貴族（支那では官僚）對庶民の階級闘争過程に外ならぬと考へて居る。従つて農村の支配階級を觀念上郷紳に限り、其他のものは地主にせよ土豪にせよ高利貸にせよ、彼等自身が郷紳の手先である限りに於いて、庶民の敵として取扱はるべきだと考へて居る。私の立場から見れば共産黨の態度は急激に過ぎ、國民黨の主張には理論的に不徹底な嫌ひがあると思ふ。共産黨の態度が急激に過ぐる爲に、彼等の農村革命は却つて農村の經濟生産を破壊する傾きがある。先づ農民は地主から土地を奪つて小作關係から解放されるとしても、彼等は生産及び消費に必要な資本の供給源を失つて忽ち飢餓に脅かされねばならぬ。第二に共産黨の繩張となつた部落は其他の部落殊に近隣小都市との聯絡を絶たれる爲に、經濟的に孤立状態に陥らざるを得ない。右に述べ來つた幾重の理由から、昨年九月以後共産主義者の計畫した農村革命は單に「極めて困難な闘争」たるに止まらず、其實不可能又は絶望的な闘争に過ぎないと思ふ。共産主義者は今後

尙ほ支那に其の勢力を持ち続けることが出来る。而してそれは支那の改造過程に取つて有益なことである。併し彼等は昨年九月又は十一月以來の理論的及び實際的に無根據な政策を深く拋棄して、同年八月以前の正しい立場に復歸しなくてはならない。(一九二八年七月『滿蒙』第九年第七號)

第二節 永久飢饉論

(一)

今朝接手した『天津大公報』(昭和五年二月二日發行)に河北省農村の疲弊に關する二つの地方通信がある。其の一つは灤縣に關するもので、「牛一頭の要する秣草は三日間に約百斤であるが、昨年度の水旱及び蟲害の結果秣草の値段が騰貴して、昨今は百斤に就き三元内外に上つて居る。それで農民は牛を抱へて舊節期を越すことが出来ない爲に、耕牛が二束三文で叩き賣られつゝある。春の農繁期に入つたら、農民は何を頼みにして其の耕作に従ひ得るだらうか」とある。又玉田縣の通信によれば、「今年の舊節期は乞食が非常に多い。例年でも近村の貧民が富農の門に立つて食物の施與を乞ふ者が無いではないが、今年はそれが行列を作つて往來する状態である」と。

第一の例は農民が彼等の最も重要な生産手段を奪はれ、従つて農村の生産力が少くも此の兩三年間著しい減退

を餘儀なくされるであらうことを豫示するものであり、第二の例に至りては直ちに多數小農民の破産を立證するものである。輕くて生産手段又は生産力の減退、重ければ農村生産者の没落、斯かる現象が廣大なる地域例へば數省又は全國を通じて慢性的に行はるゝ場合、そこには必然的に「永久飢饉」が発生する。私は茲に少しく軍閥時代の支那に現れた此の呪ふべき永久飢饉現象に關して内外人殊に支那の政治家及び資本家の注意を喚起したい。

永久飢饉現象は必ずしも今日の支那に限つたものではない。歴史の示すところによれば二十世紀前の戰國時代以來幾たびか易姓革命の原因となり、又近代に在つては一九一八年以後のロシアが支那よりも一層深刻な程度に於いて同様の現象に悩まされつゝある。レーニンは此の魔物の呪縛から脱却する必要上所謂新經濟政策を樹てて資本家及び富農に經濟的活動の餘地を與へた。レーニンの死後ソヴェート・ロシアに頻發した政争は一つの例外もなく農民問題、端的に云へば永久飢饉の克服手段に關する見解の相違に其の基調を置くものであつた。トロッキー派の失脚もそれであり又近くはプーリン氏の除名も同様であつた。プーリン氏はレーニンの新經濟政策を延長し、農村に於ける資本主義勢力の利用を繼續することによりて徐々に農村生産力の發達を圖る外ないと考へたが、スターリン氏を中心とする幹部派は大規模な社會主義的方法を強行することによりて此の難關を突破することを主張した。幹部派の勝利の結果に現はれたものが所謂産業化五年計畫であるが、我々の見るところによれば資本的及び技術的條件に缺くところ多きロシアの現状から見て、幹部派の計畫には無理が多い様に思はれる。

資本主義的方法か或ひは社會主義的方法か、何れにしてもソヴェート政治の指導者たちは一つの明確なる目標

を有し且つ鞏固な組織を備へてレーニンの遺した一定の主義を實現する爲に奮進しつゝあるものだから、今日の支那の紛然雜然たる状態とは比較にならない。ロシアの永久飢饉はソヴェート政治家の社會主義的諸施設が農民の傳統的な利己心と矛盾するところから後者を驅りて意識的怠業状態に押し込んだことに原因し、之れに反して支那の永久飢饉は軍閥戰爭の際限なき繼續が農民から其の生産力を奪ひ、其の結果農民を驅りて無意識的怠業状態に陥れたことに原因する。同じ永久飢饉でもロシアと支那とは斯くの如き事情の相違があるのだから、其の對策に就いても當然相異つた立場から立案されなければならない。

一時飢饉と永久飢饉、それは如何にして區別されるか。一時飢饉は普通に所謂飢饉であり、農村の生産が一時的且つ急激なる變動によりて破壊せられ、且つ其の爲に相當廣い地域内の社會が食糧の缺乏から悲惨なる生活状態に陥ることを意味する。即ち第一に臨時的原因による生産の停滯、第二に極度の食糧缺乏と云ふ二つの要素が結合した時に、初めて一時飢饉なる異常現象は起るのである。或る地域内に農業生産の強度なる一時的形態が起つた結果農業食糧品が缺乏しても、他の地方から之れを補充し得た場合には、其の社會は必ずしも『悲惨なる状態』に陥るとは限らない。従つてそれを一時的飢饉と云ふことは出来ない。

次に永久飢饉は農村の生産が永久的に急激又は緩漫に破壊せられ、且つ其の爲に相當廣い地域内の社會が食糧の缺乏から悲惨なる生活状態に陥ることを意味する。随つて一時飢饉と永久飢饉との相違は農村の生産を破壊する原因が一時的であるか或ひは永久的であるかに懸つて居る。私は讀者諸君が先づ此の區別を明白に認識されんことを望む。何となれば此の相異つた二つの飢饉を混同する時は數年來支那に繰返される飢饉の真相を明確に把

捉することが出来ないからである。

それに就いて面白い一つの實例がある。米國赤十字社は支那に於ける國際的社會事業機關たる華洋義賑會及び布教團體の熱心なる勸説に動かされて飢饉救濟事業に参加しようとし、昨年五月から八月に互つて實地調査を試みた。調査委員の報告書は同年九月二十七日附で發表されたのであるが、それによると支那の飢饉は米國人の普通に所謂フアミネとは異つたものであるとし、災禍の原因を軍閥及び土匪並びに政治の不良に歸して居る。即ち此等の永久的性質を帯びた原因が除かれぬ限り、外國人が妄りに救濟事業に手を出すことは無意味であると主張した。即ち米國赤十字社の報告者は、半ば無意識的にはあるが、兎も角も此の數十年來支那國民を苦めつゝある此の一種の災厄が「永久飢饉」であると云ふ事實を正しく把握し得て居る。

此の報告に對しては種々なる方面から反對意見が現れた。それ等の人々の意見を通覽するに、第一は人道主義に立脚する者、第二は無意識的に永久飢饉状態の認識を拒否し又は之れを輕視しようとする者である。

成程視野を一時又は一局部に限極する者に取つては、其處には只一時的の原因から發生する悲惨な一時飢饉あるのみで、支那本部の殆ど全區域に互つた永久飢饉状態が存在するとは考へられぬかもしれない。例へば最近華洋義賑會から山西及び陝西地方の視察に出たカルウィン氏の調査報告を見ると、「人爲的原因が災厄の重要なる一部分をなしてゐることは争へぬが、併し最大の根源は矢張り自然的原因に在る」と論斷して居る。

此の論斷は山西及び陝西地方の現状に關する限りに於いて正しいであらう。併し支那が全國的永久飢饉に陥つて居ることは、年々の海關報告が比較的正確な數字を以て吾人に明示するところである。然らば支那國民を苦め

つゝある永久飢饉の「事實」は大體如何様のものであり、其の原因は何處に在り、其の救済方法は如何なるものであるだらうか。以下極めて簡単に鄙見を述べて見たい。

(一)

現在の支那に永久飢饉状態の存在することを立證するには、勿論其の事實を指摘する必要がある。併し永久飢饉の事實は、少くとも過去二十年間に亘つて幾分でも信憑し得る様な農業統計が出来て居なくては、明白な姿で之を把握することが出来ない。永久飢饉の起る以前と以後とを通じて、それらの農業人口動態、土地保有状態、作付の種類及び面積、排水及び灌漑、水旱虫害、産額、輸出入額、農民生計等の毎年の數字を基礎とし、之を比較對照することによりて凡そ何時頃から永久飢饉状態が発生したか、発生後それは如何なる波線を描いて今日に及んで居るか云ふが如きことを知り得るのである。

ところが右に擧げた各項目中、我等の材料として其儘利用し得るのは只海關の調製する輸出入の數字があるだけで、其他は皆無であるか、或ひは一時的且つ局部的の不完全な調査が時々發表されるに過ぎない。それで永久飢饉の事實を立證する爲に今日我等の爲し得ることは、只僅かに過去二十年乃至四十年間の農産物輸出入の數字を海關報告の中から選み出し、それに就いて比較研究を試みると云ふ方法以外に何物も與へられて居ないと謂つても差支へない状態に在る。ところで農産物輸出入の數字は決して直接に農村に於ける生産及び消費状態を示し得るものではない。我々は只此の數字を通じて間接にそれを類推するに過ぎない。

先づ農産物輸出統計に就いて云へば、それは大體に於いて支那國民の日用品と同種類のもの及び彼等の日常生活に關係なきか又は少量しか需要されないものゝ二種に分けることが出来よう。第一種に屬する農産物は生産の過剩した場合又はそれを高く賣つて一層安價な日用品を買入れることの出来る場合に初めて輸出商品となるものであり、第二種は農民が最初から市場を目標として生産するものである。第一種の農産物の生産及び輸出が圓滑に行はれる限り、永久飢饉は起らない。それと反對に、若し此種の農産物の輸出が急に減少し、更に進んで輸入に逆轉したとすれば、其國の國民經濟は安定を失ふことになる。農民及び農産場が人口及び生産の八割以上を占める支那に於いては然りである。

第二種即ち農民が最初から輸出市場を究極の目標として生産するところの農産物は、貨幣經濟が發達し農業經營の集約度の高い地方に産する生絲又は茶の如きもの、及び比較的大きな土地保有の下に粗放農業が行はれ而も人口の割合に生産量の多い地方から出る大豆及び各種の植物性油の如きものを意味する。此の二つの場合を通じて農民は名目上市場生産を行ふとは云ふものゝ、彼等が其の結果に收獲する貨幣は僅かに彼等の消費及び再生産に必要な費用を取戻し得るに止まり、彼等の勞銀及び生産經營を行ふ勞民ですらそれだから、自家用生産を經營の主目標とする第一種の農民に餘裕のないことは勿論である。近年東三省を除いた全支那の市場生産的農業は種なる原因から衰頹の一途を辿つて居る。楊子江以南の農民は桑又は茶の如き高級作物の栽培を怠業し或ひは斷念して、その代りに安價ではあるが併し一層安全な日用作物を耕す傾向がある。此の傾向が支那の國際貸借上に悪い影響を與へて居ることは世間周知の事實である。

麥 粉

五一、〇〇〇

五、九八五、〇〇〇

右の數字に對しては或ひは次の如き解釋を提起する人があるかもしれない。國民の日用食糧品たる前記の農産物が近年著しい輸入超過を示して居る事實は之れを認めるが、併し原因を専ら生産の減少に求めるのは獨斷の嫌ひを免れない、寧ろ人口の増加及び生活水準の向上が一層重大な原因ではないかと。成程支那の人口の一小部分に、日用食糧品の高級化と云ふ傾向が前記の數字に著しい影響を與へる程に有力なものであらうとは、少くも今日迄のところ到底考へられない。逆に上海の如き大都市に於いてすら下層人口の大多數を占める不熟練労働者の生活水準は、近年來明かに下降の趨勢に在ると云ふではないか。次に人口の問題であるが、それに關しては私は、長髮賊の亂の直後に較べて多少の増加はあるとしても、それ以前の人口を超過しては居まいと云ふ人々の意見に賛同する者である。従つて前記の數字は主として農村に於ける生産力の崩潰、他の言葉で云へば永久飢饉状態に起因するものだと考へて居る。

支那に於ける永久飢饉の事實を把握する爲に農産品の輸出入統計のみに頼ることの不完全は曾て述べた通りであるが、海關の吾人に提供する此の材料すら私の此の小研究内で精細に引用して居る暇の無い程浩瀚なものである。それで甚だ遺憾ではあるが、永久飢饉の事實に關しては此上の記述を打切ることとし、何故に近年の支那がソヴェート・ロシアと運命を共にして永久飢饉に苦まねばならぬか、其の原因に就いてや、詳しい考察を試みることにしよう。

III

近代支那の農村の生産力を破壊した者が何であるかを究明することは、同時に永久飢饉の原因を究明することである。昨年（一九二八年）九月二十七日米國赤十字社の發表した支那の飢饉に關する文書は赤十字社中央委員会の決議書及び調査委員の報告書の二部から成る。而して決議書は總論に當り、報告書は各論に當るものである。決議書の一節に曰く、飢饉區域に於ける窮乏状態は社會の慢性的紛擾状態が積重なつた結果に外ならぬ。例へば軍閥の苛斂誅求、土匪の横行、租税公課による搾取及び沒收、鐵道輸送力の破壊といふが如き現象が農村生産力を麻痺せしめて居たところに、更に酷烈なる旱魃に襲はれて、終に今日の如き極度の悲惨状態に陥つたものである。更に報告書を見ると、それには飢饉の原因を次の如く算へあげて居る。

- (一) 軍閥の割據及び不法徵發
- (二) 軍閥の鐵道占領及び農民・車輛の徵發
- (三) 土匪の横行
- (四) 租税公課による苛斂誅求
- (五) 道路網の頹廢
- (六) 農民の經濟力薄弱の爲に飢饉に對する抵抗力が極めて乏しいこと
- (七) 自然的原因

報告書の起草者は一九二〇—二一年の飢饉の際、華洋義賑會が飢饉なる名詞に對して下した定義、即ち「飢饉は各種の自然的原因から食糧の供給に失敗した場合に起る現象である」との見解に疑義を挟み、少くとも彼の目撃した一九二八—二九年の飢饉の根本原因は人為的のものであると断定し、不幸なる自然現象即ち連年の旱魃は只誘因に過ぎなかつたと見て居る。即ち軍閥時代の續く限り永久飢饉は支那に於ける普通の恒常的現象であり、水旱蟲害等の自然的災禍に襲はれた部分が其の期間特に悲惨な状態を提示するといふのである。米國赤十字社調査委員の此の判断は勿論華洋義賑會の定義よりも正確に事實の性質を捉へ得て居る。

前に掲げた七種の原因のうち、第一及び第二は軍閥が直接農民の生活に與へる壓迫であつて、何人も異存のないところであらう。第三の土匪の問題、支那の土匪は農民の人口過剰が自然に迫出する不可避的現象であるが、一九一一年の所謂辛亥革命以來、殊に一九一六年袁世凱の死後、土匪の數量及び彼等の武装が年々増大して來たのは軍閥割據、殊に頻出する軍閥戰爭に負ふところが多い。第四の苛斂誅求も亦無際限なる軍閥の浪費が其の勢ひを助長せしめたことは明かである。

第五の地方交通、之れ亦堤防や灌漑及び排水設備の廢頽と共に最後の責任を軍閥割據、殊に軍閥戰爭に歸せしむべきものである。第六即ち土地保有の過小、農工技術の幼稚其他の事情から農民の飢饉に對する抵抗力の微弱なことは之れまた近代に始まつたものではないが、併し民國以後は軍閥及び内亂の影響でそれ以前よりも一層堪へ難い状態に陥つて居ることは申すに及ぶまい。最後に水旱蟲害等の自然的原因であるが、若し前記諸項の人為的諸原因が取除かれたならば、被害地方の人民自身の持つ抵抗力及び他地方から自由に行はれ得る救済の爲に比

較的容易に飢饉状態の發生を防ぐことが出来る道理である。此點から見ても、米國赤十字社の調査員が飢饉の人為的原因を重視して自然的原因を至つて軽く取扱つて居ることの正しさを認めることが出来るであらう。

前に紹介した米國赤十字社の決議書及び報告書は支那の永久飢饉状態に關する文獻中最も優秀なるもの、一つであるが、併しそれには未だ永久飢饉の原因の認識に於いて重大な缺陷がある。それで私は支那の革命主義者たちが同じ問題に關して何を主張して居るかを調べて見たい。それに就いて今私の手許に有る貧弱な参考書類中から最も適當と考へられる一小冊子の所説を引用する。一小冊子とは武漢國民黨農民部の編纂した『廣東農民運動報告』（一九二六年十月）である。之れは廣東省内の農村事情のみに關するものであるが、併し大體論としては人口稠密地方の全國の農村事情にあてはめて少しも差支へないものである。

此の小冊子の主張によれば廣東省内の農村は著しい不安状態に在り、而して此の不安状態が廣東省に於ける農民運動の勃興を可能ならしめた。農村不安の重要原因は六つある。

- (一) 帝國主義の壓迫及び進攻
- (二) 政治的變動の頻發
- (三) 地主及び富豪の小作料及び高利による苛酷なる搾取
- (四) 民團及び土匪の猖獗
- (五) 自然的災害の頻發
- (六) 買辦階級による農産物價格の操縱

之れを米國赤十字社の報告書に掲げた原因に比較すると、特に注意をひく點は支那の革命主義者が帝國主義者及び其の手先たる買辦階級の農村破壊力を特筆大書して居る點である。

支那の革命主義者は帝國主義が支那の農村に對して如何なる壓迫と進攻とを行ふと云ふのであるか。第一には經濟的壓迫である。「帝國主義者の工業品が農村に侵入して農村内の多數の手工業労働者を失業せしめ、それと同時に日用品の價格騰貴を促して農民の生活を一層困難ならしめる」。第二には政治的壓迫である。「廣東省の土匪が日々益々増加する原因は帝國主義經濟に壓迫されて失業した多數の者が土匪となり、同時に彼等は帝國主義者の政治的動機からする援助を得ていよく其の勢力を加へる。香港及び澳門は土匪の養成所であり、それは又同時に土匪に對する武器供給所であると云ふことが出来る」。帝國主義國家が其の政治的目的の爲に土匪を援助するといふ事例は皆無ではなかつたが極めて稀であり、只それ等の國の人民が射利を目的として土匪に對して武器を賣渡すことは今も尙ほ相當に行はれて居る様である。大量生産品の輸入が農村の家庭仕事及び間屋工業（家内工業）を貧農の手から強奪して彼等の破産を早めたことは曾て私も綿絲布輸入の影響を説明する際に述べたところであるが、革命主義者は尙ほ其外に帝國主義國家の商工業者が所謂買辦階級を手先として農産物の價格を抑壓することを主張する。之れも誤りではないが、併し農民は所謂帝國主義者のお蔭で輸出市場を目當とする新しく且つ有利な農業生産を營む機會を與へられた事實もある。

上來述べ來つたところによりて、眼前に横はる支那の永久飢饉状態の近因が主として軍閥及び大量生産の手工生産に對する壓倒的競争に在ることが略々明かにされた次第であるが、併し支那の農村は少くも明の中葉以來榮養不良に陥り、自然的災害や或ひは又軍閥及び帝國主義と云ふが如き人爲的壓迫に對する抵抗力を殆ど全く喪失して居た。故に自然的原因を輕視する米國赤十字社の態度を正しいと見る者は更に一步を進めて軍閥及び帝國主義なる人爲的原因をも合せて輕視し、今日の永久飢饉の究極の根本原因が支那農村の榮養不良即ち抵抗力の缺乏と云ふ一點に歸着することを是認すべきであらう。従つて私は次に此の重要問題を考察して見たい。

(四)

今日の永久飢饉の最後の原因は支那農村の榮養不良に在る。然らば支那農村が榮養不良に陥つた其の又原因は果して何處に在るか。前に紹介した米國赤十字社の報告書は或る程度に於いて此の問題に觸れて居る。「現在の支那は既に土地が人民を收容し切れない時期に達して居る。支那人は米國人の思ひも及ばぬ様な經濟方法によりて、土地の生産力の上に生活するのであるが、併し食糧需給の均衡状態と飢饉状態との差異が極めて微細である爲に、彼等の日常生活は一度び重大な打撃を受けると、忽ち災禍を引起すのである」と云ふのがそれである。即ち該報告書の意見では、支那の永久飢饉状態は國民の正常的日常生活自體が既に饑餓線に接近して居る爲であり、而して斯くの如き状態は土地の不足から生ずる相對的人口過剰に其の原因を持つと云ふのである。

支那農村に於ける人口の相對的過剰、之れが永久飢饉の最後の原因であることに於いては勿論異議を挟む餘地はないが、併し吾人は此の場合の所謂「相對」が何を意味するかを明かにする必要がある、換言すれば永久飢饉の最後の原因を相對的人口過剰に在ると云ひ放つたゞけでは未だ充分でない。更に進んで相對的人口過剰なる觀

念の内容を分析することによりて初めて「最後の原因」が持つ諸條件を明かにすることが出来るであらう。抑々支那本部の過半に亙りて農村人口が過剰に陥つて居ることは争ひ難い事實の様であるが、それは申す迄もなく現に與へられて居る諸條件のもとに於いて過剰なのである。故に我々が若し人口過剰現象の内容を見究めようと欲するならば、必ず先づ支那の農村及び農民が如何なる條件の拘束のもとに其の生活を營んで居るかを明かにせねばならぬ。

此等の諸條件を社會的・經濟的及び技術的の三つに分けて考察しよう。先づ社會的條件について云へば、支那社會は宋以來即ち一千年以來宗族なる細胞をもつて組織の單位として居る。宗族とは同一父系に屬する數世代の家族の有機的結合體である。英國の社會學者故ホップハウスは曾て其の門弟なる支那人の書いた『支那村落及び都市生活』と題する書物の序文の中に「斯くの如き家族組織が窮乏せる其の族人を收容扶助する作用を營んで居ることは、支那に於ける重大な社會問題の發生を防止するに役立つものであらう」といふ意味のことを述べて居る。事實其の通りで、家族及び宗族組織は數百年の間無意識の中に、支那國家の爲に社會政策的の擔任者たる機能を營んで來た。ところで家族及び宗族組織の抱擁力には勿論局限がある。與へられたる經濟的及び技術的諸條件の範圍内では、此の局限は極めて狭いものである。即ち彼等の土地に對して所謂收移遞減の法則が威力を揮ひ始めると同時に當該家族及び宗族は彼等の有する諸條件と對比して彼等の抱ける人口の相對的過剰を感じ始める。

宋初から明の中葉に亙る約六世紀間、國民は家族及び宗族組織の保障の下に自由を拘束されつゝも而も物質的には安全な生活状態に對して大體満足して居た様である。明の盛時に於ける打續く泰平の爲に人口が急速に増加

した結果、先づ家族宗族組織内に相對的人口過剰現象が現はれ、貧民は徐々に彼の屬する血縁團體から排出されて所謂流民（ルンペン・プロレタリア）となり、組織内の弱者即ち婦人及び少年者の不平が漸次擡頭して來た。私は前に宗族組織を説明して血縁者間の有機的結合體であると述べたが、併し宗族團體の社會政策的機能が失はれて行くに正比例して、其の有機性は不可避的に薄れて行つた。今日と雖も家族宗族組織の族人に對する濫情作用従つて其の社會政策的機能が全然失はれたと云ふのではなく、その殘存する範圍内では今尙ほ宗族組織の有機性の痕跡を認めることが出来るのであるが、併しそれは極めて稀薄であり且つ多くの場合に於いては消滅して居ると見るのが正しいであらう。之れが支那農村に於ける相對的人口過剰現象の第一である。

支那に於ける農村社會組織の單位は自然部落である。根が自然部落であるから、小なるは二、三戸より大なるは數百戸に及び、普通二、三十戸から成るものが最も多い様である。宗族團體の大きいになると一姓で一又は二以上の部落を構成する例もあるが、多くの場合は一部落は二以上の家族又は宗族を包容する。家族及び宗族が血縁團體であると異り、多くの部落は純地縁團體であるが、併し其の内部に自ら各成員間の相互扶助關係が發生する。此の情誼的關係はそれが久しきに亙つて繼續する結果堅固な慣習を形づくり、此の慣習は部落なる自然發生的自治團體の不文又は成文法となる。但し斯くの如き自治體の法律の中にも自然に社會的及び經濟的に優越權を持つた層の利益を擁護増進するに都合の良い様な條項がもぐり込む。斯くて廣く支那の農村社會に行はれる習慣は一面に相互扶助的であり、従つて家族團體の場合と同じ様に各部落の社會政策的機能を規定すると同時に、他面では部落成員中の弱者たる貧民の利益や主張を抑壓する様な多くの規定が混入されて居る。而も明の中葉以

後に起つた人口増加の勢は家族・宗族團體の場合と同じく、部落團體の社會政策的機能を消滅せしめ、従つて部落慣習中の相互扶助に關する部分は、各部落の過剩人口即ち失業貧民に對しては事實上其の適用を中止される。之れが支那農村に於ける相對的人口過剩現象の第二である。

人口の増加は支那の相續慣習即ち男子均分制と相俟つて土地所有及び保有状態の過小分割を持ち來した。大官僚は彼の公生活中に集積した大なる富を以て廣大な土地を所有することが出来る。併し相續者は世代を重ねる毎に幾何級數的に増加するから、如何に大きな地主でも數代後の家族は矢張り所有土地の過小に苦しむざるを得ない。従つて地主が自作農と成り、自作農が小作農又は農業労働者と成り下る步調は至つて速い、小作農の場合は少しくそれと異なり、若し小作農の保有土地が餘裕のあるものであつたならば、彼は二人又は三人の男子に均分相續せしむることが出来る。併し其後には小作農の保有土地が餘裕がない。従つて人口稠密地方に於ける小作農の土地保有面積は、與へられたる經濟及び技術上の條件及び生活習慣に照して、平年時に彼の家族に最低限度の生活資料を供給し得るだけのものに限られる。即ち米國赤十字社の調査報告が主張する通り、小作農は勿論自作農の多くも亦常に生活資料の缺乏に脅かされるが如き状態に置かれて居るものであり、他の言葉で云へば、飢餓線の兩側を彷徨しつゝ生活して居るものである。

次に經濟的條件の考察に移る。相續制度から必然的に起る前記の土地缺乏は、更に人口の稠密なることにより一層其の勢を助長する。地主及び自作農に就いて言へば、彼等は相續制度が要求する土地の過小分割から免かれる爲に、新たな土地を手に入れることを渴望する。其の爲に土地は需給の均衡を失つて収益率を無視した價格

の騰貴が起る。斯くの如き不自然な騰貴は、畢竟小作條件の加重を促す。翻つて小作農の境遇を見るに、彼等もはや其の保有土地を習慣に従つて二人以上の男子に均分する餘地がないので、土地から離れる無数の勞働者所者は先づ小作權を獲得しようとして激しく競争する。小作條件の際限なき低下及び小作に附帶する無稽乃至慘酷な所謂苛例、斯くの如きものが支那の農村に對して甚だしく陰鬱な形象を與へる。此の陰鬱な小作關係を眺めた人々の多くが、之れを以て支那がなほ封建乃至半封建の社會發達階段に低迷して居ると論斷したがるのは必ずしも無理ではない。併し斯かる重大問題を此の小論文の中で考察することは勿論不可能だから、それは一切別の機會に譲ることとし、茲では只前記の如き苛酷な條件に於いてすら小作權を取得することが出來ずに已むなくルンペン・プロレタリアの群に落ちて行く農村子弟が非常に多いことを注意するだけに止めて置く。之れが支那農村に於ける相對的人口過剩現象の第三である。

土地の過小分割は獨り自作農のみならず地主の生活をも脅威する。地主が支配階級の體面を維持しようとするれば、彼は如何に苦しくとも自ら退いて自作農の層に落ちむわけに行かない。何としても不勞所得の生活を維持せねばならぬところから、彼は小作人に對する搾取率を高めることに向つて努力する。支那農村の困窮は前記の如く單に貧農のみならず自作農及び地主層にまで及んでゐるのだから、そこには自然に高利資本の跋扈を見る。又開國以前に於いても交通の便利な地方では貨幣經濟が或る程度に農村に浸潤し、生絲・茶・藍・甘蔗・製油植物・果樹等の如き市場生産が行れてゐたのであるから、其の程度に於いて一世紀前迄の支那の農村も商業資本からの搾取を受けざるを得なかつた。

曾て紹介した『廣東農民運動報告』にも農村不安の一原因として地主や富豪の高率なる小作料及び利息と云ふことを數へて居たが、之れに關して該報告の説明するところは次の如くである。曰く、地主及び富豪の高率なる小作料及び利息も亦帝國主義の影響から生じたものである、何となれば地主富豪は小作料及び利息で生活するが、帝國主義的工業品が農村に侵入して彼等の慾望を高める結果、小作料及び利息を高めて之れを補はうとする、と。如何にも軍閥及び帝國主義の勢力が支那を支配する様になつてから地主及び高利貸の農民に對する搾取が一層激しくなつたことは事實であらう。併し農民に對する此種の搾取は支那に自由農民なるものゝ發生した周末以來一貫した現象であり、而も其の程度は農村に人口が充滿して土地の分配が過小に陥ると共に著しく險峻となり、軍閥及び帝國主義の壓迫の始まる以前から既に農村の各層を飢餓線に近い所まで追ひ落してゐたのである。之れが支那農村に於ける相對的現象の第四である。

以上の如き幾重の壓迫の外に尙ほ物價騰貴及び課税徵發其他による公權力の搾取が又農村生活者を苦めた。但し開國以前に於ける物價騰貴の趨勢は至つて緩漫であり、官吏が其の權力を利用して搾取を行ふには久しい間の習慣から自然に一つの限界線が出来て居り、此の限界線を超えざる限り農民は官權の誅求を當然のこととし、従つてそれが農民の生活を脅威するとは解釋されなかつた、それは兎に角、土地の分配従つて生産力の過小、此の過小なる生産力に對する種々雑多の搾取、之れが自作農及び小作農の家計に取つて堪へ難きものであつたことは想像に難くない。しかのみならず、そこには風水旱蟲等の自然的災厄、土匪及び兵亂の如き人為的災厄、冠婚葬祭等の儀禮費、此等の臨時的損失又は出費が加はると、彼等はもはや住み馴れた部落及び宗族組織内に踏止まる

ことが出来なくなる。併し流離は彼等に取つて自殺に次ぐ悲惨事であるところから、何とかして彼等の古巢に縋りつかうと努力する。此の努力は主として小農及び貧農が其の餘剩勞働力を利用して營む内職即ち家庭仕事及び家内工業（問屋工業）の形を取つて現れる。資本主義的工業品が壓倒的な競争者として支那の市場に現れる以前に、問屋工業が如何に有力且つ有利に農村の勞働力を利用し得たかは、右の事情によりて明白である。

私は以上によりて軍閥及び帝國主義の勢力即ち永久飢饉の近因を成す二つの偉大なる勢力が支那を支配する以前に於ける農村の困窮状態を大體描き出すことが出来たと考へる。其の必然の結果として農村の餘剩人口が續々彼等の部落及び宗族組織から排出される。即ち農民の農村離散である。離散人口中、勞働力を有する者は先づ附近の農村・都市・交通機關・鑛山等に生活の機會を求め、それに失敗した者は單獨又は家族を抱へて、職業の機會を發見するまで漂流の旅を續ける。それでもなほ生活方便に有りつき得ない者は不可避免的にルンペン・プロレタリアの群に投ずる。之れが支那農村に於ける相對的人口過剩現象の第五である。

因みに近世支那のルンペン・プロレタリアと歐羅巴中世末期のそれとの間には、發生の事情に於いても又其の生活地域に於いても著しい相違が認められ、従つて其の社會的作用にも同列に取扱ひ得ない點が有るのだが、之れは當面の問題以外に屬するので、擧げて他日の考察に譲りたい。

最後に技術上の問題である。技術は之れを農業・工業及び交通の三種に分けて考察するが便利であらう。或る國民の經濟生活に於ける技術發達の程度を測定するには、各産業部門に於ける代表的器具及び動力が如何なるものであるかを觀察するのが最も便利である。今日の大部分の支那農村に於いて「最も重要な生産工具は第一に

犁、第二に耙である。耙には木耙と鐵耙の區別があるが、牛馬に曳かせて犁き返した後の土を軟かにするに用ひられる」(熊得山『中國社會史研究』第六章第三節)。而して犁は周代迄に太古の農具たる耒耜から非常に長い歲月を経て徐々に發達し來つたものである。「二千年の進化が耒耜を變じて犁となした。然らば次の二千乃至三千年の進化は、犁を變じて蒸氣又は電氣犁たらしめてこそ初めて進化の法則に合ふべきであるのに、支那では二三年前に用ひられたところの牛馬を動力とする犁が、二、三千年後にも矢張り牛馬を動力とするところの一樣の犁に停滯して居る」(同書第六章第一節)。生産力の發達を規定する第一要素は申す迄もなく器具又は機械の發達であるのに、支那では農業用の器具が二、三千年來變化してゐない。其間に何百萬倍かに上昇した人口は僅かに耕地の増加、經營の集約化から生ずる擴大生産によりて養はれ、なほ不足する分は生産標準の低下や死亡率の高騰によりて決濟される外はない。之れが支那農村に於ける相對的人口過剩現象の第六である。

工業用の器具の最も發達して居るものは織物・窯業・搾油・醸造等の如き比較的大規模なマヌファクツールに使用される。それとても僅かに人・牛馬又は風水による動力を楔・螺旋又は滑車と云ふが如き簡單な仕掛で補つて居るに過ぎない。それは恰も農業の技術が牛馬犁によりて代表されることに照應するもので、斯くの如き規模な工業が年々農村から排出される廣大な失業群衆を收容するに足らぬことは申すに及ばない。産業革命は或る期間に互つて革命以前に起つた相對的過剩人口現象を著しく緩和する作用を持つものであるが、併し前記の如き幼稚な器具で工業が經營されて居る間は産業革命の起り様もなかつた。之れが支那農村に於ける相對的人口過剩現象の第七である。

交通技術の幼稚なことも亦生産技術のそれと精密に相照應する。陸上交通に在つては中央及び地方政府が軍事政治及び財政上の必要から開設した「官道」以外には、人工の加つた道路は殆ど無いと云つて宜しい。河に遭へば淺瀬を選んで渡渉し、山に遭へば鞍部を選んで攀登る。膠濟鐵道支線の博山驛から萊蕪縣(山東省)に通ずる街道上に有名な青山關の難所がある。此の街道は濟南及び膠濟線の主要驛なる張店から泰山山麓を横斷して西は沂州及び大戎克港なる日照縣、東は泰安府及び落花生の名産地なる大汶口に通ずる古い官道であるに拘らず、青山關の險路を越える爲には先曳後押の一輪車又は駱駝が其の普通積載量を半減又は三分の一に減じて辛うじて交通を維持し得るに過ぎない。海上交通は申す迄もなく風力を至上唯一の動力とする。其上に内陸都市及び海港には到る處に通過税の徵收機關があり、無紀律な軍隊や土匪や海賊が網を張つて居る。斯くの如き交通の阻滯は勢ひ商業の發達を妨げ、農業の地方的分業を不可能ならしめ且つ餘剩農産物の價格を壓迫して農村の人口包容力を萎縮せしめる。之れが支那農村に於ける相對的人口過剩現象の第八である。

一世紀前の支那の農村はそれのノルマルな状態に於いて既に前記の如き行詰りに陥つて居たのであるが、前世紀の中頃になつて阿片戦争及び長髮賊亂が相繼いで起り、阿片戦争の結果は英支南京條約即ち帝國主義支配時代の基礎を開き、長髮賊亂はまた清朝の正規軍たる所謂八旗及び綠營の無能を暴露して、内亂戡定の經過中に崛起した各軍事長官の私兵が之れに代り、即ち軍閥時代の端が茲に開かれた。もつとも軍閥時代の弊害が其の極に達したのは民國五年即ち袁世凱死後の約十五箇年のことである。之れで支那に於ける永久饑飢の近因及び遠因が大體明かにされたと思ふから、次ぎには題を改めて其の救濟策を論ずることゝしよう。

(五)

支那の永久飢饉状態は如何にして征服されるかといふ問題は、支那の革命が如何にして完成されるかといふ問題と其の範圍を等しくする程の大問題である。孫文は一九二四年春の廣東農民運動講習所創立に際し、支那革命の目的の大部分は農民の生活を改善するに在ることを力説し、支那共産黨も亦一九二七年五月の第五回全國代表大會宣言中に、土地革命が支那革命の現段階に於ける中心題目なる旨を明かにした。従つて我々は茲に永久飢饉の征服に關する各方面の意見を窺ふ爲には、各方面の懐ける支那改造の理論及び方法を總括的に考察する必要がある。

支那國內で右の如き思想及び方法を持つ政治及び思想團體としては國民黨左右派・支那共産黨・中國青年黨及び自由主義團體の五つを數へることが出来る。此外にもなほ共産黨反幹部派及び所謂第三黨があるが、此の兩者は目下融合又は戰線統一の動搖的な過程に在る様だから、茲では暫く問題外に置くこととする。別に西山派・安福派・直隸派・研究系・新舊交通系など幾多の投機的政客團體があるが、此等は眞面目に相手とすべきものではない。

先づ自由主義團體に就いて云へば、之れは今日迄のところアングロ・サクソン風の自由民主主義を導き入れて支那を改造したいと念願するところの散漫な思想團體である。日本人間に汎く其の名を知られた胡適氏や地質學者にして曾て孫傳芳將軍の下に大上海市の市長格を勤めた丁文江氏や上海時事新報を通じて深く青年インテリゲンチアの心に喰入つて居た張君勵氏の如きが之れに屬する。根が散漫な思想團體に過ぎないのだから必ずしも一

定した具體的な主張を持つて居るわけではないが、強ひて代表的の文獻を求むれば、民國十一年に蔡元培・胡適・丁文江・羅家倫氏等北京大學教授團の聯名で發表した有名な『好政府主義宣言』なるものがある。此の有名な文獻はそれ迄五卅運動の原動力を爲した自由主義學者に誤つて大きな期待をかけて居た全國の學生及び青年インテリゲンチアを呆然たらしめ、一度に彼等の手から國民黨の陣營に追ひ遣つた程無内容且つ無責任な宣言に過ぎなかつた。自由主義思想家の全部が此の事に責任を持つて居るわけではないが、それにしても彼等は批評家の立場から一步も外に踏み出すことを肯んじない人々である。

私は前に昨年九月米國赤十字社の發表した文書を引用した際、支那に於ける永久飢饉状態の認識に關して讚辭を述べておいたが、併し彼等の結論即ち永久飢饉の救済方法に關する意見に至つては、支那の自由主義思想家のそれと見たり難く弟たり難き程度に漠然たるものに過ぎない。曰く、只明敏にして強健なる中央政府の存在が支那の能力と富源とを支配し且つ必要なる政策を繼續維持することによりてのみ、支那を紛亂状態から救ひ出して平和安全且つ繁榮なる新時代に導くことが出来るであらう、而して右の如き政府の成立する迄は混亂と災禍とが循環的に發生して止まぬであらう（中央委員會決議書）。又曰く鞏固なる政府が其の權力を運用することによりて初めて食糧の分配や運輸・開墾・徵稅・教育・工業・農業等を改善する計畫を立て且つ之れを實現し得るであらう。凡そ國家の統一にせよ、法治の建設にせよ之れに必要な權威及び指導者の地位の保障は強健なる政府によりてのみ確立される、若し國家の統一に失敗したならば、支那國民の生活を高める爲の各種の計畫は、之れ亦失敗

に終らざるを得まい（調査報告書）と。如何にも永久飢饉を克服する爲には統一國家の建設が先決問題であり、統一國家を建設する爲には先づ強健なる中央政權の存在を必要とする。併し之れは自明の理であつて態々國內の自由主義學者や國外の赤十字社から説明してもらふ必要のない事項である。單純な自由主義思想が現在の支那の複雑且つ難解なる社會經濟政治現象の救済に對して無能力に近いものであることは別に詳細な考察を要すると思ふが、茲では只自由主義團體が支那改造の問題に關して過去及び現在のみならず、將來も亦大きな發言權を獲得する見込がないものだと思ふことを指摘するだけに止めて置く。

第二は中國青年黨であるが、之れは一般に國家主義派と呼ばれ、又『醒獅』なる機關雜誌を經營して居るところから釋獅派とも呼ばれる一つの政治的祕密結社である。數年の歴史を持つて居るのであるが最近聞くところによれば、彼等は『醒獅』第二百五號に「中國青年黨公開黨名宣言」なるものを發表し、支那改造に關する八箇條の主張を掲げたと云ふことである。

- (一) 代議制度を改善して職業代表制とすること
- (二) 議員の賄賂による總統選舉を廢する爲に總統の直接選舉制を設けること
- (三) 武力統一の代りに聯省自治を實行すること
- (四) 階級鬭争を消滅させる爲に社會政策を行ふこと
- (五) 經濟侵略に抵抗する爲に保護政策を行ふこと
- (六) 武力侵略に抵抗する爲に飛行機及び潛航艇を基幹とする國防を行ふこと

(七) 婦人に參政權を與へて女權を高めること

(八) 外國居住者を保護して移民を獎勵すること

中國青年黨は彼等自身が標榜する通りの國家主義者であり、従つて彼等は同時に資本主義者でもある。併し彼等は單に祖國を壓迫する帝國主義者に反抗する（彼等は其の爲に外抗強權と云ふ標語を用ふる）のみならず、帝國主義そのものをも排斥する。即ち彼等は支那を資本主義國たらしめようとして努力するが、併し彼等は支那を帝國主義國家たらしめてはならないと考へる。前記主張中の第四及び第六は恐らく此の目的に役立つところの具體的政策として掲げられたものであらう。抑々中國青年黨は單なる思想團體に非ずして兎にも角にも一つの政黨であり、且つ最近に定立し發表した前記八箇の政策は自由主義者の所謂好政府宣言にくらべて遙かに現實性の強いものである。中國青年黨の本據は上海に在るのだが、上海では國民黨政權の壓迫が激しいので、此の兩年來彼等の活動舞臺は北支那殊に天津及び奉天に移つてゐた。最近又もや上海に手を擴げ始めたものと思はれるが、併し其の勢力が將來何程伸び得るか、主として黨の組織、指導者の熱誠及び力量によりて判斷さるべきもので、主張乃至政策は彼等の將來に取つて第二次的效果を持つに過ぎないと思ふ。

一體北支那の政治及び經濟界を支配する社會層の輿論は大體に於いて國民黨の傳統たる「以黨治國」即ち黨獨裁に反對して、二つ以上の政黨を包容する議會政治を希望し、且つ現在の南京政權が固執して居る様な武力統一説乃至機械的中央集權主義を回避して何等かの程度に於ける地方分權的國家統一を望んで居る。單に北支那のみならず、南支那にも斯くの如き傾向は明かに存在し、上海の資本家層は申すに及ばず、南京政權の内部にすら相

當深く浸潤して居る様に見える。例へば去る一月（一九二九年）に中央黨部の問題となつた焦易堂氏の人權擁護法案の如きは、黨獨裁の傳統に或る程度の制限を加へて、將來に於ける法治主義完成の準備たらしめんとしたものである。又武力統一乃至機械的中央集權の主張は蒋介石氏一派の唱ふところで、儒教派及び無政府主義派に屬する幹部たちは大なり小なり之れと異つた意見を持つて居る。即ち無政府主義派の意見は中國青年黨の所謂聯省自治に極めて接近したものであり、儒教派は孫文の建國大綱第十七及び十八條に規定したところを文字通りに解釋し、即ち「中央集權又は地方分權に偏せず」と云ふ立場を取つて居るが、併し孫文の規定は之れを政治理論の通念に照せば地方分權主義に屬せしむべきものであり、従つて私は單に儒教派が分權主義者であると解釋するのみならず、孫文自身も亦李石曾氏等の主張する様に地方分權主義者であると考へて居る。

之れを要するに中國青年黨の主張は資本主義・議會主義及び分權主義を骨子とするものに外ならず、従つて官僚軍閥による專制主義的支配から資本主義國家に移り變らうとする過渡時代の支那國民、殊に其の中産層及び支配者の一大部分が持つ思想及び利害と觀念上一致する點が多い。併し前記の社會層は中國青年黨なる政黨の存在に對して今のところまだ何等の注意をも拂つて居ない。従つて彼等が如何に都合の良い標語や政策を掲げて見ても、彼等の組織自體に社會的信用が附かない限り、それは無益の努力に過ぎないと見るべきであらう。我々は當分中國青年黨に對して何事をも期待するわけに行かない。

(六)

第三は支那共產黨である。共產黨が第五回全國代表大會の宣言中に農民革命を強調したことは前に記したが、併し其の當時（一九二七年前半期）と今日（一九二九年）とは彼等の革命方略に著しい相違がある。一九二七年前半期に内外人を驚かした湖南省の農民運動は國民黨の名の下に行はれたもので、従つてそれは理論上農村社會に於ける農民政權の樹立を目標とせるものであつた。共產主義者は此の運動の過程にプロレタリア（労働者）の勢力を擴大することに力めたけれども、それは併し乍ら湖南農村の持つ客觀的條件に拘束されて矢敗に終らざるを得なかつた。一九二七年後半期から今日に至る迄の彼等の農民運動に關する一般方略は、勞農政權（ソヴェート）の樹立に在る。勞農の政權とはプロレタリアート霸權の下にプロレタリア及び農民の聯盟を基礎とするところの政權である。支那共產黨第六回全國代表大會（一九二八年八月、モスコ）の政治決議は此の關係を説明して「農民に對する主要戰略は封建的殘存勢力によつて搾取されて居る農民大衆の統一戰線を形成し、農業賃労働者より始めて中農に終るべきである」「プロレタリアートの農村に於ける基本的力は貧農にして、中農は其の強固なる同盟者である」と述べて居る。

支那共產黨は昨年から幹部派と反幹部派とに分裂し、反幹部派はトロツキー主義の名の下に團結して同年十一月迄に大體除名し盡された。併し反幹部派の幹部派に對する批評の中にも正しい所があるので、茲でも矢張り兩者の主張を比較しつゝ紹介するのが妥當であらう。幹部派は支那革命の現階段が資本家的民主主義革命の時（に屬すると主張する。此の總括的見解を農村の問題に結びつければ大體次の如きものである。支那に於ける土地關係は、封建的關係と資本主義的關係との混合的形式である。すなはち土地所有關係では資本主義的形式が優勢

を占め——土地は金錢によつて賣買される——搾取關係に於いては封建的形式が優勢を占め——物納地代其他多くの非經濟的搾取——が優勢を占めて居る。而して同時に農村經濟に於いては貨幣關係が日に益々發展し、市場の農村に對する統制の威力は日に益々増大して居る。殊に帝國主義侵入の後、前資本主義的自然經濟は日を追つて崩潰し、農村の手工業と家内工業は破産し、農業の商業化の形態は益々發展し、それによつて廣大なる農民層の窮乏と失業が醸成されて居る」(李立三『支那革命に於ける農民問題』)。支那に於ける土地關係は封建的關係と資本主義的關係との混合形式なるが故に、其の農民革命は勞農の聯合勢力による資本家的民主主義革命によりてのみ完成されると云ふのである。此の見解は恐らくレーニン主義の立場から見ても正しいであらう。一般の見解に於いて正しい立場を取る幹部派は、彼等の當面の實際行動に取つて極めて重要な一つの問題に對し、明かに誤れる見解を持つて居る。それは彼等が第六回代表大會以來引續き今日に至る迄固執して居るところであり、且つ彼等と勤勞大衆との間を著しく疎隔して居るところのものである。それは如何なる誤謬であるかと云ふと、支那の現在の情勢が革命高潮期の直前に在ると云ふ見方である。

反幹部派の一人たる陳獨秀氏は昨年十二月十日附の『全黨同志に告ぐる書』の中に、痛烈に此の誤謬を指摘して居る。曰く「八九會議が武装暴動總方針を定立して各處で暴動を實行した時、私は屢々當時の中央黨部に對して、群衆の革命的情緒は決して高潮して居ないこと、國民黨政權は俄かに崩潰するものでないこと、客觀條件を無視した出鱈目の暴動は只黨の勢力を弱め殊に黨を大衆から隔離させるものであることを説き、此の政策を變更して日常闘争中に大衆を獲得し且つ彼等を團結させることに力めねばならないと注意した」。八七會議とは一九二

七年八月七日支那共產黨が國民黨から分離した直後に革命方針の大轉換を決議した重要會議である。此の會議以來彼等は國民黨の傳統的農民政策たる農民協會を中心とした農民政權樹立の方針を一擲して、勞農ソヴェートの建設なる新目標に向つて驀進した。但し同年八月から翌年二月迄の約半年間は直接勞農ソヴェート政權の樹立を革命運動の方針としたが、其後は少しく緩和して、勞農政權獲得の爲に準備せよと云ふ標語に従つて行動することとなつた。現在も引續き有效なる此の新方針に對して陳獨秀氏は如何なる批評を與へたか。

第三國際及び支那共產黨は前記の如き情勢判斷に立脚して「支那革命の現階段に於ける政綱」十項を規定した(第六回全國代表大會政治決議)。支那共產黨中央黨部は之れを要約して「大會は現在の根本任務を指摘して(一)地主階級を消滅し徹底せる土地革命を實行すること、(二)帝國主義を驅逐し支那を統一すること、(三)武装暴動に依りて反革命的なる資産階級國民黨の政權を覆へし、勞農兵ソヴェート政權を建設することに在るとした」と述べて居る(一九二八年九月中央通告第六十四號)。之れに對して陳獨秀氏は支那革命の現階段は反革命時代又は反動時代に在るとし、従つて幹部派の「混亂せる思想から生れ出た支那革命現階段の政綱即ち所謂支那革命の十大要求なるものは、正に機會主義と盲動主義との混合物に外ならぬ」と云ふ。

陳氏は一步を進めて、斯くの如き反革命時代に方りては共產黨は暫く退いて「國民會議を召集する爲に奮闘せよ」と云ふ標語を掲げて、徐ろに革命の高潮を促進せしむべきであると主張する。それに關する陳氏の議論は次の如くである。曰く、反革命勢力の全勝時代であり且つ群衆的革命運動の高潮なき今日に於いては、武装暴動及びソヴェート建設の條件は未だ少しも客觀的に成熟してゐない。「ソヴェート建設」と云ふことは只教育宣傳用の

標語として役立つのみであり、之れを行動の標語として労働者大衆に呼び掛け直ちに實際行動を起してソヴェエト建設の爲に奮闘せしめようとしても、決して大衆の響應を期待することは出来ない。故に今日採用すべき行動上の標語には最も民主主義的なものを採用しなくてはならない、即ち「國民會議召集の爲に奮闘せよ」と云ふ標語の下に行はれる運動であれば、それに適應する客觀的條件は既に成熟して居る、今日に在つては只此の一標語のみが廣大なる群衆を刺戟して、公開的政治闘争から進んで革命の高潮に向ひ、更に進んで武装暴動及びソヴェエト政權成立の闘争に向はしめることが出来る。又曰く、現幹部は第三國際の直接指導の下に行はれた第六次大會の破産的方針を忠實に遵奉しつゝ上述の如き破産政策を執行し、過去の機會主義及び盲動主義の混用によりて共産黨を減ぼし革命を減ぼすものである。陳氏の心配する程支那共産黨の現幹部派が所謂盲動主義的行動を採つて居るとは思はれぬが、併し一九二八年初頭から引續き更に何ヶ年の將來に亘りて、支那の狀態が革命高潮前の黎明期に非ずして、陳氏の説くが如き暗黒時代に屬することは、國內外の凡ゆる政治的經濟的現象の明かに證示するところである、又上海の無産業者及び學生貧民大衆の實際に就いて見ても、彼等は共産黨及び共産主義青年團の笛の音を聴きつゝ容易に之れに和して踊らうとしない、此の情勢に對して現幹部派が焦躁を感じて居ることは、中央通告其他の文書の中で屢々吾人の注意を惹くところである、斯様な次第で支那共産黨が無産者の下層小資産者大衆を獲得して近き將來に其の政治的勢力を一九二七年の水準まで盛返すことは容易でない。従つて吾人は當面の永久飢饉の解決者として支那共産黨に多くの期待を持つことは出来ない。

併し吾人が若し支那共産黨を自由主義思想團體や中華青年黨と同じ程度の存在として軽く之れを取扱ふならば、それは大きな誤りである。故に私は彼等の持つ深い錯誤を認めつゝも、なほ彼等の第六次大會以來抱持する政綱が永久飢饉の解決に關して如何なる意義を持つものであるかを簡単に讀者に紹介して置くことの必要を感じるのである。第六次大會を定立した幾多の政綱中、土地問題に關するものが八項ある。第一に土豪劣紳地主官僚の政權を覆へし、反革命勢力の武装を解除して、その代りに農民を武装し、農村内に農民代表會議（ソヴェエト）の政權を樹立すること（第一項）。第二に無償且つ即時に豪紳地主の財産土地を沒收し、沒收せる土地は各種の官公有地と共に農民代表會議の管理に移して之れを農民に分配して使用せしむること（第二、三、四項）。第三に一切の高利貸借及び小作契約、其他農民を搾取る契約を破棄すること（第五、六項）。第四に一切の苛税及び徵收制度を廢止して單一的農業經濟累進税を設けること（第七項）。第五に國家は土地及び水利の改良、天災の豫防、内國移民、農業金融、幣制及び度量衡の統一、森林・河川の國家管理等を實行して農業經濟を援助する（第八項）。此等の政策が若し實現されたならば農村の生産者は之れによりて救はれるであらうし、従つて永久飢饉を絶滅し得るであらうが、併し其の爲には現在の資本家及び地主の政權を解決することが前提條件となる。此等の政權は武力によりて固められて居るものだから、之れと對抗するには矢張り或る程度の武力を用意せねばなるまい。此の問題に關して第六次大會は軍事工作決議（草案）を用意し、且つ政治決議中の「軍閥問題と兵士運動」中に六項の大體方針を規定して居るが、其の第二項にソヴェエト区域内の勞農革命軍を擴大して正式軍隊即ち赤軍を組織することが規定され、更に資本家及び地主政權の軍隊内に働き掛けて兵卒大衆を獲得することが規定されてある。之れを要するに共産主義者の時代が假に到來することありとしても、それはなほ遠いと云はねばならぬ。

(七)

自由主義團體は既に過去のものとなり、中國青年黨は恐らくは流産を免かれず、支那共產黨は明日の勢力であり、何れも支那農民の現在の苦痛を除去する資格を持たぬことは曾て述べた通りである。翻つて國民黨の現状を見るに、それは大體に於いて左右の二派に分れ、意見及び感情の衝突が積み重なつた爲に、今日では平和な關係に於いて相對立することすら出来ない状態になつてゐる。併し兩派とも孫文の遺した主義と傳統とを繼承して居るものであるから、兩派の人々が互ひに罵り合ふ様に、何れか一方を國民黨員でないと解釋するわけには行かない。そこで我々は國民黨が左右に分裂して居ると見るのである。

民國十三年の國民黨改造以來の歴史を顧みるに、改造直後から十六年四月の南京政府樹立までは、兎にも角にも黨の統一が維持せられ、支那共產黨との提携の下に今日の左派が唱へる様な政策を執つてゐたが、南京政府の成立と共に終に左右兩翼の對立となり、左翼の武漢政府は間もなく倒れ、十七年度までは武漢の殘黨が南京政府に参加してゐたが、十八年度に入つて彼等の總ては首領汪兆銘氏を含めて排除し盡され、従つて形式的には今日の國民黨は左派なるものゝ存在を認めず、實質的には今日の國民黨は完全に右派の團體となつて居る。但し一口に左派とは云ふものゝ其の界限は至つて曖昧なものだから、左派的傾向を持つた人々が今尙黨の最高幹部に其の名を聯ねて居り、殊に縣市黨部以下の下級黨務機關や各級地方黨部の指導下に在る労働者・農民・學生の團體の中には、必ずしも最高幹部の右翼の方針に追隨せず、むしろ好んで左派的行動に出るものも稀でない。

斯様なわけで國民黨の下級組織や其の指導下に在る民衆團體に就いて見れば、國民黨は今日と雖も必ずしも相敵對する二つの陣營に分れて居るものとは云はれない。然るに黨の上部構造のみに就いて見る時は第一節に述べた様な見解をとる外なく、従つて國民黨には左右二種の政策が相對立して居ると云はざるを得ない。先づ右翼國民黨即ち現南京政權の政策、殊に昨年三月の第三期全國代表大會以後に於ける農業政策について考察を試みよう。南京政權は所謂軍政時代と訓政時代との差別に關して獨特の解釋を下した。それによると軍政時代に必要とされた農民協會なる革命的性質を帯びた民衆團體は、訓政時代の要求に適しないものとなつた。そこで訓政時代の要求に適合する新しい民衆團體を組織する準則として農會法を制定することになつて居るが、それは既に公布された商會法・工會法及び漁會法と等しく、第三期代表大會の民衆運動根本方針及び第三期第二次全體會議の人民團體組織方案の規定に従ふものとなることは申す迄もあるまい。それによれば新しい民衆團體は黨機關及び政府の嚴重なる監督指導の下に「人民の社會に於ける生存上の需要を出發點とし組織ある人民を作る」ことを目的とするものであり、特に農民團體に就いて言へば「農業經濟は支那國民經濟の主要部分を占めるものであるから、今後の民衆運動は必ず農村教育を奨勵し、農村に協同組合組織の運動を起し、且つ農業の新たな生産方面を導き入れることを以て主要任務とする」(民衆運動根本方針)。これによれば農會法から生れる新農民團體は、革命運動や政治行動からは嚴密に隔離されるところの文化的經濟的技術的及び相互扶助的團體に外ならぬ。

訓政時代の名に於いて農民團體からその革命的性質を除去することの可否を別問題とし、南京政府が

江蘇・浙江の二省當局と協力しつゝ、農業の改良、交通水利の開発に對して財政・軍事其他の障害を克服しつゝ、熱心且つ有效なる歩武を進めつゝあることは頗る注目し得る。右翼國民黨幹部の農民運動方針は、政府側の前述の如き農業政策と相呼應するもので、兩々相俟つて農村の物質的進歩を助けることは疑ふの餘地なきところであらう。但し南京政府の農業開發に關する意圖は今日迄のところまだ前記の二省に其の一端を示し得たに過ぎず、其の利益を一層廣い地方から更に進んで全國に擴げるに非ざれば所謂永久飢饉状態を一掃して國民經濟を健全なる基礎の上に置くことが出来ない。此の問題に關して南京政權は如何なる方策を用意して居るか。

南京政權が彼等の農業及び農民政策を前記の二省以外に擴げ得ない理由は勿論種々あるが、併し最も重大な原因は軍事的割據勢力の障礙に在る。目下南京の勢力範圍となつて居る各省に於いてすら、土着の軍事勢力が隨處に其の小勢力圏を設けて居る爲に、南京政權の計畫は其の内部に浸潤せず、況して南京政權の威令の及ばない各省は尙更である。此の困難に打ち克つ爲には割據的軍事勢力を取除くを要し、其の方法としては蓋し二つある。第一は合法的な方法であつて、南京政權は所謂北伐完成の直後から此の方法を實行する爲に全力を傾注した。それは申す迄もなく編遣即ち軍隊の整理及び統帥權の集中である。先づ民國十七年七月の編遣豫備會議、第二に昨年一月の基本會議、第三に同年三月の實施會議を経て其の計畫が完成された。同時に昨年二月の裁兵公債五千萬元、同年九月の編遣國庫債券七千萬元を發行し、之れは主として上海金融業者の斡旋により相當の成績に於いて消化された。

編遣計畫の決定に關しては各軍閥の首領又は其の代表者が參加し自由な討議が行はれた筈であつたに拘らず、

それは殆ど全國の凡ゆる大小軍閥に深い猜疑と脅威とを感じしめた。彼等の解するところによれば編遣事業なるものは各軍閥の犠牲に於いて蒋介石氏の軍事獨裁權を完成せしむるものと云ふに在る。斯くて昨年三月の廣西軍閥の叛亂を皮切りに、北伐完成以後約九ヶ月間珍らしくも繼續した小康状態が打破されて、辛亥革命以後にすら稀な程の政局不安時代が現れた。叛亂者の總ては國民黨第三期全國大會が違法であるといふことを口實とし、國民黨左派の中心勢力たる所謂改組派が常に軍閥の爲に理論の供給者となり、或ひは其の宣傳者となつた。斯くの如くにして南京政權の合法的な國家統一は見事に失敗した。

それで剩すところは第二の方法即ち武力統一である。南京政權は今日迄のところ大小幾たびかの戰爭に常に勝利を得て來たのであるが、斯くの如き動亂状態が國民經濟殊に廣汎なる戰區の農村に對して破壊的な影響を與へたことは申す迄もない。即ち南京政權は全國農村に平和と繁榮とを與へる爲の先決條件として急速なる國家統一の實現を圖つたが、併し其の結果は不幸にも正反對のものとなつた。然らば南京政權の國家統一の爲に選んだ二様の手段は全然誤つて居るのであらうか。抑々南京政權は資本家と地主との聯合體である。ブルジョア革命が資本家と地主との結びつきによりて行はれることは決して珍らしいことではない。獨逸及び日本は其の顯著なる先例である。南京政權は此の意味に於いて充分其の存在理由を主張する權利を持つものであり、従つてそれがやがては全國を統一して資本家地主の利益の上に立つところのブルジョア國家を完成する可能性を持つものであることを否定することは出来ない。然らば昨年三月以來の失敗の原因は何處に在るかと云ふと、それは方針の誤りに在らずして全く手段の不正確に歸すべきであらう。

南京政權の當事者たちは、國家統一事業の困難に對して充分の洞察を持たなかつた。之れは恐らく北伐の行程が比較的順調に進んだことから起つた過度の樂觀に支配された爲であらう。次に彼等は環境の持つ諸條件及び其の變化に對する慎重なる考察を缺き、此の一年來馬車馬の様に一氣に既定方針に向つて猪突した、第三に彼等は敵地の民衆に對して南京政府による國家統一が何を民衆の日常生活に寄附し得るかを説明する爲の適切なる準備と方法とを缺いた。私見によれば、若し南京政權にして前記の三項に注意を拂ひ、それに從つて行動の緩急を調節し得たならば、將來に於ける國家統一の行程は今日迄のそれに比べて遙かに有效且つ順調のものとなるであらう。

南京政權が國家の統一を實現し得る可能性を持つことは大體前記の如くであり、又南京政權の農業及び農民政策が主として技術的な内容を持つたものであることは曾て江・浙二省の例に照して指摘したところである。然らば南京政權の國家統一政策、農産の開發及び運輸・加工に於ける技術的改良を主眼とする農民政策が進捗するに従つて支那の永久飢饉状態は遺憾なく克服されるかと云ふと、尙ほ茲に少くも二つの重大問題が残されてゐる。其の一つは資本家と地主、産業労働者と農民間の利害の相違から生ずるところの根深き困難である。

抑々農村は地主・自作農・小作農及び農業労働者の四層から成立つ。南京政權が今日企圖し且つ一部分實行して居る農村繁榮の方策は、大體に於いて前記四層のすべてに物質的利益を與へようとするものである。利益分配の比率に差等の生ずることは免かれぬが、併し農村の永久飢饉状態を緩和するにはたしかに或る程度の効果があらう。ところが南京政權の最大の支持者たる資本家階級の利益に就いて言へば、彼等は第一に保護關稅を設けて

彼等の繁榮を圖らうとする。農村住民の日用品たる外國商品は關稅のより高き障壁によりて輸入を阻止せられ、それだけ國內の企業は容易となり且つ繁榮するが、併し農村住民はそれだけ高い商品を強ひられることとなる、又資本家は企業費用の低下を望むが故に、労働者の食糧品價格の騰貴を好まない。之れは單に企業家ばかりでなく都市住民の大部分に共通するところで、其の意味に於いて都市と農村との利害が相反する。今日上海に於ける米價調節の最も有効なる方法は南洋米及び滿洲の高梁・粟を輸入することである。此外なほカナダ・アメリカ及び日本から格安な麥粉が年々多量に入り込んで居る。此等の食糧品が直接又は間接に農村の經濟を壓迫してゐることは多言を要せぬ。

之れとて關稅率を高めれば、其の程度に於いて輸入を阻止し農村を保護し得る道理であるが、それは都市住民殊に企業家の利益に反する。尤も平和と統一とが回復せられ交通が改善され通過稅其他の徵課が撤廢されることになれば、都市又は或る地方に於ける食糧不足は相當の程度に緩和されるに相違ないが、併し農産物輸入關稅に關する都市と農村との争ひは英國に於けるが如く慢性的状態となるであらう。此の現象は前に述べた工業製産品の場合と共に資本家對地主の争ひであると同時に、又労働者と農民との利害の衝突でもある、現に支那政府は關稅自主權の回復、財政的必要及び企業家の要求に促されて出来る限り關稅率を高めることに努力して居るが、加工品の輸入稅率を高めることに關しては獨り關係列國が之れを望まないばかりでなく、地主及び農民も亦其の痛切なる生活利害の上から之れに劣らず反對するであらう。次に穀物其他の農産原料に就いて言へば、今度は農村住民の支持を受け得る代りに都市住民殊に企業家及び労働者が外國商人と同一の利害を感じて之れに反對する。

故に關稅自主權の回復は既定事實となつて居るが、南京政權は新たに獲得する自主權を利用して思ふがまゝに財政收入の増加を圖り、又は資本家に便益を與へることの出来ない立場に在る。

以上述べ來つたところを要約すれば、資本家地主の聯合政權たる南京政府は遠からざる將來にブルジョア民主主義國家を建設して統一と平和とを回復し、財政及び稅制の整理を行ひ、農業・交通・金融等に於ける技術的改善に成功することにより、現在の不幸なる永久飢饉状態の大部分を除去し得る可能性を持つて居る。併しそれだけでは未だ農村問題は解決されない。抑々地主が政權の重要な一構成要素たる以上、下層農民——小作農及び農業労働者——の生活の改善される範圍は極めて限られたものでなくてはならない。次に農村の人口過剰から生ずる土地の過小分割及び失業の脅威から下層農民を救ひ出すことも亦同じく困難である。之れが解決の一方法として孫文は彼の『實業發展計畫』中に内國移民に關する詳細なプログラムを作り、此の方法は例へば現に浙江省政府が管内の貧農を東三省に移住させる計畫を立て、又編遣會議の決議中にも解散兵の移民計畫が含まれたりしては居るが、併し全體的に見て下層農民の生活に安定を與へる道は矢張り農村内に民主主義的統制組織を導き入れる外ないであらう。私見によれば支那の永久飢饉状態を克服する爲には種々の方法があり得るし、現南京政權の農業及び農民政策にもそれが實施された曉には相當の効果を期待することが出来るけれども、根本的な方法は結局農村の民主主義化に在ると思ふ。

(八)

所謂國民黨左派は民國十三年の改造後即ち廣東及び武漢政權時代の傳統を支持しつゝ、右翼國民黨の南京政權に對峙する政治的勢力である。従つてそれは第一期及び第二期國民黨全國代表大會並びに民國十五年十月の國民黨中央及び地方聯合會議の諸決議に根據し、特に第二次大會及び聯合會議の民衆運動に關する諸決議を尊重する點に於いて鋭く右派と區別される。第二次全國大會の農民運動決議によれば、支那はなほ農業經濟時代に在る。農民の生産は全生産の九割を占め、其の人口は全人口の八割以上に達するが故に、支那の國民革命は取りも直さず農民革命である。従つて國民黨が國民革命の基礎を固める爲には先づ農民の解放を實行せねばならぬ。政治運動たるは經濟運動たるに論なく其の基礎を成すものは農民運動である。黨の政策は農民自身の利益に基いて決定さるべく、政府の行動も亦農民の利益に従つて其の解放を圖ることを要する。何となれば農民の解放は直ちに國民革命の大部分の完成を意味するものだからである、と説く。小資産階級インテリゲンチアの政黨たる國民黨左派は所謂民主主義政治理論の立場から國民中の最大多數の利益を代表して彼等の革命を遂行することに彼等の正義を認むるものであり、従つて實質的には農民の政黨であると云つても差支へない。

斯かる立場を持つた國民黨左派は當面の永久飢饉問題を解決し、更に進んでは右翼國民黨の企及し能はざる貧農の窮苦及び失業を救済する爲に如何なる政策を持つて居るか。第二次大會の決議中から彼等に獨特な政策と認めらるべきものを摘記すれば、

- 一、農民協會を組織して國民革命に参加させること
- 二、農民を壓迫する武裝團體を解散し、農民は自力を以て彼等に對する侵害を防禦し得ると云ふ原則を立てる

こと

- 三、土豪劣紳による農村統制を排除して農民による自治の實現を援助すること
- 四、最高小作料及び最低穀價を規定すること
- 五、農業労働者の労働時間を減少し労働を増加すること
- 六、官有耕地を整理して失業農民に分配すること

聯合會議は第二次大會の前記の規定を補足擴張する目的で二十二箇條の決議を行つたが、其の中には(一)現行小作料の二割五分を軽減すること、(二)小作關係に附帶した各種の悪例を排除すること、(三)農民銀行から低利の資金を供給して農村高利貸を驅逐すること、(四)農民は農民協會を組織し、農民協會は農民自衛軍を組織する自由を持つ等のが規定される。

右に掲げた左派農民政策の特色は農民自衛軍なる武装を持つた農民協會と云ふ民主主義的な勢力が政治的且つ經濟的に農村を統制することにある。若し此の方法が農村に實現したならば、而して農民協會が左翼國民黨政權の強力且つ聰明なる指導援助の下に立つことが出来たならば、今日農民を苦めて居る幾重の政治的經濟的社會的原因は農民の努力で自動的に排除されることとならう。但し孫文の解釋に隨へば、國民黨は各階級の先覺者を其の構成分子とするものであり、又特に左派に就いて云へば、それは小資産階級インテリゲンチアの政黨である。他の言葉で云へば支那の國民革命は革命的政黨の啓蒙運動を通じて民衆を刺戟し、刺戟を受けて動き出した民衆を更に革命的政黨が組織し指導することによりて初めて其の目的を達し得るものとされる。即ち下から上への

革命ではなくて、其の逆に上から下への革命である。上から下への革命である以上、革命運動の上部構造即ち政黨自身の實力又は權力が革命の成敗を決定するに極めて重大な意義を持つこととなる。左派的政黨の實力の淵源は主として組織ある大衆の支持に俟つべきものであり、左派の人々が若し此點に彼等の興味と努力とを傾注したならば、彼等の存在は今日の様に影の薄いものとならずに済んだであらう。ところで左派の中心的勢力たる改組派の人々は實力を民衆の信頼に求めることを忘れて専ら權力の獲得に憂き身をやつしつゝある。此の傾向は第二次蔣馮戰以後特に著しく、今日では苟くも所謂反蔣派である以上、軍閥たる安福系たと西山會議派たとに論なく、何人とも結託して聯合戰線中の職務を分擔しようとして居る。

従來國民黨左派の中堅と目せられてゐた所謂改組派の人々は、右派に對する政争に敗れて以來、理論的には兎に角、實際行動としては殆ど全く政權投機に没頭し、青年インテリゲンチアの期待に背き、農民及び労働者階級から遠ざかつて行つた。約言すれば彼等は意識的又は無意識的に政客者流の渦中に飛び込んで居る。然るに右翼政權は嘗て述べた通り資本家及び地主の支持の下に大體に於いて順調なる發展の道を進みつゝある。此の統一勢力は割據的軍事勢力即ち諸軍閥と改組派をも含めての政客者流の脆弱なる聯合によりて倒し得る性質のものでない。假に後者の計畫が一時的の勝利を得たところで、其際改組派の占め得る分前は決して彼等の期待する如きものではあり得ない。之れを要するに吾人は改組派に對してもはや多くを期待することが出来ない。

併し左翼國民黨が前述の如き政綱、即ち支那の更生は其の人口の大多數を占める貧農の生活問題を解決することによりてのみ完成されると云ふ認識、其の爲には農民協會及び農民自衛軍による農村の民主主義的統制を獲得

せねばならぬと云ふ方策を、彼等の傳統的信條として把持して居る限り、支那革命の途上に於ける彼等の存在理由を否定することは出来ない。何となれば農民大衆の生存欲求は早晚右翼政權の設けたゴールを突破し、彼等の欲求に満足を與へ得る様な政治的勢力を求めて之れと結びつく外ないからである。吾人は斯くの如き政治的勢力を何處に發見し得るだらうか。吾人は先づ斯くの如き政治的勢力の萌芽を、現に南京政權を構成する右翼國民黨の内部に發見することが出来る。黨の幹部から下級黨務機關及び其の指導下にある民衆團體の中に、或る程度の左派的勢力が根強く潜在して居ることは曾て述べた。單にそればかりでなく、工業資本の發達に伴つて大都市の資本家階級は大規模生産の累増する商品の最大顧客として、農民の購買力に注意を拂はねばならない日が必ず近づ將來に到達する。農民の購買力は第八項の中に述べた様な技術的改良のみによりて充分の暢達を企圖し得るものではない。それは矢張り農村の民主主義化によりてのみ實現さるべきものである。工業資本の生産力が此の程度まで進歩すると、資本家地主の利害關係はもはや今日の如き調和を保ち得なくなる。即ち今日の南京政權の基礎たる資本家階級の利害の變化が自然に國民黨左派の傳統を回顧せねばならない様な情勢を作り出すであらう。

茲に於いて資本家は自然に左派と接近して農民問題のより高度なる解決を圖ることの利益を認識し、此の程度に應じて國民黨内に於ける左派の勢力乃至左派的民主主義運動の擡頭する可能性がある。之れは右翼國民黨の將來に於ける自動的進化性を豫想したものであり、従つて資本家階級の利害の許す範囲内で起り得べき現象に過ぎないから、更に一步を進めて農民や労働者やインテリゲンチアの超資本主義的欲求に順應することの出来ないの

は申す迄もない。單に農民に就いて考へて見ても、彼等の利害は本質的に資本家の利害と背馳する。農民は先づ資本家地主による國家統一及び技術的改良によりて現在彼等を苦めつゝあるところの永久飢饉状態の大部分を克服し得るであらうし、次に右翼國民黨の或る程度の左轉によりて農村民主主義の或る部分を實現し、其の程度に應じて彼等の生活を高めることが出来るであらう、併し只それだけのことである。彼等の生活はノルマルの状態に於いてすら毎日飢餓と直面した状態にある。永久飢饉は消滅し、或る程度の農村民主主義を獲得して見たところで、飢餓の脅威が彼等を離れないことは、永久飢饉以前と格別の相違もあるまい。そこで彼等は資本主義が與へ得る一切の恩恵を経験した後には必ず資本主義に失望し、更により高度な解決方法を求めて自然且つ必然に社會主義的政治勢力に結びつくこと、ならう。

茲に初めて右翼政權から獨立した左翼國民黨の本來の立場が出来るわけである。併し時勢は急轉する。單に實際的に然るのみならず、支那のみが其の例外に立つことは出来ない。支那の資本家階級及び其の勢力は長足の進歩を遂げるであらうし、之れと對立する共產主義及び左翼社會民主主義（例へば昨秋共產黨から分離した陳獨秀氏等のトロツキー派及び一昨年八月以來の所謂第三黨）の如き左翼的政治勢力も亦之れに伴つて發達するであらう。其の間に介在して農民大衆に立脚する改良主義の左翼國民黨が如何なる役割を演じ得るか。支那の農民問題が特殊の性質及び困難を負うて居る事實に照し、此の問題は深い興味を吾人に寄與するものだと思ふ。

（一九三〇年二月『上海日報』）

第三節 支那農村の人口抱擁力

(1)

米國の社會學者 E. A. Ross は其の支那土產なる *The Changing Chinese*, 1912. に、支那の三分の二に亙る地方が人口過剰の状態にあると主張し、「支那人は其の祖先の土地を點綴するところの墓地を他人の鋤に荒されることを恐れ、且つ文明の明るい世界から未開の薄暗い境地に追ひ込まれることを恐れつゝ、多くの世代を通じて其の家郷に留り、遂に出生と破壊とが互に相抹消し合ひ、而して社會は沈滯の状態に陥るに至つた」(Ibid., p. 70.)と述べて居る。人口過剰の結果が如何に悲惨なる印象を農民生活の上に焼き付けて居るかに就いて、ロツス氏は彼の見聞した多くの實例を挙げたが、先づ生産生活の中から最も特異なる一例を選べば次の如くである。曰く「農民の住家なる土窟から數千呎を攀ちのぼつた高い山坡を非常な勞力に依つて開拓し且つ耕作することは、人口的壓迫の明白なる證據でなくてはならない。それは谷底から出發して遂に山頂に達する迄耕作の界線を高めるものであつて、他の言葉で云へば人類の湖の澎漲圖である」(Ibid., p. 74.)。次に消費生活に關しては「支那の料理は世界の料理の中でも美味なるものゝ一つである。但し一般人民は榮養の爲にはなく唯胃の腑の爲に食料を詰め込むのである」(Ibid., p. 80.)と斷じ、支那人の惡食に關しては蝸や鼠を喰ふことや爪ほどの貝のむきみが商品と

して海濱から奥地に送られることや、雨あがりの叢に發生する菌類を採集して食料とすることなどを驚異を以て報じて居る。然らば斯くの如き極端な人口過剰現象が支那の社會に限つて起つた原因は何であるかと云ふに、之れは積極的及び消極的なる二つの特殊な事情があるとロツス氏は考へた。積極的原因に就いては曰く、

西洋とは比較にならぬ程烈しい總體的缺乏の一般的原因は「生存手段に對する人口の集積」といふことである。何故に此の民族が他の民族を超えて斯く振舞はねばならぬのであるか、何故に此の恵まれたる民族が單なる生存の爲に醜い鬭争をなさねばならぬのであるか、此の疑問は支那の家族制度を明かにすることに依つてのみ解釋さるべきものである(Ibid., p. 96.)。

此の意見は確かに正しいと思ふ。家族制度が支那の社會を人口過剰に導く最も重大な勢力であることは、それの持つ二個の特質に依つて立證されるであらう。即ち、第一には後先の考へ無しに只管子孫の繁殖を冀ふことであり、第二には家族成員の依頼心及び傳統的な郷土愛着の心理から、支那人は一般に——家族的にも個人的にも——移住を嫌ふ風がある。従つて他に生活機會のより豊富な地方のあることが明かであつても、彼等は容易に此の機會をつかまうとはしないのである。

人口過剰の消極的原因に就いてロツス氏の主張するところは大約次の如くである。

一部社會學者の唱ふる理論とは反對に、此の突きつめた生活鬭争は經濟的又は社會的改善を促すことに對して何等著しい効果を示すことなく、之れは動的勢力たるよりも寧ろ靜的勢力たるに止つた。人口過剰は進歩を誘ふことなくして過勞と疲弊とを齎らしたに過ぎない。何となれば進歩の主要なる動機は發明及び發見で

あるのに、支那では生活闘争に疲れた過度な貧困が進歩の機会を妨げて居るからである(Thid., p. 92)。
此の主張にも半面の眞理はあるが、併し支那のみが特に人口の壓迫に促がされつゝも、尙ほ之れに順應する様な何等かの發明及び發見が起らなかつたと考へることは出来ない。西洋人たるロツス氏が發明及び發見なる言葉から先づ聯想することは、十五世紀末に起つた亞米利加發見と十八世紀の後半期に起つた蒸氣動力の發明とであらう。前者はそれに刺戟されて起つたマーカントイズム思想を通じて、後者は所謂産業革命に依り、歐羅巴の人口現象に絶大なる變化を與へた。此の二つの重大なる出來事は共に天才的な個人の努力から生れたものであつたが、冒險とか科學とかいふことを傳統的に卑下した支那の社會にあつては、發見も發明も常に民衆の團體的努力に依りてのみ半ば偶然的に行はれたに過ぎない。それにも拘らず、廣東及び福建の人民が南洋に彼等の幸福なる新天地を開拓したことや、江蘇及び浙江の人民が知らず識らずの間に其の生活基礎を農業單本位から農工業の複本位に進めたことなどは、矢張人口の壓迫が發見及び發明を通じて社會の進歩を齎したものだと解釋すべきであらう。従つて此點に關する東西の差はロツス氏の考へた様な絶對的のものにあらずして相對的であり、支那に行はれた經濟的進歩の度合が不幸にして其の人口増加に追隨し得なかつたと云ふに止まる。

(一)

支那の三分の二が前記の如き人口過剩の状態にあると云ふロツス氏の見積が何を根據としたものであるかは疑はしいとしても、支那本部の交通便利なる平原地帯の殆んど全部が、何等かの程度に於いて人口過剩に陥つて居

ることは、何人も疑ひを容れぬところであらう。此の大規模な過剩人口が從來如何にして調節されたかと云ふに

一、海外移民

二、轉業——農民が彼等の田園を去つて工業・交通業・商業・採礦業等に労働すること

三、内國移民

第一項の人口調節方法は主として福建及び廣東農民の行ふところで、彼等は此の方法によりて人口問題の調節に資するのみならず、同時に莫大なる年々の送金に依つて農村の生活問題の解決に貢獻しつゝある。第二項の人口調節方法の最も著しく行はれて居る地方は江蘇省の南部及び浙江省の東部である。彼等は福建及び廣東人の如く海外出稼の便宜と意志とを持たない。又邊境諸省の如く内國移住の便宜をも持たない。唯幸ひなことには天産物に恵まれて居り、殊に楊子江及び大運河の交通力は此の地方を古くから支那國民經濟の中心たらしめた。従つて彼等は農村に溢れた労働力を交通業及び商工業に轉向せしむることが出來たのである。第三項の調節方法は邊境諸省の農民によりて盛んに利用せられ、山東省民の東三省に於ける、直隸及び山西省民の奉天省・熱河・察哈爾・綏遠に於ける、四川省民の西康に於けるが如きは其の著例である。

抑々農村の人口状態には過剩・飽和及び不足の三様があり得る。過剩農村に在つて先づ人口の壓迫を受けるものは生理的及び經濟的弱者であり、生理的弱者たる幼兒の死亡率高く且つ高齢者の尠いことは多くの人々の一致した觀察である。經濟的弱者は小農・小作人及び農業労働者であるが、此等の中、労働力を有するものは單獨又は家族同伴で前記三種の何れかの方法を取つて生活の安定をはからねばならぬ。農村人口が飽和状態にある場合

はどうかと云ふに、此の場合でも小農以下の生活は必ずしも安泰であるとは云へない。飢饉であるとか戦亂であるとか物價の騰落であるとか通貨價値の變動であるとか或ひは又社會習慣に依る經濟的重荷例へば冠婚葬祭の費用に追はれて傳統的な生活條件を維持し得なくなる場合も珍らしくない。此等は謂はゞ例外的な原因であるが、平年と雖も彼等の經濟状態は必ずしも充足して居ると限らず、少くも前記の如き不幸に備へる爲に會計上の彈力を用意する必要がある。従つて彼等の家族に若し勞働力の餘裕があるならば、彼等は進んで賃銀收得の機會を捕へるに躊躇しない。即ち人口の飽和状態にある農村では企業者が其の需要する勞働力を或る程度に買入れることが出来るのである。最後に人口の不足する農村にありては、土地所有の状態に耕作の技術が一般に粗放であり、農繁期には他地方から勞働力を移入しなくてはならぬ。

右様の次第だから勞働力の淵源として農村の人口状態を研究する場合に最も重要な對象となるものは過剩農村であるが、併し飽和農村をも度外視し得ないことは前記の如くである。更に不足農村は勞働力の吸收者として工業的企業者と對抗する關係に立ち、此の意味からして一應の研究を加へる必要が生ずる。東三省に居住する我等は、支那一般に互る農村の人口状態を研究するに際し、便宜上先づ東三省の提供する實例に注意を拂ふべきである。斯かる立場から私は人口不足の農村として北滿洲を、又人口飽和の農村として南滿洲殊に滿鐵沿線を選び、此等が如何なる經濟的及び社會的狀態に置かれてあるかに就いて多少の觀察を試みた。以下は其の收穫である。

(三)

東三省は通例長春を境として南北に分けられるが、人口状態からは大體に於いて開原以南を南滿洲とし、以北を北滿洲とするのが妥當ではあるまいかと思ふ。『南滿洲農村土地及び農家經濟研究』に依れば、

滿鐵沿線に於ける農村は之を開設の年代より見るときは、略ぼ二區に大別し得べし。一は開原以南關東州に到る地方にして、此の一帶に散在せる農村には順治十年に於ける遼東招民令の實施と相前後せる時代に於て移住せしもの多きが如く、二は開原以北長春に至る所謂蒙地に屬する地方にして、此の方面は道光初年以降の蒙地開放に際し移住せしもの多きが如し(『滿鐵地方部產業資料』第七冊二頁)。

とある。此の記述は大體に於いて當つて居る。但し開原以南に於ける漢民族の移住開墾は遠く明代から行はれ、順治十年(一六五三年)の遼東招民開墾令が戰亂に荒蕪した農村の恢復に多少の効果のあつたことは認めねばならぬが、併し此の法令は康熙七年(一六六八年)に撤廢せられ、其後は所謂封禁の政策が固執されたことであるから、僅か十六年間の法令に大きな影響を望み得られぬのは申す迄もあるまい。今日開原・鐵嶺地方農村に残る古碑の文面を見ても、順治又は康熙初年の移住を立證するものは殆んど見當らないのである。然らば清代に於ける南滿洲の開墾は何時頃から何れの地方に何人の手で行はれ始めたかと云ふに、私は北支那農村の人口が過剩を告げるに至つた時代からでなくてはならぬと思ふ。それは何時頃かと云ふと、詳細は他日の考察に譲るほかないが、茲に其の概要を述べれば、康熙から雍正を経て乾隆に至る百餘年の打續いた泰平の爲に支那本部を通じて著しい人口の増殖を見た。其餘波が南滿洲に傳はつたものであるから、移住運動の繼續した流れが起つたのは大體康熙の末葉からであると推定される。此の推定は又農村の寺廟等にある古碑からも認められるところである。南滿

洲に流入した移民の本據は主として直隸省の永平府及び山東省の萊州・登州・青州の三府であつた。直隸人は多く遼西を選んで、山東人は多く遼河及び其の支流なる渾河・太子河の流域を選んだ。山東・滿洲間の海路交通は遼河口附近及び金州附近の港灣に依り、其の何れにするも北進して遼河盆地に出で、交通の便利と土地の肥沃とに頼つて此處に第二の故郷を設定した。遼河の水量は西遼河の會流する三江口から大であるが、併し此の地方は道光時代に至る迄蒙地として封鎖せられた關係上、民族移住の潮先は遼河と邊柵との交叉點なる通江口に到つて止つたと推定される。此の推定には多くの證據を提出することが出来るが煩はしくもあり、今の私に取つては格別重要なことでもないので省略する。遼河及び其の支流沿岸を樞軸とした山東移民の流れは、西は直隸移民の流れに突當つて止まり、東は千山山脈に支へられた。滿洲開墾史の初期に起つた前記の如き趨勢は其の影響を約二百年後の今日に残し、北は開原、東は千山山脈の裾野を縁邊とする地方が、今日私の所謂人口の飽和状態を示すところの範圍である。

(四)

滿洲を南北に大別して其の農村の人口状態を考察することが本篇の主要目的であるが、其前に農村及び其の構成要素たる家族の意義及び機能に就いて少しく考察しておく必要を感じる。先づ農村とは何であるか。『滿洲農家の生産と消費』に據れば「農村とは行政上判然たる區劃あるにあらざりて農家の集團を云ふ。而して行政上縣の下に警察區あり、區内に屯がある。屯は又幾多の部落に分れてゐる（關東州にては會の内に屯があり、屯が更

に部落に分れて居る)。此の屯或ひは部落が經濟上所謂農村である」(『滿鐵調査報告書』第十三卷五頁)とあるが、支那の農村を「農民の社會的經濟的要求から自然に結成された部落」であると考へて居る私は、農村なる觀念の中に一切の人為的要素の混入を避けたい。農村に「行政上判然たる區劃」のないのは、それが自然の發生たる事實から當然の歸結である。然らば農村の區劃は如何にして定まるかと云ふに、之れは各農村を構成する家族の所有土地に依るものである。従つて甲村に屬する一家族が相隣接せる乙村の一家族に土地を賣渡したとすれば、それだけ農村の區劃は變更されるのである。又相隔絶した村民の間に土地の授受が行はれる場合には、讓受人は其の讓受けた土地に關する限りに於いて當該村民と同等の權利義務を持つ。従つて此の場合農村には區劃の變更は起らない。次に支那の農村は原則として密集制である。『南滿洲農村土地及び農家經濟の研究』に「滿洲に於いて所謂農村とは農家の密集せる部落を指す」(前掲書三頁)とあり、其の理由として「滿洲の警察制度不備にして農家は匪賊に對する自衛上共同防禦の必要より粗居制を採らずして密居制を取れること」(同書五頁)を擧げて居るが、此の觀察は大體に於いて正しいと云へよう。但し此の斷案を支那一般に通用せしむる爲には、匪賊に對する自衛とあるを一層廣く外敵に對する自衛と改めた方が好さうに思はれる。何となれば南支那人の密居制は匪賊に對すると同時に敵意ある異宗族に對抗する機能を持つからである。廣東及び福建のほか浙江・安徽・江西の南部地方にも行はれる有名な風習即ち所謂誠闘は、土地を連ねて併立せる宗族同志の社會的及び經濟的利害の衝突から發生する慘劇で、甚だしきは一九二四年に江西省樂平縣で行はれた誠闘の如く五個の大宗族が渦中に入り死者二百餘名を出し、村を焼き拂はれた爲に家を失つた者が合計一萬人以上に及んだと云ふことである。斯くの

如き事情が農村の密集生活を刺戟することは明かであると思ふ。唯茲に注意すべきことは『滿洲農家の生産と消費』に「現在農村の形状にも二種あつて、集團的に住宅地を所有し耕地を其の周圍に所有する集團制と各農家各自が其の耕地を家屋の周圍に所有する粗居制とがある」(前掲書三頁)とあることである。本書の著者野中時雄氏は精細なる實地調査に基いて立論したものであるから、私は此の斷案が正確な事實に立脚したものであることを疑はない。支那の農村が廣く了解されて居る様に矢張密居制を原則とし、粗居は何等かの事情に依る例外に過ぎぬのであるか、或ひは野中氏の意見の様に兩制併立が事實なのであるか、尙ほ一應の研究を要するであらう。農村の抱擁する戸口はそれが自然的發生である爲に固より區々たるを免れない。山西省長閻錫山氏は其の自治制に関する法令中に五十戸を以て一村とすると定め、奉天省では之れに倣つて單位を増大し百戸を一村として居る。然るに誠闇の流行する南支那では一村にして千戸以上を抱擁する例が珍らしくない。但し密居制農村の大きさを決定する第一要素は住居と耕地との距離であるから、理論上無限に小さくはあり得るが、例へば小作人又は農業労働者のみの居住する部落の如く、其の最大限は餘程限られたものでなくてはならぬ。奉天省官憲の規定は大體に於いて該省の事情に適し、人口稀薄なる北滿地方にあつては一層小なる標準を適當とするであらう。

密居及び粗居の問題から離れて、支那の農民の生活が如何なる程度に農村に依憑するものであるかを觀察しよう。私は曾て此の問題に就いて次の如く記したことがある。

村落自治に關して『支那の村落及び都邑生活』を書いた若い支那人の述ぶるところは次の如くであります。

「村落は商工業に於いて、宗教に於いて、政府の關するもの總てに於いて、其他一切の支配、規約並びに地

方保衛に至る迄完全な自由を有して居る。茲に村落の福利に必要なものが與へられたとすれば、それは皇帝の上諭でもなく政治の關係せる一切のものでもなくして、必ず村落自らの協力に依るものである。警察・教育・公衆衛生・道路・運河・點燈等一切の事業は村人自身に依りて處辨される」。同じ問題に關し、有名な『支那人氣質』の著者なるエー・エチ・スミス氏は他の著書の中で次の如く述べて居ます。「村落の關係する諸事項の内には、圍壁の築造及び修繕、壁門の看守、市の開設及び取締、劇團の雇入、作物看守の組織、村民の合意に依りて作られた規約に違反したものに對する處罰、寺廟の建築及び修繕、村有井戸の掘鑿及び浚渫、其他村の位置や傳説や境遇から發生する種々なる義務の夥しい種類がある」。以上に掲げたところに依つて村落自治體の關與する仕事の内容は略々明かであらうと思ひます。此等の數多き自治事項の内でも重要なものは、村民の經濟生活及び村落の自衛に關する事柄であります。尤も村民の經濟生活は家族を本據として行はれ、宗教及び村落は唯その助成機關たる機能を持つに過ぎません。例へば各家族の餘剰生産を處分しそれと引換へに自ら生産し能はざる品物を仕入れる爲には、市が彼等の流通經濟に必要缺くべからざる機關となるのでありますが、市の經營は宗族や家族の力の範圍外に在り、必ずや一個乃至數十個の村落の力に俟たなくてはなりません。次に作物の看守と云ふことでありますが、支那の村落には極貧の者が多く、彼等は小麥や高粱の穂を摘み取つて飢を凌いだり、綿の實を掠めて冬支度をしなければならぬと云ふ境遇にある。成人や子供の果樹園や瓜畑を襲ふことは改めて申す迄もありません。此等の畑荒しの他に、スミス氏に依れば犬も亦却々いたづらものださうであります。即ち「薩摩芋は村犬に狙はれる、彼等は永年の習慣か

ら生野菜の食物でも全く何も食はないより餘程良いと云ふことを知つてゐる」と申して居られます。斯様な譯で作物に對する侵略者は甚だ種類が多く且つ時を選まぬのみでなく、一家族の經營する畑が一個所に纏つて居ることは寧ろ少いのであるから、その看守には家族又は村落の協力を得る必要がある。村役人は各家族の爲に此の必要に應じ得る様な計畫を立てる義務を負ふものであります。第三に、各家族又は個人が種々なる事情から纏つた資金の必要を感じる場合が屢々起ります。斯様な場合に家族の代表者又は個人は家族關係及び社交關係を辿つて數人乃至數百人の仲間を作り、日本の所謂頼母子講を組織して金利の安い金を使ふと云ふ習慣が支那でも廣く行はれて居ます。詳しいことはスミス氏の『支那に於ける村落生活』の第十四章に譲り茲では省略します。頼母子講の組織は家族又は個人の純然たる私的行爲に止まり村落自治體とは勿論何の關係もないことではありますが、併し斯様な行爲にしても、その行はるゝ基礎は主として村落なる協同生活意識の上にあると云はねばなりません。村民の間に行はるゝ經濟的協働關係の例證は先づ之れ位に止めておいて、次に自衛機能の問題に移ります。家族及び宗教にもそれ／＼の力に相應した自衛機能は勿論備へて居りますが、併し彼等の自衛能力は村落自治體の協働を得るに非ざる限り甚だ微弱な物たるを免れませぬ。『支那の村落及び都邑生活』を書いた支那人に依ると「村廟の今一つの重要な職責は村自身の巡查を備へることである。各家より一名宛毎年一定數の日夜警戒任務に當るものを廟に出すことになつて居る。各家とも此の責任は同等に分擔する。但し人を出す代りに小額の贖金をなすことも許される。是等贖金は不動務者の代理として特別に警戒の任務に就くものに支給されるのである。然れども緊急の場合即ち大賊團の脅威、

隣村との鬭争等の際には十六歳以上の村の男子全員は悉く警戒任務の爲召集される。此際も鬭争は有志のみ之れに當り、他の人々は彼等の居村及び家族の防備に當るのである。斯かる場合村廟は必要な機具を供給する。平時の警戒は村落外廓を警備し・夜間時々村内の街々を巡邏するに止まる」と云ふことであります。以上に記述したところは甚だ簡略且つ粗漏なものに過ぎませんが、併し一般支那人の生活が如何に深く村落自治體に依存するものであり、従つて彼等の深い郷土執着の感情が其の村落組織に負ふところ淺からぬ所以を略々明かにし得たと思ひます（『支那研究』第二卷第三號「通俗道教と民族道德との關係」）。

農民の生活に對して村落社會の寄與するところは大約右の如くであるが、農村人口の考察と云ふ特殊な立場から見て最も重要な事項は農村を範圍として行はるゝ勞働力の節約及び補充である。勞働力節約の一例は前の引文中に記された作物の共同監視であり、勞働力補充の機能は農繁期に於ける協力に於いて著しく發揮される。農業經營に在つては一年を通じて勞働力の需要が頗る不均等であり、農閑期には如何に人口稀薄な農村でも勞働力の不足を訴ふることはないが、農繁期に入ると人口過剰に苦む農村でさへ勞働力の不足を感じざるを得ない。此の季節に勞働力の購買の盛んに行はれることは申すに及ばぬが、然し彼等は斯かる場合にも先づ部落内各家族の相互扶助に依つて出来る限りの補充をつけ、尙ほ不足する分を買入れるのである。臨時の勞働力需要が起つた際にも矢張り此の原則が行はれる。例へば家屋を建築するのに、土煉瓦の製造から木材の切組に至るまで、大抵は村内の手傳ひで間に合はせ、尙ほ不足する部分や熟練を要する部分のみを購入した勞働力に俟つのである。斯くの如き習慣が農村人口の調節に大きな影響を與へるものであることは多言を要せぬ。但し協力を依る勞働力の節約

又は補充といふことは、農村人口が稠密であるに従つて其の效力を遞減し、稀薄であるに従つて遞増することに注意すべきである。

(五)

歐米では農村社會構成の單位が個人であり、日本は家族と個人との過渡時代に屬するが、支那では家族及び其の有機的集團たる宗族である。土地の所有關係も亦略々之れに準じ、歐米は個人で、日本は法律上及び事實上個人に屬するが、併し家族所有の古い觀念が今尙ほ道德思想の領域内に殘存して居る。支那では不動産に關する個人所有の觀念は尙ほ僅かに其の萌芽を認め得るに過ぎず、土地は原則として家族に、例外として宗族の共有に屬する。宗族共有の土地は墓地及び共濟を目的とする基本財産として、宗族觀念の濃厚な南支那に多く、その稀薄な北支那では特に富裕な宗族に限つて之れを有する。各家族の農村自治に對する發言權は其の所有土地の價値に比例するを原則とするが、自治の執行機關たる役員團は農村を構成する各宗族の大きさに應じて選まれた代表者の組織するところである。即ち直接村政を支配するものは家族に非ずして宗族であるといふことになる。之れは私の知る限り南北支那に通ずる原則であるが、併し前記の如き宗族の機能にも時代に依り地方に依り著しい相違がある様に見える。此の春私は二回熊岳城に遊んで附近農村の自治制を視察したが、役員團の構成其他外部から窺ひ得る何れの方面にも、自治に對する宗族の勢力を發見することが出来なかつた。私の視察した三個の農村中、正白旗及び正黃旗の二村は旗人部落で民族的習慣の相異を想像することも出来るのであるが、杜家堊は山

東移住者即ち純然たる民人部落であるに拘らず旗人部落と同じ自治制を持つて居た。此の僅少な實例から何等かの結論を引出すことの大早計なるは勿論だが、それにしても滿洲の農村自治制に於ける宗族の勢力と云ふことはそれ以來私の頭の中に一つの疑問として殘されるに至つた。

家族及び宗族制度が農村人口の保持及び増殖に力強く働くものであることに就いては改めて説くまでもなく明白なことと思ふが、記述の順序として一通り此の問題に觸れて置きたい。先づ宗族組織の人口抱擁力であるが、共有土地の耕作に就いて宗族内の家族が宗族外の者に對して優先權を與へらるゝことは申す迄もなく、同宗族内の富裕な家族は、貧困な家族に對して小作及び勞働機會の優先的待遇を許す習慣がある。又支那の養子制度は其の範圍を同宗族内に限つて居るので、貧しくして子供の多い者は同族の嗣子の無い者に養子をつかはすことに依つて其の負擔の一部を免れることが出来る。人口保持に關する限り、宗族組織内部に行はれる相互扶助は大體前記の如きものに止まり、其の効果はあまり大きいものでない。次に家族と人口との關係であるが、之れに關して『歴代戸口通論』の著者黎世衡氏は曰く

支那人は婚姻を解釋して、同族を繁殖せしめて祖宗の血統を維持しそれを中絶せしめないことを以て唯一の目的とする故に、「女子に子なきを七出の一となす」とか、「娶らざれば子無くして祖宗の祀を絶つ」と云ひ、孟子は「不孝に三あり、後なきを大なりとす」と説いた。之れは政治組織の大本が孝にあり、孝の大本は祖先の祭を續けることにあるからである。此の觀念は人口の増殖を助長するに最も深刻なものであるが、其外財産相續制度が男子に均分して長幼の區別を立てない、其の結果英・日に行はるゝ長子相續制の如き貧

富の懸隔を馴致する弊害は尠いが、其の代りに富の集積を妨げ生活を均等ならしめ、之れが更に人口増加の一因となる(同書一一三—四頁)。

支那人の子を欲する慾望が家族主義に立脚した一種の信仰に負ふところあるはまことに黎氏の言の如くであるが、併しそれに劣らぬ重要な動機として經濟的理由を見逃すことは出来ない。之れに關するロックス氏の見解に依れば、「子供に對する兩親の負擔は我々のそれよりも軽く、而して男子から受ける利益は頗る大きい。支那人は我の様な貯蓄及び放資の機會を持たない代りに、子供の收入に依つて彼等の晩年を過さうとする。即ち人々は其の息子を養老年金の一種として取扱ふ。故に女子は、嬰兒の時に溺死させ或ひは賣られるが、男子は決してそんなことはない」(The Changing Chinese p. 363)。男の子を一種の養老年金と考へるといふ觀察は、單に支那ばかりでなく、我國の父兄にも今尙ほ多分に此の思想が残つて居る。我國の父兄が田地を賣拂つてまで息子を大學に入れる心持を知るものは、支那人が其の經濟状態に頓着なく、只管多産を望む心持をも容易に理解し得る筈である。

分頭相續の習慣と土地保有状態との間に如何なる關係があるかと云ふに、南滿洲製糖株式會社技師山下肇氏の調査によれば、「農村内に在りて土地所有の廣狹異動を見るに大は中に、中は大に異動する傾向を免れざるものなるが、その原因は資産相續法により、男子に平均分配することより生ずるが最も普通なるが如し。而して大中小地主中最も變化の少きは二〇畝三〇畝の極小地主にして、分家等により村内の同階級地主中には變化あれど、この階級(著者註、極小地主を指すものと思ふ)のものはより大とならず又無ともならずして幾代も同状態を續ける。

もの多し」(盛岡高農同窓會學術彙報「第三卷別冊」とある。之れは山下氏が南滿製糖會社の甜菜栽培區域に隣接する數多の農村に就いて久しく研究した結果に基いたものだから充分信憑し得られると思ふ。即ち所有土地に關する限り、分頭制度は二十畝乃至三十畝に至つて止まり、而して調査地方に於ける農家の生活状態は、二百畝乃至三百畝を耕すにあらざれば生活が困難だと云ふから、所謂極小地主は小作又は勞働に依つて家計を維持せねばならぬ次第である。但し此の標準は南滿洲と自然的及び經濟的條件の類似した人口飽和農村に適用さるべきもので、其他に類推するは危険であらう。分頭相續制度は前記の如く土地區劃の過小を來す弊があり、此の弊から免れる爲に富裕な農家では族居制が奨励される。族居制は即ち所謂大家族制である。『滿洲農家の生産と消費』に「農民の家族は多く大家族式にして一棟の内に多くの夫婦が生活する。而して小農の外は移住又は分家獨立することが少ない。従つて農民家族の數も多くならざるを得ない」(同書七頁)とあるのがそれである。大家族制を維持することは、第一に土地の過小なる分括を免れ、第二に勞働力を保有して其の効率を發揮せしむるに適し、第三に家門の名譽と幸福とを誇ることが出来る。土地と勞働力とを生活の基礎とする農家にあつては理論上大家族制が最も其の環境に適した組織であると思はれるのであるが、而し事實は必ずしも理論に順應せず、家族の不和又は過失・天災人變等の爲に此の制度は決して永續せぬ傾向を持つ。農村及び其の構成要素たる家族制度の人口問題と關連した方面の記述は不完全ながら之れに止め、次には南北滿洲即ち人口不足及び人口飽和の農村社會に就いて一層深い觀察を試みることにする。

(一九二六年七月『滿蒙』第七年第七十五冊)

第四節 北滿洲農村の充實過程

(一)

前節に略説した様な私自身の立場から見ても、廣漠なる北滿洲の内、最も多く北滿洲らしい特徴を備へて居る地方は、人口密度に於いて第一位に居る東清鐵道南支線地方にあらずして、農業上の餘剰生産を最も多く有するところの呼蘭河流域である。私は曾て遼河及び南滿本線に沿うた平原地帯を以て南滿洲を代表せしめた際に、其の北縁を通江及び開原に置き、其の以北は南滿洲的ならずして北滿洲的であると批評した。然るに長春から哈爾濱を経て阿城縣に至る東清鐵道沿線の地帯は、北滿に於いて南滿洲らしい色彩の濃厚な地方である。茲に南滿洲らしいといふのは、早くから開けて人口が稠密であり、その農村は大體に於いて人口的に自足し得る状態にあり、農産物の消費量が大きい爲に多くの餘剰生産を持たない状態を意味する。換言すれば、此の地方は北滿洲農村の特徴を代表さすべくあまりに人口の飽和點に接近し過ぎて居ると考へるのである。之れに反して呼蘭河流域は後に細説する様に、人口が稀薄で尙ほ未耕可墾地を餘し、開墾の行き渡つた農村にも毎年相當数の農業労働者を招致する必要があり、未墾地には農企業を目的とする家族移住の流れが絶えず波打つて居る。此の地方に於ける餘剰生産は夥しい數量にのぼり、「北滿の穀倉」といふ目出度い名稱が今日では世界的のものとなつて居る。「北

滿の穀倉」なる名稱に就いて滿鐵調査課員中野竹四郎氏の與へた解説は左の如くである。

所謂北滿の穀倉には哈爾濱の對岸に於いて松花江に注ぐ呼蘭河の流域及び其の西方に於いて之れと並行せる嫩江流域の一部分を含み、俗に東荒と稱する地方を指し、行政區劃上より云へば綏蘭道の大部と龍江道の一部とを包含す。該地方は南北長約一百邦里、東西幅平均四、五十邦里にして、其間坦々たる平原に非ざれば極めて緩漫なる大波形状の丘地にして、河沿地方を除く外耕作に適せざる部分なく、又交通を阻碍する何等の嶮阻もあることなし。土壤は黒色を帯び、厚さ二尺乃至五、六尺に達し、呼蘭縣・巴彥縣の一部を除く外何れも開墾日尙ほ淺く、多くは二十年を出でず。土質は腐植土を含むこと多く、地力甚だ旺盛にして、肥料を施さずして大豆・小麦等能く稔り、南滿地方に比し收穫率稍々多し(滿鐵調査報告書第六卷黑龍江省・其二綏蘭道・正大九年二二—二三頁)。

斯様なわけで、私の考察は主として呼蘭河流域を對象とする次第ではあるが、必要上他の地方に説き及ぶことあるは特に斷はる迄もあるまい。

(二)

中野氏に依れば、所謂北滿の穀倉は俗に東荒と呼び、綏蘭道の大部分と龍江道の一部とを含むとのことであるが、之れを縣別にすれば、

呼蘭・巴彥・綏化・望奎・慶城・鐵驪・綏傍・海倫・通北・龍鎮・蘭西(以上綏蘭道)

拜泉・青崗・安達（以上龍江道）

因みに東支鐵道商業部編纂『北滿洲』第二卷『黑龍江省』（一九一八年）に依れば、「東荒地方の植民と同時に通肯地方の植民問題が擡頭した」（滿鐵調査課翻譯『黑龍江省』上卷一三六頁）とあり、即ち呼蘭河流域が通俗的には上流及び下流の二部に分けて取扱はるゝ。通肯とは今の海倫縣で東荒に比べて遙かに新しい植民地である。呼蘭河流域農村の發展過程を明かにする爲には、先づ該地方の植民史を一瞥する必要がある。之れに關して『綏蘭道』に記さるゝところは次の如くである。

道光十年（一八三〇年）初めて呼蘭河口より巴彥蘇々に至る松花江沿岸の一部を開放せり。之れ今を距ること八十九年前にして本省開發の第一歩たりしなり。其後咸豐九年（一八五九年）阿片戰爭勃發し、次で長髮賊の亂起り、清朝は内憂外患に苦みしが、時恰も地方に凶歉あり、人旗兵餉の不足を告げしかば、之れが填補の目的を以て省内一部開放の議起れり、此時に當り山東省に水害あり、其の災民處分の必要上直ちに其の議を決し、呼蘭及び綏化の一部約百三十萬晌の荒地を拂下げ、或ひは義田として之れを開放したりしかば、移民は潮の如く襲來し、開放地域を根據とし、更に呼蘭河流域の豊饒なる地方を擇び、各方面に移住せり。斯くの如く北進移民の勢力に餘儀なくせられ漸く本省の一部は開放せらるゝに至りしも、爲政者は尙ほ且つ封鎖主義を墨守し、未開放地域は嚴に漢民の侵入を禁ぜしが、時勢の推移に伴ひ光緒二十九年（一九〇〇年）初めて全省を開放せり。茲に於いて移民の集團は續々北進し來り、倏忽として東部の豊饒なる地區は悉く此等移民の手中に歸するに至れり。従つて本省の墾務は一時大いに進展せりと雖も、政府は尙ほ未だ何等の保

護を與へず、殊に地方行政機關の不備と滿漢民の軋轢等に因り却つて漸く萎縮せむとせり。然るに該地方の墾務上一大覺醒を促せるは東清鐵道の開通なり。即ち露國は鐵道通過地方の蒙古王を懷柔して其の地權の獲得を圖り、蒙族も亦財政の窮乏、旗内の内訌等に因つて其の詭策に陥り、或ひは土地賣買を契約し或ひは抵當借款を行ひ、殊に當時の大藏大臣ウキツテ伯は鐵道沿線に六十萬人の露國移民を扶植すべしと聲言せしかば、支那政府は年來の舊習を打破し、漢人出身の辣腕家程德全を擧用して本省將軍に任じ、充邊の新政策に膺らしめたり。之れ蓋し漢人出身者を本省の重鎮に任用するの新例を開きたるものにして、滿洲政策上一大變革なりとす（同書五―六頁）。

程德全の大掛りな植民政策は慘憺たる失敗に終つた。併し此の失敗は、善意と惡意とに論なく官憲の民衆に向つてしかける行爲はすべて民衆の損害を結果すると云ふ支那の傳説に唯一つの新事例を加へたに過ぎない。支那地方に溢れた人口は露人の侵入によつて北滿洲地方に出現した交通機關の改善及び異常なる物資の需要と云ふ二つの新事實に誘はれて此の方面に流れ來らざるを得ない。此の場合に民衆の必要とするところは官憲の援助でなくして、唯彼等が移動の波に向つて無法な妨害を加へないといふことだけである。東荒地方で最も早く開けた場所は呼蘭及び綏化を中心とする農村であつた。呼蘭河流域農村の祖先となつた人々に關して東支鐵道廳商業部次長メニシコフ氏等の語るところに依れば「支那人が多數黑龍江省に移住し始めたのは一八三一年からで、且つそれも専ら呼蘭河流域地方であつた。直隸及び山東地方から生活の資料を集めに來た放浪分子は、先づ勞役者として官設開墾地に雇はれ、後土地が豊富な爲に年々僅少なる借地料を拂つて旗人所屬の土地を借入れ之れを耕作し

た。偶々地方官憲が此のを知得しても、彼等は僅かな贈物を貰ひ、之れを問題とする様なことはなかつた」〔『黒龍江省』上巻一三五頁〕。其後一八六〇年（咸豐十年）に至り、東荒地方即ち呼蘭及び綏化二百萬响の自由植民地が設定せられ、一八七八年には移民の婦人携帯を許され、一八八一年に於ける呼蘭及び巴彥の支那人は二十萬戸に上つたと云ふことである（同書一三六頁）。綏化即ち地團林子の支那人に開放されたのは前記の如く一八六〇年であるが、不動産獲得の権利を承認されたるは一八八〇年である。次に呼蘭河流域の北半なる所謂通肯地方即ち今の海倫縣を中心とする平野の開け始めたのは一八九〇年以後であつた。即ち東荒地方に比べて三十年だけ新しい譯である。此の時代に於ける通肯地方の状態は大體次の如くであつた。

一八九五年通肯副都統管區を設置された目的は、未植民地方に旗人を招致して一方農耕に従事せしめると同時に、他方放浪分子を山中に壓迫して、既に漢人によりて植民されたる南部地方を此等不逞分子の侵掠から防護するに在つた。放浪分子には地方のものと外來のものとなつて、彼等は屢々大なる馬賊團を組織し、農民及び商人は云ふに及ばず、又支那官憲をさへ悩ますところがあつた。一例を挙げると一八七九年には呼蘭城の衙門及び獄舎は彼等の爲に焼打せられ、又一八八六年には綏化廳（北團林子）に於いて同様なことが繰返された。綏化・三道溝及び餘慶等の市街が一時彼等に占領せられ、全く實權を握られてゐたことも左程古いことではない。又通肯に於ける副都統の衙門が焼打に會ひ、其の爲副都統は部下一同を率ゐて一九〇五年秋迄北團林子（綏化）に移轉するの已むなきに至つたこともあつた（『黒龍江省』下巻二頁）。

此の記事は滿洲馬賊の沿革を考察するに當つて一つの新見地を示唆するものではあるまいか。即ち滿洲馬賊に

は其の母體と見做れざる山東省の土匪とは全く異つた動機があると想像される。彼等は土着の滿洲民族たる官吏及び地主から蒙る生活上の脅威に對し自己を防衛する必要から武装團體を組織して、茲に小なる民族闘争の幕を開いた。之れが滿洲馬賊の隠れたる發生理由ではあるまいか。尤も移住者の民族的反感は滿洲民族が政治的經濟的に優位を保つて居る間のことで、辛亥革命は兩者の地位を顛倒せしめたから、此後に於ける滿洲馬賊の運動に民族的意義の失はれたことは申す迄もない。

(三)

東支鐵道の開通以後は山東・直隸及び奉天省から來る移民の流れは多く哈爾濱を通過する。支那海關第四回十年報告（一九一二年）に依れば、「北進する農民の流れは東支鐵道の建設工事に伴ひ、其頃には工事用の勞力を供給する爲に苦力の輸送が行はれた。之れが間もなく彼等の家族を率ゐ、やがて村民が之れに従ひ、遂には農民の團體が押寄せて來る様になつた」〔The Chinese Customs, Decennial Reports, 1912-21, Vol.1, p. 19〕。『支那政府も農民の移住を奨励し、一九〇九年迄には多數の者が滿洲に居を定めた。但し其年以來農民の移住は減少し、今日の入境者は主として苦力である』(Third)。『移民の運動は春に起り、九月の終り頃から歸郷の運動が始る。そして舊曆年末迄に完了されると謂はれて居る。移民として此の地方に入込み或ひは定住するもの、數を正確に計算することは出來ぬが、併し南行及び北行の鐵道切符賣上額の差違は年々十萬枚乃至二十萬枚にのぼり、之れは全發行高の二〇%から三〇%の間にある。定住者の數は之れと略々同様であると推定することが出来る』

(註)。東支鐵道が正規の運轉を開始したのは一九〇三年七月であり、それから一九〇九年迄の約七年間鐵道用苦力及び之れに伴ふ夥だしい移民が哈爾濱を通過した譯であるが、其の概数は今明かでない。一九一〇年以後は哈爾濱稅務司の推算によれば、鐵道に依つて同地に運ばれた移民の二、三割即ち十萬乃至二十萬人が年々該地方の定住者となつたと云ふことである。毎年十萬乃至二十萬に達する夥だしい移民者の大多數は農村に入込み、其の一部は開墾者となり、多くが小作人又は農業労働者となつて各農村に定着するものと推測される。呼蘭河流域に於いて哈爾濱に次いで彼等の足溜りとなる場所は沃野の入口なる呼蘭城である。「呼蘭城の地方、東方及び西方地方に植民しつゝあつた多くの移民は、何れも呼蘭城を通過し且つ多少餘裕あるものは土地の開墾、家屋の建築まで家族を市中に残し置き、後之れを迎ふるを常とする。之れは單に呼蘭城のみならず、當時の植民中心地は何れも左様であつた」(『黑龍江省』上卷一六〇頁)。「現在に於いても呼蘭市の人口は同地常住者の數よりも遙かに多數に上つて居る。それは同市が商工業の大中心地であると同時に亦一の植民中心地であるから、常に外來者の一時足溜地となり、其の數常に一萬人と算せらるゝが爲である」(同上)。茲に現在とあるのはメニシコフ氏等が此の報告を書いた一九一八年を意味するものなることに注意せられたい。さて然らば哈爾濱から呼蘭を通過し或ひはこゝを足溜りとする夥しい移民の最後の落著場所はどこかを見るに、「現在に於いては呼蘭縣に優良な剩餘未墾地がないので、同縣への新移民は殆んど其跡を絶つたが、尙ほ人口稠密な吉林及び奉天兩省地方から綏化・海倫・通北・龍門各縣地方へ多數の移民が移動する際の足溜地となつて居る」(同上)。只今の引文中に綏化の名が出て居るが、この地方は呼蘭と同時に開放せられ、今日では最早開墾者としての新移民に有利な條件を與へる餘裕

が乏しい。従つて「縣内住民の或る部分は隣縣の土地が優良にして安價なる爲該地方へ移住」する状態にある(同書三八七頁)。再移住の問題は後に考察することとし兎に角呼蘭河流域各縣の内で以上の二縣は開墾移民の受入れを一通り終つて居る。但し之れとても小作人などの間に再移住が行はれ易く且つ農繁期には常に勞働力の不足を感ずる爲に哈爾濱方面から押寄せせる無産農民の或數は年々此等の地方で生活の安定を保證される次第である。

次に肥沃にして交通便利なる多くの未墾可耕地を包有する各縣に於ける移民状態を観察しよう。最南端に位するものは松花江に沿うた巴彥縣である。此の地方は自然地理的に見て呼蘭河流域に屬するとは云へぬが、經濟的には呼蘭との關係深く、賓州鐵道第一期線工事の竣成した今日以後に於いては特に然りとすべきである。曾て此の地方が行政的に呼蘭に隸屬して居たと云ふ歴史も亦其の一因を成して居る。尤も巴彥縣は比較的古い沿革を有し、地味肥沃にして交通の至便なる關係上、今日では最早呼蘭及び綏化と同列に取扱ふが寧ろ適當であらう。メニシコフ氏等に依れば「本縣に於ける新移民の到來は最近二年間之れを見受けられない様である。之れは縣内に於ける可耕地が既に悉く開墾し盡されたに依るものと解すべきである」(同書二〇一頁)とある。呼蘭河盆地の西南隅に安達縣がある。哈爾濱に次ぐ穀物集散の中心市場として名高い地方であるが、開墾は土質の良好ならざると水害の多いことの爲に失敗に歸した。安達縣の北に青岡縣がある。此の地方も交通の便利が比較的多いに拘らず、開墾の進捗は甚だ鈍い。「可耕地の面積が廣大なるに拘らず、右の如く最終三箇年間の既耕地増加率が微々として振はざる所以は、拜泉縣及び龍門鎮・通北兩設治局内に展瀾なる植民地帯が開放せられて、該地方の地味が青岡縣のそれよりも遙かに優良なる爲、支那移民の多くが該地方を志して移住したからである」(同書三五二頁)と

云ふことである。呼蘭縣の西北に接して蘭西縣がある。此の地方は交通の便利な爲に「縣内の植民は殆んど呼蘭縣と同時に開始され、其の進捗の程度も亦後者と殆んど優劣なき程であつた」(同書三六三頁)といふから、其の農村は繁榮し且つ人口稠密であると思はれるが、此の地方には青崗縣とは全く異つた動機から矢張り大規模な再移住が行はれる。或る露西亞人の調査によれば、蘭西縣の人口は一九一一年から一九一四年に至る間に約五萬人を減じた。其の理由の一つは一九一四年に行はれた戸口調査の結果以前の數字を訂正し得たことにも依るが、一層大きな原因は「最近拜家縣並びに龍門鎮及び通北設治局に廣大にして肥沃なる植民地が開放せられると同時に蘭西縣内に於て小作を営みつゝあつた多くの農民は我先きにと該地方へ移住した。之れは一九一一年稀有の驟雨があつて、縣内七萬五千晌の開墾地が水害に遭つた」(同書三六四頁)に依ることである。我々は茲に北滿洲農村に於ける小作人の經濟的地位が、遼河平原の如き人口飽和農村、殊に支那本部の平原地帯に於ける人口過剰農村のそれに比べて著しく自由且つ優良であることを想定し得る。彼等は其の耕地が破壊され或ひは地主の過當なる搾取を受けた場合に、何時でも其の小作物を放棄して一層幸福な新天地を發見することが極めて容易であるからである。蘭西の東北は綏化、此の東北に慶城縣がある。此の地方では一層烈しい再移住が行はれたらしく、其の結果人口は年々減少しつゝある。其の理由に關してメニシコフ氏等の與へた説明は次の如くである。

本縣地方は嘗て一九〇五年迄唯一の開放植民地であつた東荒の地に屬してゐた爲、其の地味及び狀況の如何に關らず、多數の移民が續々入込んで來た。然るに一九〇五年後、諸方に地味の肥沃な而して農業に便利な土地が植民の爲續々開放せらるゝに至るや、本縣地方の人口は漸次減少の傾向を示す様になつた。尙ほ本縣

地方の住民の數を減ずるに至つた原因は其外にもあつた。即ち水質の悪いこと、馬賊の跳梁である。馬賊は常に本縣住民の脅威であつて、縣城も數回彼等の占領に歸したことがあつた」(『黑龍江省』下卷一〇四頁)。

呼蘭河流域の北部に海倫及び拜泉の二縣がある。前に記した様に海倫縣は漸く一八九〇年以後に開放せられ、移民の流入の目立つて増加したのは一九〇五年以後である。「植民初年に於いては多くの土地が開墾された割合に村落の數は少かつたが、之れは農民が未だ本式の房子を建て屋敷を定むる迄なかりし爲であつて、彼等は土小屋を設け、其の周圍に藁及び穀稈の禾堆を繞らすを以て満足して居た」(同書二五頁)。且つ移民達は滿洲官吏及び地主たる旗人の迫害や欺騙を受けて屢々困苦に陥り、之れを逃れる爲に頻々たる再移住が行はれ、爲に人口の減少を示したことさへあつたが、「現今に於いては海倫縣には未拂下地は至つて少く、唯縣北部に僅かに之れを存するのみである。中央部及び殊に南部は一面に耕作地であつて、多くの大村落を有し、家屋も往年の貧弱なる房子又は土小屋に反し、煉瓦又は粘土を以て可なりなのが建てられて在る」(同書二六頁)。拜泉縣の開墾經過に就いてメニシコフ氏の述ぶるところによれば、一九一〇年から一九一四年まで、即ち僅か五年間に約六萬四千人の人口が増加し、一九一二年以後の三年間に於いては毎年殆んど二千人づゝを増加したとすることである。而して「本縣には未だ占有されざる未墾地多く、且つ剩餘穀物を有利に處分し得る東支鐵道安達驛及び小蒿子驛に通ずる街道が建設されたから、本縣の人口は尙ほ當分の間、前記最後の三年間の割合を以て増加するであらう」(『黑龍江省』上卷三三六頁)と報告して居る。拜泉縣の農業が急速の發達を始めたのは一九〇五年以後のことである。即ち一九〇五年植民開始以來、農業は急速に發達し、一九一〇年には既耕地五萬三千七十九晌、一九一一年には七萬

响、又一九一四年には既に二十三萬二十响を有するに至り、尙ほ未墾可耕地十九萬响と外に不可耕地四十九萬响を有して居る。若し支那政府が拜泉縣以北にある訥河・二克山(克山)・龍門鎮地方の植民に關し特別の方策を講じなかつたならば、必ずや本縣に於ける未墾可耕地は最近二三年の間に植民され、開墾し盡されたであらう(同書三三八頁)。此の引文にあらはれた三箇の地方は今日では何れも縣治を置かれ、急速な發達の途中にあるが、呼蘭河及び嫩江本支流間の分水嶺なる二克山以外に横はる地方だから、茲には説及しないこととする。

(四)

呼蘭河流域の移民状態を説明する爲に引用したメニシコフ氏等の報告書は主として一九一四年迄の事實に基いたもので、今日(一九二六年)から見れば既に十餘年の距離がある。其の後東支鐵道廳の一九二二年二月に完成した北滿洲經濟調査が『北滿洲と東支鐵道』の名で公けにされた。之れは前記の書に劣らぬ有益なものではあるが、地方の開墾進行状況に關して個別的の記述を含まない。而して此の兩書の間を開墾状態に關し或る程度の矛盾の認められるのは主として時の経過に基くものではあらうが、併し地方事情に關する限り後者の記述は前者ほどの正確さを持たない様に思はれる。此の見地から『北滿洲と東支鐵道』の語るところに依りて最近の状況を概説することとしよう。該書では北滿洲を穀物取引の關係から次の六地方に區分して居る。此の區分は正當のものであり、且つ後に該書を引用する場合の便宜を慮かつて茲に紹介しておくこととする。

一、齊々哈爾地方 嫩江流域で黑龍江省の龍江・景興・訥河・嫩江及び布西の諸縣から成り、主として齊々哈

爾及び富拉爾的兩驛に接して居る。

二、安達地方 安達・滿溝及び其の隣驛に接壤し、黑龍江省の林甸・安達・克山・青崗・拜泉・肇東・海倫・望奎・通北・蘭西及び龍門等の諸縣より成る。

三、哈爾濱地方 哈爾濱を主要集散地とする吉林省の濱江縣(傅家甸)、黑龍江省の綏化・呼蘭・巴彥・慶城(餘慶)及び鐵驪等の諸縣。

四、松花江下流地方 松花江下流にある黑龍江省の木菊・通河・陽原及び吉林省の賓縣・依蘭(三姓)・樺川・富錦・方正及び新設の勃利等の諸縣。

五、伯都地方 伯都訥及び同地を通じ南部線に接壤する地方及び西部安達驛に搬出する地方中、黑龍江省の泰來・大賚及び肇州縣並びに吉林省の扶餘(伯都訥)諸縣。

六、南部地方 東支鐵道南部線に接近する地方、即ち吉林省の雙城・五常・榆樹・德惠及び農安の諸縣(同書滿鐵調査課譯本上卷三四―五頁)。

右の内で私の考察の對象となつて居る地方は大體第二區及び第三區に當る。該書は第一區に關し「蒙古に支那勢力を扶植する根據地であり、又露國勢力の侵入に對する防禦地點である。…未墾地が多く人口の少い此の地方には牧畜業が盛んである」(同上四二頁)と述べて居る。但し嫩江流域が呼蘭河流域に代つて拓地植民の中心たらんとしつゝあることはメニシコフ氏の調査によつても明かに豫見し得たところである。第二區は「急速な發展振りを示し、毎年非常に多量な穀類を市場に出して居る。牧畜業は見るべきものなく、其の代り耕地は益々増

加し、養豚業も漸次發達しつゝある。鐵道線路の北方に互る比較的人口の尠い廣漠たる耕作地が現今北滿全產額の四〇%に達する莫大な穀類を出して居る土地である(同上四二頁)。第三區に關しては「自區内の産物は同地方に於ける製造機關の需用に應ずる爲、其の殆んど總てを大都市に供給して居る。即ち小麥は製粉所に大豆は油房に供給される」(同上)と述べて居るが、之れに依れば所謂哈爾濱地方からは加工されざる穀類の輸出餘力が甚だ乏しいと見える。茲に大都市とは主として哈爾濱・傅家甸・呼蘭及び綏化を意味するのであらう。第四區は農業と同時に林業が行はれ、穀類及び材木を積んだ戎克やライターが哈爾濱に集中されることである(同上)。第五區は「古く植民され、人口稠密な而して未だ蒙古の特徴を持つてゐる鞏固な農業地たる諸縣を包含する」(同書四三頁)。第六區即ち「南部地方は最も人口稠密で、農業も亦最も鞏固な根底を持つて居る。北滿に於ける他の地方に比し、此の地が舊式支那流の農業に一番似通つて居る。…養豚業と同時に養禽業も行はれて居る。…南部地方は奉天省産業組織への入口とも云ふべきである」(同書四三―四四頁)。即ち『北滿洲と東支鐵道』の著者も亦私同様南部地方即ち東支南線地方を南滿洲的であるとし、安達及び哈爾濱地方を以て最も強い北滿洲的色彩を帯ぶると認めて居るものゝ如くである。然るに彼に依れば安達及び哈爾濱地方の特長も急速な勢で減退しつゝある。殊に左の記事を見ると私の所謂呼蘭河流域の開墾も最早行詰りに近づいて居る様である。

黑龍江省に就いては一九一九年の『産業官報』に各地からの所報に基いた面白い資料が載せてある。本省十二縣の内著々移民事業が進行中なるは唯青崗縣のみで、其他は悉く各種の障害に妨げられて居る。其の障害の原因(總て四十七を擧ぐ)を綜合すれば大體左の通りである。

(一) 排除不能又は困難なる自然の障害

二十二(四七%)

其内地質不良

十一

(二) 經濟上の原因

二十二(四七%)

此内

イ、土地遠隔せること及び交通不便なること

十一

ロ、貨幣相場不安定なること

四

ハ、穀類の相場低く購入品特に農具其他器物の高きこと

五

ニ、土地の投機賣買

二

(三) 馬賊の被害

三(六%)

斯くの如く丁度移民の送られつゝある二十一縣に於ける未開墾地の地質は餘り良好でなく、運輸機關に近く比較的便利の地は已に植民されて居る。されば土地が豊饒で未だ植民されて居ない處は鐵道線から遠隔の地に限られてある(同書一一〇頁)。

然らば近年に於ける北滿洲の人口増加の趨勢はどうであるかと見るに、東支鐵道敷設前及び建設當時吉林省の人口は激増し、一八九一年から一九〇八年に至る毎年の増加率は一七・五%である。當時黑龍江省の増加は遅々たるものであつたが、鐵道の事業開始後殊に日露戦争に至つては吉林省よりも多くなつて居る。即ち一九〇八年から一九一四年に至る吉林省の五・五%に比して黑龍江省は一・五%であつた。最近に至つては兩者とも移民の増

加数が比較的減じて居り、即ち一九一四年より一九一九年に至る期間黒龍江省の人口増加率は三・八%、吉林省は一・五%となつた。吉林省内でも南部は少く北部は稍々多い。又兩省内東支鐵道接壤地四十六縣は其の率三%である(同書一三頁)といふことである。此等の數字が正確な根據を持たないものであることは申すに及ばぬが、それでも大勢觀察の參考として役立つとは考へられる。且つ此の數字を取扱ふに當つて注意せねばならぬことが今一つある。それは此の數字が移民による増加の外に人口の自然増加率を併せ含んで居るといふ事實である。吉林省を全體として考へる時に、其の人口の自然増加は、支那本部の人口過剩地方よりも高いことは勿論、遼河平原の如き人口飽和地方に比べても、亦多少の高位にあると想像される。此の推定を確める様な正確な資料は無いが、人口増加が生活資料の多寡に比例するといふ一般的傾向から見て、かく判斷することの正常なるを信ずる次第である。同じ理由から黒龍江省は吉林省よりも一層増加率が高いであらう。但し後に詳説する如き黒龍江省の人口組成は著しく不均等で、男一〇に對し早く開けた地方では女八、新しい地方では七以下、甚だしきは五以下に止まるといふことである(同書二二頁)。併し吉林省にも矢張り此の傾向があるのだから、大體から見て兩省の自然増加率は同位又はそれに近いものと推定して大過あるまい。今前記の數字が同棲する配遇者間の自然増加率を示すものとし、之れが日本と同位にあるものと假定したならば、北滿洲に於ける自然増加率は大體〇・八%となる。従つて一九一四—一九九年の間に於ける吉林省の移民に依る増加率は〇・七%、黒龍江省は三%となる勘定である。之れで見ると北滿洲の移民開墾も將來何か著しい刺戟の起らない限り、一九一四年以後已に一段落の状態に入つたものと見るべきであらう。但し之れは申す迄もなく『北滿洲と東支鐵道』の材料となつた一九二二年頃の狀態であ

つて、最近では所謂伯都訥地方及び齊々哈爾地方南部を貫く洮齊鐵道が開通し、又一方には呼蘭河流域と所謂齊々哈爾地方北部を貫く賓鐵道が、既に哈爾濱對岸の松浦から呼蘭城に至る第一期線工事を竣成した。此の二條の鐵道殊に後者の工事が進捗するにつれて、北滿洲開拓史に劃期的な大刺戟を與へるものであることは疑を容れぬ。

(五)

次に北滿洲移民の出身地及び其の移住徑路に就いて一瞥を試みよう。『北滿洲と東支鐵道』に依れば『北滿洲では主として直隸・山東・奉天省及び最近に於いては吉林省の南部から移住して來た支那人が優越の地位を占めて居る』(同書二二頁)とある。移民の本流は東支鐵道に依つて先づ哈爾濱に入るものであり、毎年の定着者數が十萬乃至二十萬に上るとは前に記した通りであるが、此の夥だしい移民の出身地が何處であるかは少しも明かにされて居ない。且つ其中から呼蘭河流域に農業者として入込む者が最も多いのであるが、メニシコフ氏等の詳細な報告書中にも此の地方移民の出身地に關しては何等の知識を發見し得ない。『北滿洲と東支鐵道』に所謂松花江下流地方各縣につきメニシコフ氏等の報告に徴すれば、木蘭縣に關しては「南滿から本縣に向ふ移住民は長春——雙城堡——阿什河——新甸街道を通過する」とある(『黒龍江省』上卷二二頁)。阿什河までは鐵道を利用し得るから、多分之れに依るものが多く、より小なる部分が陸路を取ることであらう。木蘭の下流に隣る通河縣に關しては一層詳細な報告がある。但し數字は例によつて信頼し難いが、それでも大體の比率を知るには役立つであらう。左表は一九一三年の調査ださうで、之れに依れば吉林省及び奉天省以外の移民は皆無である。

移民の出発地		戸数	男	女	計
榆樹縣 (吉林省)		一四八	二一四	一九五	四〇九
懷德縣 (奉天省)		四	五	五	一〇
遼陽縣 (同)		五	八	七	一五
通化縣 (同)		六	一七	一三	三〇
海城縣 (同)		一九	二一七	一八三	四〇〇
寬甸縣 (同)		八二	九〇九	三六九	一、二七八
蓋平縣 (同)		五	三一	一四	四五
合計		二六九	一、四〇一	七八六	二、一八七

(同書二三九頁)

メニシコフ氏は尙ほ之れに註釋して「本縣地方に移住する農民は總て自費を以て到來し、政府は之迄本縣へ移民を招致する上に於いて何等獎勵策を講じたことがないが、之れは一九一三―四年に於ける移民數を見るときは忽ち其の必要のないことが解せられるのである」と述べて居る。通河の更に下流に隣つた湯原縣の移民に關し、メニシコフ氏は一九一二年の數字を左の如く統計した。

移民出發地	戸数	男	女	計
長春洮南諸縣	八五一	四、五〇九	二、二〇九	六、七一八

吉林省 賓縣	吉林省 依蘭縣	吉林省 農安縣	吉林省 舒蘭縣	合計
二	一七	三	一八	八九一
三	七〇	一六	一三五	四、三三三
二	五〇	六	一二五	二、三九二
五	一二〇	二二	二一〇	七、〇七五

(同書二六四頁)

之れに依れば移民の大部分は長春以南即ち南滿洲及び山東・直隸の出身者である。尙ほ「本縣に向ふ移民は専ら冬期自己所有の荷馬車に依るものであつて、彼等は同時に自己の家具及び什器をも運搬し來るのである」との註釋が眞であるとするれば、山東又は直隸から入込むものは少數であると思はれる。松花江下流地方に入込む移民は前記の如く吉林又は奉天省出身者が大部分を占めて居る。然るに呼蘭河流域には寧ろ山東及び直隸省民が多數を占めると思はれるのであるが、此の相違は果して何に原因するか、先住者の同郷關係に依る手引きと云ふ以外に適當の解釋を得るに苦む。次に所謂伯都訥地方の狀況を見ると、メニシコフ氏は一九一三年に於ける札賚特旗即ち大賚縣の移民數を次の如く統計した。

出發地	戸数	男	女	計
吉林省				
扶餘縣	八〇	二八〇	一二〇	四〇〇
農安縣	五九	二八〇	一七〇	四五〇
山東省				
朝陽縣	八三	二三〇	二一〇	四四〇
赤峰縣	五二	三〇〇	三二〇	六二〇

長春縣	六八	一八〇	一七〇	三五〇	蓬萊縣	八七	四四〇	一三八	五七八
奉天省					黃縣	三	六	三	九
昌圖縣	一二〇	三二〇	二五〇	五七〇	寧海縣	四八	一三〇	一四〇	二七〇
懷德縣	七〇	二二〇	二〇〇	四二〇	福山縣	二	五	三	八
直隸省					計	六七二	二、三九一	一、七二四	四、一一五

(同書二〇—二二頁)

此の地方では吉林・奉天・直隸・山東の四省民が略々平均して居る。私の蒐集し得た黒龍江省移民に關する諸資料からは、唯前記の數縣に關してのみ移民の出身地及び其の移住徑路を知り得るに過ぎない。誠に遺憾ではあるが止むを得ない。

松花江下流地方の移民が吉林省及び奉天省出身者で多數を占めて居ることは恐らく事實だらう。それは河一重を隔て、吉林省と連なり、且つ賓縣や依蘭縣の如く早く開けて人口稠密な農村を持つた地方を眼前に控へて居ることにも依るであらう。之れに反して所謂伯都訥地方の移民は滿洲出身者と北支那出身者とが略々相半ばして居る。併し前記の二地方より遙かに多くの移民を受入れつゝある所の呼蘭河流域並びにそれに接續する齊々哈爾地方北部にあつては之れと反對に、滿洲出身者よりも遙かに多い北支那出身者が入込みつゝあると推定し得る幾多の理由がある。従つて黒龍江省全體から見れば最も多く移民を出すものは山東省で、以下直隸・奉天・吉林の順序であると見て大過あるまいと信ずる。此内で山東及び直隸の移民は大體に於いて初次の移住を行ふものと見ることが出來ようし、奉天及び吉林の移民は曾て北支那から遷つて來たものであるから、其の意味で第二次の移住を

行ふものと解釋して差支へあるまい。移住後數代を経たものは物質的には勿論精神的にも其の環境に對して執着を感じる。初次移住の場合とあまり多く變らぬであらうが、歴史の比較的新しい地方からする第二次移住、例へば木蘭縣に於ける榆樹及び寬甸縣民、湯原縣に於ける依蘭及び舒蘭縣民、大賚縣に於ける扶餘・農安・懷德及び直隸省の赤峰縣民の如きは、其の故郷に對する愛着が餘程うすいと考へられる。前に述べた青崗縣や綏西縣の再移住現象の如きは第三次の移住であつて、彼等は唯利害の打算から身輕に移轉して行くものであらう。一般に支那人は故郷に執着する情操が強いと云はれ、それは疑ひのない事實であるが、それと同時に彼等には至つて旺盛なる射利及び投機の慾望がある。之れに加ふるに自然的及び人爲的の脅威が其の生活に加はることになると、彼等は不知不識異郷の樂天地に關する消息に耳を傾ける様になる。殊に移住の習慣が彼等の地方に成立すると、彼等の保守的な故郷觀が一變して頗る自由且つ活潑なものとなる。此の急激なる心理的變化は廈門若しくは汕頭の人民と寧波若しくは上海の人民とを比較して見ると最もよく看取することが出來るのであるが、同じ事例は北支那の人口過剩地方にも之れを求めることが容易である。但し福建・廣東の人民は多く一時的な出稼の積りで外國に移住するのであるが、北支那の場合は移住先が内國である爲に、一時的單獨出稼が多く永久的家族移住となり、最初から永久的家族移住者として出發するのも尠からぬ。斯様な次第で支那人の故郷愛着といふことも其の環境次第では如何様とも變化し得るものなることを知らねばならぬ。

(一九二六年八月『滿蒙』第七年第七十六冊)

第五節 邊境農村の發生的考察

(一)

北滿洲農村の社會經濟生活を研究するに當つては、順序として先づ農村の發生過程を明かにせねばならぬ。然るに新しく開け且つ目下開墾の進行中にある地方は例外なしに邊境に位する。此等の邊境地方は必ずしも無主の曠野のみならずして、何等かの先住種族があり、此等の種族の内の或る者は尙ほ狩獵時代に停滯し、従つて土地の上に認め得べき政治經濟上の權利又は施設を持たないものもあれば、既に遊牧時代に入つて或る程度の政治的權力と同時に排他的なる經濟的權利を主張し得るものもある。更に清朝の建設者たる滿洲種族は近年まで彼等の政權を背景として移住漢民族に對し強大なる政治的及び社會的權力を揮つて居た。單に東三省の邊境のみならず、目下漢民族に依つて盛んに移民開墾の行はれつゝある地方、即ち察哈爾・綏遠及び西康の各特別區域も亦例外なしに邊境種族との交渉を持つ。即ち北滿洲に於ける邊境移民の經過を研究することは、其他の地方に於ける漢民族の邊境移民にも共通するところの普遍的な諸要素を查明し得る便宜を有する。先づ第一に北滿洲と綏遠及び察哈爾とは其の漢民族植民地として蒙古人の遊牧地を持つて居ることに於いて共通である。蒙古遊牧地帯は蒙古人の希望と清朝の傳統的なる政策との爲に、久しく漢人に向つて封禁されてあつた。然るに一面には北支那地

方に溢るゝ人口を調節する必要と、他面には蒙古王公の財政難を緩和する必要との爲に、之れを漢民族に開放する機運を促進するに至つた。北滿洲の一部ではロシア人の侵略に對抗する見地から遊牧地の開放を政府の手で強行した歴史もあるが、それは蒙古王領地に關する限り例外とすべきであらう。西康とは四川省の西に連なる廣漠な地方で、其の北部及び西部には西藏族、南部には羅々族が棲息する。支那政府の此等邊境種族に對する政策は、土司なる名目の下に其の自治を許すにあつた。即ち西康地方に於ける邊境種族は固有の領土の上に或る程度の行政權を行使し得るのである。改土歸流と稱へて漢民族の移住が進むに従ひ土司の領土權を排斥して縣治に依る支那行政權區域の擴張を圖つたのであるが、此の政策は内蒙古に於ける遊牧地の開放と大體其の性質を同じうする。蒙古族に對すると西藏及び羅々族に對すると論なく、斯くの如き政治的侵略も農民に依る經濟的侵略も決して邊境種族の望むところではないのだが、併し彼等は大勢の動きを防ぎ止むべくあまりに無智且つ無力である。

漢民族移住の浪頭が邊境諸地方に及んだのは隣接せる支那本部農村に人口問題が切迫してからのことであり、北滿洲は山東及び直隸、綏遠・察哈爾は山西・直隸・山東・河南、西康は四川の過剩人口を吸収したのであるが、此等の各省に人口問題の發生したのは康熙末年以後のことで、移民の流れが現實に邊境地方に押寄せたのは恐らく乾隆時代以後のことであらう。右の内で清朝政府が最も多く封禁に努めたのは東三省であつたが、漢民族移住の潮流から最も強い衝擊を受けたのも亦東三省であつた。従つて最も早く開けたのもこの地方であつたが、清末にはロシア人の侵入に刺戟され、殊に東支鐵道の敷設により政府も人民も眞劍な態度で移民を奨励せざるを得ないこととなつた。察哈爾及び綏遠地方には東三省の如き切迫せる國防上の問題なく、唯支那の人口問題と遊牧地

の開放に伴ふ官吏の役得とに刺戟されて自然の發達を遂げたに過ぎなかつたが、最近馮玉祥氏が此の地方に政權を樹立するに至つて初めて積極的且つ計畫的に移民が獎勵さるゝに至つた。彼の手で行はれた諸施設の内で特に注意に値するものは、開墾鐵道の敷設と農村の建設とであらう。反動軍閥との烈しい戦闘に妨げられて馮氏の計畫は中絶されて居るだらうが、若し今後とも彼の政權が此の地方に維持されるとしたならば、西部内蒙古の發達は蓋し限量すべからざるものがあらう。西康地方の移民に對して政府又は軍閥の寄與し得たところは殆んどないといつてよからう。彼等は西藏人と戦つて常に敗北して居り、特に民國以來は政治的勢力が萎縮の一途を辿つて居る。それにも拘らず楊子江上流沿岸及び所謂 Red Basin に溢れた人口は非常な勢で此の地方に流入しつゝ、ある。前記の各邊境地方を比較して見ると、西康は政權の援助を有せず且つ新しい交通機關を缺く點に於いて一番割の悪い地位にある。東三省は早くから比較的多くの鐵道を持ち、河川交通の便利も亦他の邊境地方に比して遙かに大きい。其代りに曾ては清朝の執拗なる封禁政策に祟られ、清末に於いて一時眞剣な保護を政權から加へられたこともあつたが、僅か數年にして中止されたばかりでなく、保護は其實何等の實惠をも移民に與ふることなく、却つて屢々彼等の不幸を惹起した。民國となつて旗人の優越的地位が撤廢されただけ漢民族の自由が延びた道理であるが、それ以外には何等注意すべき變化なく、張作霖氏の時代となつてからは彼の好戰癖に禍されて税賦の苛重や幣制の紊亂に苦められて居る。之れに比較すれば今日ですら最も幸福であり將來發達の可能性も最も大きいものは馮氏の勢力範圍なる邊境地方であると思はなくてはならない。以上に於いて不完全ながら各邊境地方の普遍性と特殊性とを説明し終つたわけであるが、之れから私は一步を進めて北滿洲農村の社會經濟狀態に於ける普遍性と特殊性とを考察し、其の手はじめに先づ農村の發生過程を研究しようとする次第である。

(一)

東支鐵道經濟局員エ・ヤシノフ氏の『北滿洲農村經濟』(一九二三年)に北滿洲農村の構成要素を勞働者・小作人・小作兼自作人・自作人・自作兼地主の五種に分ち、全然耕作を行はぬ純粹な地主は北滿洲の農家中に見當らないと云つて居る。それでも旗人や蒙古貴族には少數とは云へ此種の者があるであらう。支那本部は申すに及ばず、南滿洲の人口飽和地方でも少數の官僚家族又は商人家族が純地主として農村に居住する例を見るのであるが、此等は謂はゞ例外で、農村の必然的構成要素中に列擧する必要がないであらう。即ち北滿洲の如き人口不足農村も其の名目的構成に於いては飽和乃至過剩農村と全く同様であるが、各要素の經濟的内容及び諸要素間の社會的相互關係に至つては著しい相違がある。但し以上は人口不足地方に於ける或る程度に成熟した農村の事實であり、此等の農村を發生的に考へる場合には、我々は先づ第一に農村の基礎たる土地の所有が如何にして發生したかを明かにせねばならぬ。北滿洲の開拓は殆んど全く漢民族の手で行はれたものであり、漢民族が此の地方に移住する以前には、唯官有荒地・蒙古王領荒地及び旗人私有地があつたのである。先づ旗人私有地域に漢人農村の發生した過程を見よう。旗人私有地は彼等自身の手で開かれることは稀で、其の大部分は封禁を犯して入込んだ漢民族なる流民の耕種したところである。之れも黒龍江省の土地が漢民族に向つて開放される以前にあつては、僅かに呼蘭河流域の南半即ち所謂東荒地方に限られたものであつた。東荒地方では旗人の生計を保護する目

的から廣漠な可耕荒地を給與し、地價は受領者の受ける俸給から濟崩しに拂込ませると云ふが如き便法を設けたのであつたが、旗人側に云はすれば公務多端にして農事に勵む餘暇を持たない爲に、實際は彼等の無能と懶惰との爲に所謂流民の小作權が確定さるゝに至つた。これに加ふるに旗人の貧困者が私有地を漢人に賣拂ひ又は質入して急場を凌ぐものが多かつた爲に、小作權は追々所有權又は典權と變つて行つた。典權とは債權者が抵當物件たる土地の上に使用収益の權利を行使し得るところの一種の質權である。清朝時代には「旗民不交産」なる禁令があつた爲に旗人と民人との間に土地賣買の行はるゝ場合は主として典權の形式が採用せられた。之れと同じ關係が呼蘭河流域北半即ち所謂通肯地方でも漢人の土地所有權の確認さるゝ時期まで引續き行はれたのである。此の時代に於ける旗人と民人との經濟的交渉に就いては多く語るべき資料を持たぬが、社會的又は階級的特權を保有し且つ政權の援助を恃む旗人が如何に其の小作人たり或ひは債權者たる漢人に對して壓迫を加へたかは『寧安縣事情』（滿鐵哈爾濱事務所調査課、一九二六年）に「寧古塔は滿洲旗人の本場にして其の勢力牢乎として抜くべからざるものあり、南方人の入りて生活する障碍多ければなり」と述べて同地に於ける旗人横暴の實例を擧げ、「されば將來當地方に於いて企業せんと欲する人士は既に民國に改まると雖も未だ副都統時代の舊套を脱せざるが故に、官公署に企業の了解を得る以前に先づ旗人の歡心を買ふことを忘却すべからず」（同書二四―五頁）と注意してあるに見ても略々推察し得るところである。旗人の横暴に對する民人の防禦手段は經濟的能力を別として彼等の猾智であつた。彼等は旗人に對して奴隸の如くに屈從しつゝも、鷹揚にして遲鈍なる地主を欺き、其の經濟的侵略の歩武を進めることを忘れなかつた。斯様な關係に於いて數十年間打續いた民族的葛藤が初めて一段落を告

ぐるに至つたのは光緒三十年（一九〇四年）のことであつた。之れは主として漢人なる當時の署齊々哈爾副都統程德全の努力に依るものであつた。光緒三十年の新法令は初めて旗人私有地域内に於ける民人の土地所有權を認めたるものであるが、其の前後の事情に關して『一般民地』の教ふるところは左の如くである。

今日民地となれるものも其の本源に遡れば概ね莊田の開墾と密接の關係を有す。之れは其の開墾當初旗人の生計に資するの目的を以て旗人に土地を分給せりと雖も、其の耕種に當りては農事に通ぜる漢人即ち農民の手に俟たざるべからずして、所謂旗田民墾又旗地民佃の事實を生じ、民人の猾智ある者は漢人が土地を有するの禁令に觸るゝを免れんが爲に、更に樸訥なる旗人をして荒地を估據せしめ、表面上之れを仰ぎて地主となし、僅少の租を納れて民人自ら其の土地の實權を握り、之れを耕種して彼の旗東民佃地の因を爲せるものあり。旗人の貧窮なる者亦往々自己の耕地を民人に私賣して轉賣與民地の出現を來すに至れり。此等は一面に於いては旗地と看做さるゝと共に又事實上より云ふときは民地とも解せらるべく、延いて旗民人間紛擾の因を爲したりしが、民人の土地報領を公認するに及び、各々其の權利關係を明かにして區劃を立て、以て他の新開放地と共に民地の一部を形成するに至れり（同書下卷一一―一二頁）。

然らば民人の土地所有を公認して民族的葛藤に一結束を與へた光緒三十年の新立法が旗人私有地域内に於ける民人の土地所有状態に實際上如何なる影響を與へたと見るに、東荒地方にあつては従前法律上無効とされてあつた轉賣與民地即ち旗人が私かに民人に賣渡した土地を、一响に付押銀（地價）一兩四錢及び其の一分五分に該當する經費銀（手数料）を徴して民人の耕種權を確認することゝなつた（同上二一―八頁）。通肯地方に關して『一般

民地』の記すところは次の如くである。

通背地方に散居せる民戸の占有せる地は表面の地主は旗人なりと稱するも、其實私かに民人に賣渡したるものなるを以て土地代價共に官に沒收すべきものなるも、旗人は既に代價を消費し、民人も亦重賃を支拂ひ、兩者共に情狀憐むべきものあるを以て、賣買當時支拂ひたる代價の多寡に論なく、其の代價を一律新定押租六吊三百文の半額なりしものと看做し、民人をして新たに中錢三吊一百五十文又は銀一兩五分を追納せしめて大照を給し私産となすを許し、其の納付せる錢額は之れを公用に充てしむ(同書下卷一二二—三頁)。

所謂轉賣民地よりも一層多いと思はれるところの出典旗地の處分に關しては『一般民地』に何等の記述がない。之れは恐らく次の理由から特に記述の必要を認めなかつたのであらう。漢人同志の地權移轉に賣買及び質入れの二つの方法が竝んで行はれるが、主として賣主の面子を顧慮するところから彼等は賣買の名を避け、質入れに依りて其の目的を果さうとする。此の場合質權は完全なる用益權を取得し、元金の拂戻しと同時に抵當土地を引渡す義務を生ずる外、所有と何の異るところなき權利を設定し得ることだから、買主も亦質權の取得に満足することが習慣となつて居る。従つて呼蘭河流域に於いて旗人に對する民人の經濟的地位が法律によつて確保されることとなつたところで、習慣的に確實なりと考へらるゝ質權を他の形式に變更する必要を感ぜぬであらう。

右に述べたところは呼蘭河流域の旗人私有地に於ける民人の經濟的權利の發達經過を略説したものであるが、然し之れだけでは同地域内に於ける漢民族農村の發生過程に就いて多く語り得たと云ふわけに行かない。然るに曾て述べた如く呼蘭河流域農村の發生殊に旗人私有地内に於けるそれは比較的早く行はれた爲に、今日では之れ

に關する文獻又は口碑を得ることが困難である。従つて詳細は現地に於ける調査を待つ外なく、茲には唯官有及び蒙古王領荒地に於ける新しい實例を参照しつゝ、私の推定を記して其の一端を髣髴せしむる外適當の方法がない。呼蘭河流域に初めて旗人植民の基礎の据ゑられたのは雍正十三年(一七三五年)に奉天八旗兵を移し軍糧の補充を目的として開墾に従事せしめたことにある(『一般民地』下卷一—三頁)。其の以前は唯夏期に齊々哈爾及び墨爾根から人參や眞珠の密採取を取締る爲に軍隊が臨時的に派遣さるゝに止まつた(『黑龍江省』上卷一三四頁)。旗人植民の開始と同時に呼蘭城なる新都市が構築され、それを中心として旗人の農村が開かれたのはあつたが、而も漢民族たる一般農民の移住は固く禁止された。民人が名を貿易に藉りて省内に潛入するもの、漸く増加して來たのは乾隆(一七三六—九四年)以後のことである(『一般民地』同上)。政府の計畫にかゝる旗人農村が民人の助力を得て繁榮の道の上に至つたのは恐らく此の時代からのことであらう。漢民族が呼蘭河流域の生産事業に有力な参加をなすに到つたのも之れを以て嚆矢とするのであるが、併し彼等は裸一貫の流民に過ぎず、流民は主として漢人農村の落伍者であるから、固より有能なる企業者又は労働者と云ふわけにゆかない。即ち資本もなく能力も低いものが當時の優勝民族たる旗人の社會に流れ込んで來たのであるから、彼等は容易に其の經濟的地歩を固めることが出来ない。流民の多くは労働者として旗人の農業經營者の下に驅使されたものであらうが、旗人は元來農事に疎く且つ其の興味を持たぬ怠惰者であり、流民中主人の信用を得たものが漸次に選まれて小作權を附與されるに至つたであらう。此の時代には民人は家族の携帶を禁じられて居たから、小作人達は數人の共同に依つて労働力の不足を補ひ、地主から僅かの資本即ち家屋及び農具を借受けて分益制に依る貧弱な農事經營を行つたこ

と想像される。貧弱とは云へ企業及び労働能力が資本と結びついた半自主的經營を行ふことであるから、土地の豊富なると相俟つて年々或る程度の餘剰生産を擧げ得たであらう。餘剰生産は呼蘭・巴彥・蘇々・北團林子と云ふが如き都市及び週市 *Weekly* に就いて之れを換價し得る。斯くして徐々に蓄積された資金が彼等のより大なる企業を刺戟し、一方に旗人地主に對する小作地擴張の要求となり、他方に土地所有權獲得の慾望となつて現れる。小作條件に於いても分益制は一層有利なる定納制に進み、資本蓄積の速度は益々高まるであらう。かゝる時代に進み入ると、彼等は唯土地の所有を許されないといふだけで軽い小作料を支拂ひつゝ有利な自主的企業を營むことが出来る。何となれば彼等は充分の耕地を擁し、役畜や農具や農産物の加工及び運搬用具を具備し且つ所要の労働力を購買し得るだけの資金と食糧とを貯蔵することが出来るからである。流民の生活が此の程度に開展して來れば、それは既に初期の旗人農村附庸時代を脱して第二期なる民人農村の創設時代に進み入つたと云ふことが出来る。彼等の抱く唯一つの不満は自身の土地を持たないと云ふことである。旗人の困窮につけ入つて所謂轉賣與民地や出典旗地を取得したところで、彼等の不満は唯その一半を慰められるに過ぎない。殊に地主として優勝異民族を載いて居ることは彼等の精神的及び社會的生活に絶えざる陰影を投ずるものであらねばならぬ。此の陰影は單に精神上の苦痛に止まらずして屢々經濟上の壓迫となつて現れる。茲に於いて彼等の土地所有慾は益々高まらざるを得ない。旗人地主下にある農民の土地所有慾のみならず、人口の過剩に苦む北支那の農村からは移民の流れが怒潮の如く押寄せてくるので、政府も遂に傳統的な封禁政策の一邊を自ら解いて變化せる時代の潮流に順應せざるを得なくなつて來た。其の結果として實現されたのが咸豐十年（一八六〇年）の呼蘭地方官有荒

地及び光緒二十一年（一八九五年）の通肯地方官有荒地を民人に向つて開放したことであつた。黑龍江省に於ける民人への土地開放は之れが最初のものであり而してそれは例外的な處置であつた。該省の旗人私有地・官有荒地及び蒙古王領荒地を通じて民人に開放されたのは前述の如く光緒三十年であるが、特に呼蘭河流域の官有荒地に關する限りは前記の年度に於いて民人の權利が確保されるに至つたのである。即ち該地方に於ける移住漢民族は旗人私有地域内に於いて小作人の繁榮なる農村を有すると同時に、官有荒地に於いて自己所有の土地を基礎とする農村を建設し得るに至つたのである。以上を綜合すれば、呼蘭河流域旗人私有地帯に於ける移住漢民族は、其の第一期に於いて旗人農村の附庸なる惨めな生活を餘儀なくさせられたのであるが、第二期に入りて漢民族なる小作人の變態的な併し比較的充實せる農村が發生すると共に旗人農村たる性質が漸く稀薄となつた。此の期の終りに近く呼蘭河流域の官有荒地が開放されて、そこに漢民族の完全なる農村が營まれた。而して旗人私有地域に關する限り、そこに漢民族の土地所有を許された正常農村の完成されたのは光緒三十年のことで、之れを該地方農村發達史の第三期と云ふことが出来るよう。

(三)

光緒三十年に主として程德全の斡旋に依り定立された黑龍江省開放の政策は戰亂又は天災による一時的且つ局部的なる障礙を外にして一度も中斷されることなく今日に至つたものである。其の効果の内、旗人所有地域内に於ける漢人農村の完成に就いては前に記した如くである。併し之れは僅かに其の一小部分たるに止まり、黑龍江

省に於ける漢民族の法律上及び經濟上の地位の増進といふ點から見ても、又該省生産力の發達といふ點から見ても、遙かに重要な影響を與へたものは新立法が省内の官有荒地を開放したことにある。黑龍江省墾務要覽に依れば（『一般民地』下卷六〇頁以下所引）、省官憲は通肯・克音・柞樹岡・巴拜・甘井子・西布特哈・訥漠爾河・白楊木河・湯旺河・綽勒河鐵山包及び省内蒙古王地札賚特・杜爾伯特・郭爾羅斯後旗・依克明安公地の十四區を開放する計畫を立てた。尤もそれ以前に黑龍江省内の荒地が全く漢人の爲に開放されなかつたと云ふのではない。例へば東荒地方は光緒十年以後に又通肯地方は光緒二十一年以後に土地拂下機關が設けられ、蒙古王領内では郭爾羅斯後旗遊牧地の一部開放に著手したのは光緒二十七年（一九〇一年）以後のことであつた。其の理由は該旗地は東清鐵路兩側の地が動もすれば交渉問題を惹起するの懼れありし（同上二一八頁）爲に清國政府から之れを勸告したにあつた（同上二一八頁）。札賚特旗地の開放は光緒二十六年に著手したが、團匪事件の餘波なる社會不安の爲に一時中止し、八年に至つて丈放事務を開始することを得た。其の理由の一つは郭爾羅斯後旗地のそれと等しく「外人の利權を侵佔するを防ぎ、兼て邊境警備の實を全うするの必要を感じたるに依り」、他の一つは黑龍江省官憲から清朝政府に提出した意見書に依れば「財政の窮乏を救ひ住民の食料を充足せしむるは邊境を固くするの本源にして荒地を多開するに依りて其の目的を達すべく、且つ各蒙旗の荒地は地味饒沃なるを以て普通地價の二倍となし、半ばを蒙旗に譲りて艱窘を救ひ、半ばを國家の收入に歸して財源を増すの方針に出るも、民人は先を争うて荒地を報領すべく、後年升科徵租せば其中より官署設置の經費をも抽出するを得、一舉にして數善を備ふの途之れに若く者なし」（同上二二七頁）と云ふにあつた。即ち第一に移民による邊境地方の充實を計つて國防に備へ、第二

に財政上の收入主義に立脚したものである。此の二つの理由は單に蒙地のみならず、其儘官有荒地に適用さるべきものである。之れに依りて略々考察せられる様に光緒三十年以前に漢人に向つて開放された土地は僅かに前記の箇所に止まり、其外若干の私墾が行はれたとは想像されるが、併し交通其他の事情に鑑みて繁榮なる農村が構成されて居たとは考へられない。

此の三十年來開放された黑龍江省の荒地は大體に於いて官有及び蒙古王領の二種に分類することが出来るのであるが、實際問題としては特に兩者を分ちて取扱ふ必要を感じない。簡單に其の理由を述べれば、官有荒地の一部は純然たる無主の地であり、他の一部即ち東西布特哈總官の行政區域に屬する地方は大興安山麓中に棲息する邊境種族索倫人の狩獵地帯に屬するのであるが、然し曾ても記した様に狩獵種族の社會には土地の領有又は所有なる觀念なく、布特哈總官の行政權は清國の官僚組織内の一地方行政機關に外ならぬのだから、之れを索倫人に固有なる政治的權力とは峻別して考へねばならぬ。従つて後者に屬する地方も亦完全な意味での官有地と解釋して差支へあるまい。但し之れが開放區域を選定するに際して索倫人の爲に充分な狩獵地帯を殘留する必要があることは申す迄もないが、農耕に適せざる山岳中の森林地帯が廣大だから、實際には何等の困難もないわけである。蒙古王領地は王公の政治權力の及ぶ範圍であるばかりでなく、兼て蒙古人の經濟的資源たるべきものであるから、之れが開放は官有地に於ける様に簡單には行かない。清國政府は此の困難を解決する爲に蒙古王公との間に一つの諒解を得て、少くも黑龍江省内の蒙地に關する限りは政府が開放事務の委任を受けることとした。此の諒解の成立する以前に於いては、曾て奉天・吉林省内の蒙地に於いて見られた様に、漢人と蒙古人との葛藤が絶

えなかつたのであるが、今日では土地の権利の上に起り得べき一切の困難を農耕者に代つて政府が引受けることとなつたのである。従つて一旦丈放施行の諒解が領主と支那政府との間に成立した以上は、人民の側からすれば申すに及ばず、官憲の側から見ても、官有地開放の場合と大差なきものとなつたのである。尙ほ兩者間の相違を擧ぐれば

一、官有荒地開放の場合には官憲が地價、手数料及び地租の全部を收得するが、蒙地の場合は之れを折半して領主に與へねばならぬ。

二、官有荒地の場合には拂下げを受けたものは一定の條件を充すことによつて完全なる所有權を獲得するのであるが、蒙地の場合は名義上永租權を與へらるゝに過ぎない。

茲に少しく蒙地取得の効果に就いて考察しよう。官地と蒙地とに論なく、荒地の開放を丈放と名付くる。「蒙地」(『滿鐵調査課滿洲舊慣調査報告書前編の内』)に依れば、

丈放とは丈量開放又は測量開放の義にして、蒙古王公が滿漢民人に一定の土地を永租せしむる行爲を謂ふ。蒙古各王公の其の領地を丈放する原因は要するに支那政府が在蒙の滿漢民人を保護し以て邊境に國利國權を擴張するの方針に基くものにして、或ひは蒙古王公の負債を整理する爲に之れを行ふことあるも、而かも其の半面は王公の負債を奇貨として支那政府が之れを籠蓋するものたるを免かれず。約言すれば丈放は支那政府の領土統一内地植民たりと云ふべし。丈放は蒙古王公より委任を受けたる支那官憲の特設機關に依つて行はるゝを常識とす。機關は蒙荒行局・墾務行局・蒙荒招墾處・荒務招墾局等、土地に依り時に依り其の名を

異にすと雖も、其の職司の内容は大同小異なり。土地の丈量、荒價の徵收、土地の引渡に關する事項を主とし、其他之れに伴ふ他の事務少からず。凡そ丈放に際しては豫め丈放すべき地域・價格、其他手續に關する要領を告示するを例とす。民人は其の告示の規定に依つて報領す(同書一六一頁)。

まことに前文に指摘さるゝ如く、蒙古王領地域内に設立される丈放機關は、單に丈放事務のみを取扱ふ臨時的技術的な機關たるに止まらずして、兼て行政警察及び或る程度の審判にも關與するところの永久的機關であり、それが聽ては政治局となり縣となる。試みに今日黑龍江省の各蒙旗内に設けられた縣治を擧ぐれば左の如くである。

郭爾羅斯後旗 肇州・肇東

札賚特旗 大賚・泰來・景星

杜羅伯特旗 安達・武興・林甸

依克明安旗 拜泉の一部

丈放は官地及び蒙地に共通する開放手續を意味し、人民の側から見れば手續内容にも何等の相違がないのであるが、其の結果に於いては前者は所有權の獲得であるのに、後者は永租權の獲得であるに過ぎない。蒙地開放の結果たる永租權に關して『蒙地』の解説するところに依れば「蒙地に於ける滿漢佃戸の權利は支那法に所謂土地の業主たる權利即ち所有權にあらずして一種の地物上權たるは明かなり。而も其の權利の作用は所有權と異なるなく土地を占有使用收益することを得。而して其の使用收益の方法は主として耕作にあるは論なきも、而も必ずしも其他の利用方法を否認するものにあらず。又永遠無期に存續して之れを子孫に繼承せしめ、一定の方式に依る

ときは之れを兌又は典等の名義にて讓渡處分をなすことを得るものなり。今日各國の法典に認めらるる物權中所有權を除けば、之れに匹敵すべき強大なる物上支配權を有する權利あることなし。今假に名づけて之れを永租權と稱す（同書一五九頁）。斯くの如く蒙地に於いて人民の取得する權利は名義上永租權であつて所有權に非ず、從つて茲に發生する農村の物質的基礎も亦前に旗人私有地に於ける農村の第二期時代に就いて述べた様な不安が存在するとも考へられるのであるが、併し名義上の永租權は其の實際の效果に於いては所有權と殆ど全く選ぶところなき程に鞏固な權利となつて居るものゝ如くである。即ち

永租權は上述の如き強大なる權利にして、特に缺租の事實なき限りは永久に存続するものたるが爲、年月の經過に従ひ世々其の主を代へ或ひは轉兌倒兌の名を以て他人に轉輾し、佃戸獨り地價騰貴に因る利益を享受し、其の富力漸次強大を來すと共に土地に對する實權も亦益々加はり、一面蒙古王公は假令缺租の事實あるも約に照して撤地另佃を敢てせざるが爲其の實權は日に薄弱となり、現今僅に徵租權のみを留むるの外觀を呈し、主客勢を異にし、從來の佃戸は事實上所有者と異るところなきに至れり（同上）。

漢人の蒙地に設定した永租權は支那政府の政治的權力の擴大せらるゝと及び移住者の社會經濟的基礎の鞏固となるに伴つて漸次に發達し、今日では最早事實上所有權と擇ぶところなきに至つたものである。此の事實からして先づ判斷されることは東三省に於ける農村の發生を考察する場合に、少くも私の今の立場からは官地と蒙地とを區別して取扱ふ必要なしと云ふことである。第二には東三省に於ける蒙地農村の發生過程は大體に於いて綏遠及び察哈爾に於けるそれと同様だと云ふことである。又綏遠・察哈爾及び熱河地方には前に呼蘭河流域に就いて

記した様な旗人私有地が存在した。此種の土地に起つた旗民兩者の經濟的及び法律的交渉は規模の大小こそあれ大體に於いて東三省のそれと同一傾向を辿つたと推定される。唯西康地方に於ける邊境民族と漢人移住者との交渉にはかなり特殊な事情があつたであらう。羅々族には生熟の二種あり、生蕃は概ね涼山山脈の山地に棲み、熟蕃は漢人と雜居する。此の種族は體軀長大にして氣質慍悍、生蕃は殆んど支那官吏の節制を受けずして獨立の状態にあり、屢々漢人と衝突する。西蕃人は西藏語を操り喇嘛教を信じ、土司ありて之れを管轄する。土司は支那官吏の監督を受くるものである（『中華地理全誌』一四八頁）。西康の邊境種族勢力地域内で土司の行政權下にある地方は、恐らく蒙地移住の初期即ち移民と蒙古官吏とが直接の關係にあつた時代の状態と似寄つたものであらう。此の場合に邊境種族の強權と漢民族の猾智とが互ひに入り亂れて、其の結果は大體に於いて漢人側の徐々ではあるが併し確實な勝利に歸するを例とする。土司の行政權が排斥されて所謂改土歸流の行はれた地方では、現在東三省で行はれて居る官蒙荒地の開放と擇ぶところなき状態にあるであらう。

(四)

丈放によつて與へられた移住者の土地に關する權利内容に就いては略々前節に説明する如くであるが、次には黑龍江省の官蒙荒地丈放が如何なる範圍及び順序に於いて實行されたかを概観する必要がある。何となれば農村は此の範圍及び順序に沿うて發達するものに外ならぬからである。光緒三十年（一九〇四年）に通肯以下の十四區域に大規模な丈放を行ふ方針が定められたことは曾て記したが、右の内通肯から明水泉子までの四區は河流域に

屬し、甘井子及び西布特哈・訥謨爾河・綽勒河の三區域は所謂布特哈地方即ち大興安山脈及び其の裾野に屬し、白楊木河及び湯旺河の二區は今の木蘭縣から黑龍江合流地點に至る間の松花江左岸に開展する廣漠たる地方であり、札賚特以下の四區は蒙旗に屬し、鐵山包のみは特に旗人に限られた。以上の各地域に最近までに設けられた縣治を表示すれば次の如くである。但し蒙地のことは前に述べたから省略する。

松花江左岸地方 木蘭・通河・湯原・綏東・蘿北・烏雲

呼蘭河流域地方 呼蘭・蘭西・巴彥・綏化・慶城・鐵驪・望奎・海倫・綏楞・安達・青崗・明水・拜泉

布特哈地方 依安・克山・龍鎮・訥河・嫩江・布西

以上の外にブラゴウエシチエンスク對岸の黑龍江に沿うた地方には璦琿を基礎とした國防的屯田移民が遠く康熙帝の時代から行はれ、光緒三十年までに璦琿及び奇克特の二都市が旗民を交へた農民の經濟中心として或る程度の發達を示して居た。光緒三十年以後清朝政府の手で行はれた開放政策は一部分を除いては失敗に終り、更に民國三年（一九一四年）に至つて第二期の開放政策が樹立された。此際は第一期のそれと大體同じ範圍を十二區に分けたが、其の十二區には布特哈地の東邊即ち嫩江の右岸に擴がつた龍鎮と共に黑龍江右岸の奇克特・璦琿及び呼瑪をも包含せしめた。

次には丈放の條件に就いて考察する順序であるが、それには大體に於いて交通便利な地方と然らざる地方とを分ち取扱ふ必要がある。先づ交通便利な地方に於ける丈放條件の内、地價及び手数料の率であるが、第一期時代には原則として左の如く取扱はれた。

通肯・克音・柞樹岡・巴拜・恒升堡及び蒙古王地の一部に對しては每响銀一兩四錢を徵し、甘井子・西布特哈・綽勒河・白楊木河・大磗子統の荒地に在りては每响銀七錢、省城齊々哈爾附近・札蘭屯・璦琿地方の荒地に對しては每响銀三錢五分を納めしむ（一般民地_下卷一六二頁）。

拂下手數料は普通一五經費と唱へて地價の一分五分を徵した。右の内第一の部類が交通便利な地方に屬し、第二・第三は僻遠な地方であるから、原則としては地價一响に付銀一兩四錢、手数料二錢一分となるわけである。第二期即ち民國三年の立法では荒地の經濟的條件に照して三等に分ち、即ち左の如く制定せられた（同書一六九頁）。

一 等 荒	每一响	大銀元三元	小洋三元六角
二 等 荒	同	二元	同 三元六角
三 等 荒	同	一元	同 一元二角

即ち第一期の拂下地價は略々第二期の二等荒地と相當り、大體に於いては變化を見ないと云つて差支へあるまい。尤も手数料には種々の理由から屢々變動を見た様である。地價は必ずしも一時に徵收すると限らず、五箇年間に分納せしめる場合が多い。拂下地積に關しては第一期・第二期とも次の準則に依り、原則としては一戸當り四方を最高限とする。

荒地の區劃方法は井田の古法に倣ひて經界を正しうせんとせり。而して古代井田の法は一支里平方を一井として之れを井字形に分ちて九區とし、每區を百畝とし、農民一夫に百畝即ち一區宛を給し、中間の一區を公田と爲すの制なりしも、黑龍江省は邊地早寒二毛作に適せざる爲收獲少く、單に百畝を給するときは生活を

維持するに困難なるを以て、六支里平方即ち三十六方支里を一井とし、之れを九區に分ち、更に每區を四方に小分し、一方は三百六十弓平方即ち一方支里にして荒地四十五晌に該當するものとし、一晌を十畝（二千八百八十弓）とせり（同書一六三―四頁）。

普通荒地丈放に關しては第一期・第二期を通じて原則的なる面積の制限なく、只民國三年の黑龍江省招墾規則第九條に「墾戸の犁一具あるものは四方を承墾することを准す。惟各公司の領墾は此限りに非ず」（「一般民地」下巻附録二四五頁）とあり、即ち僻遠地方の開放に對して其の最大限を四方と定めて居る。然るに交通便利な地方では理論上一層狭く制限せねばならぬのに、實際は「各人の荒地報領面積に對しては寧ろ其の多きを獎勵し、南方吉林・奉天各省に於けるが如く之れを制限することなかりしもの、如く」（「一般民地」下巻一六三頁）である。まして僻遠地方の丈放に前引の如き制限を加へることの無意味は改めて申す迄もあるまい。之れは支那政府及び蒙古王公の收入主義と丈放事務を促進せしめる必要から自然に生じた態度であり、其の結果土地獨占の弊害が頻出して開墾の圓滿なる進行を妨げたことは後に詳説する。支那官憲の丈放事務が如何に粗漏且つ不親切であつたとしても、兎に角計画的な仕事であるからには、農民の社會經濟生活に必要な村落及び都市の位置を豫定し且つ其の爲に要する地積を留保することを忘れるわけにはゆかない。民國三年の立法に「大段荒地を拂下ぐる場合には他日の市街敷地即ち鎮基として適當の地點を選び、六方（六方支里）の面積を有する土地を劃留すべく、此の荒地一井毎に村屯宅地即ち屯基として每處二方（二方支里）の面積を有する二箇所宛を劃留す」（同書一七〇頁）とあるのは即ちそれである。鎮基とは市街豫定地の意味で、此種の施設は勿論第一期開放の當時に行はれたるものであ

る。奉天省蒙地の例ではあるが、官憲の豫定した地域が其後に發達した地方の經濟事情に適しなかつた爲に、一投機者が選定して經營した都市に其の繁榮を奪はれる様な實例もある如く、所謂鎮基及び屯基の位置は後に地方民の意志に依つて比較的自由に訂正され得るのである。

黑龍江省に招墾地域の劃定されたのは光緒三十四年の黑龍江省沿邊招民墾章程に始る（註。本章程の適用區域は興安嶺東西地方・興東・環琿及び呼倫貝爾即ち呼蘭河流域以北黑龍江右岸に至り、以西海拉爾地方に至る。此の計畫を立てたものは當時の署黑龍江省巡撫周樹模であつた。隨分大規模且つ親切を極めたもので、實效を擧ぐるには至らなかつたが、楊子江以北に黑龍江省移民の有利なることを宣傳した功績は没し難いものがある。即ち漢口・上海・天津・芝罘・營口・長春の六地に邊墾招待處なるものを設け、奉天・吉林・直隸・山東・山西・河南・江蘇・安徽・江西・湖北の十省長官に宛て、移民募集の告示を乞ひ、同時に勸業員なる募集者に優厚なる條件を與へて前記各省に派遣し、極力勸誘せしむるところがあつた。單にそればかりでなく芝罘・營口間及び哈爾濱から松花・黑龍兩江に至る汽船運賃を割引せしめ、現實に開墾に著手したものに對しては官立銀行號から輕易な條件で資金の貸付を行はしめた（同書附録二一〇―二二二頁）。第二回招墾は民國三年の黑龍江省招墾規則に依るもので、當時の省長官は黑龍江省巡按使朱慶瀾氏であつた。第二期招墾區域は龍江・肇州・拜泉・安達・大通・湯原・蘿北・烏雲・安古・龍門・訥河・嫩江・通北・東興鎮・甘井子・西布特哈・環琿・呼瑪・佛山に互り（第七條）、第一期のそれに比べて南及び北に少しく範圍を擴げて居る。即ち南に於いては蒙地たる肇州及び安達、北に於いては松花・黑龍兩江の會流地點から遡つた地方が包含せられる。第二期の移民募集は奉天・吉林・直隸・山東・河

南の五省に限られ(第三條)、農具を有する者一戸に對して四方を拂下げ(第九條)、移民補助の資金として三十萬元を用意し、農具一組に付種子代五十元を貸與へる等の規定を設けた(同書附録二四五―六頁)。此の規則は今日まで引續き有効のものであるが、併し移民保護の實惠がどの程度まで行はれたかは疑問とせざるを得ない。朱慶瀾氏は此の規則の制定に引續き特に人口稠密にして從來滿洲の開拓に最も深い關係を有する山東省の農民を招致するを便宜と考へ、經費約六十萬元の豫算を以て日獨戦争の爲に人心の動搖せる山東半島即ち萊州・膠州・濰縣・即墨地方の窮民を移住せしむる計畫を立て、財政部及び黑龍江・山東の二省に經費を分擔せしめようとしたが、山東省が之れを拒んだ爲に一頓挫を來し、之又所期の効果を擧げ得ずに終つた。

大體右の如き経過に於いて移民の流入、農村の發生は茲に其の行政及び立法的獻立を整へたのであるが、併し實際の結果は少數農民のこゝに生活根底を築き得た以外、荒地の最大なる部分は其儘に放棄せられ、拂下を終つた土地の大部分は投機者の獨占するところとなつたのである。投機者の獨占は固より光緒三十年に始つたものでなく、其の淵源は遠く私墾時代に遡る。私墾時代に於ける獨占者を攬頭と稱へた。今私の手許にある文獻の中から攬頭に關する記事を摘出すれば次の如くである。

- 一、從來該地方(科爾沁左翼後旗)の開墾地には攬頭なるものあり、一人にて大段荒地を報領獨占し更に之れを各佃戸に分租せしめて大利を占むる者ありしも、清查後は其の名目を廢し、從前攬頭名義の下に地を分租せし民戸は地局に到りて自己の姓名を届出で、將來直接に納租せしむることとし云々(蒙地二五頁)。
- 二、(依克明安公は)近年清國官憲が通肯・巴拜地方の荒地四十萬响を開放するや、境界の不明を口實とし、

巴拜六屯の地を侵佔せんとし、又通肯・巴拜の開放は該蒙人等の生計に障害ありとて合計八十萬响の開墾禁止を奏請せる一面に於いて、民人康太・張永信を大攬頭二攬頭とし、吳兆年・王忠和等をして荒地を報領せしめ、延いて官憲との間に紛争を生じたり(同書一四三頁)。

- 三、該地方(通肯)封禁の理由とするところは荒地の開放が葭山珠河を犯し、旗人の生計を妨げ、更に盜賊の潛入を滋くし、攬頭の獨占を來すと云ふにあり(一般民地『下卷一八―九頁)。

右に依りて吾人は(一)攬頭が奉天省蒙地なる科爾沁旗、黑龍江省蒙地なる依克明安旗に存在した許りでなく、清國官憲の下にある官地又は旗人私有地の間にも存在したものなること、(二)蒙地の攬頭は漢蒙人間に言語風習の相違あることを利用して之れを彼等の主たる生存理由としたものであるが、官地又は旗人私有地の攬頭は唯清國官吏及び旗人との緣故を背景としたものであること、(三)第二例に依つて知られる如く蒙地の攬頭は王公の爲に清國官憲と對抗する役目をも務めたことを知り得るのである。斯くの如く攬頭の起源は私墾時代に當該地方政權と結び付いて大地積を獨占し、一方には移住農民の法令違反なる弱點につけ入つて搾取を加へたものであるが、開放時代に入つても尙ほ彼等の獨占的勢力が残存して居たこと、及び開放と攬頭の勢力とが結局兩立し能はぬものであることは第一例によつて略々推定し得るところである。斯くて攬頭の名は既に亡びたが、攬頭の實質は支那政府の制定した關係法令を根據として今尙ほ現存して居る。それは文放規則に従つて大地積の拂下げを受けるところの獨占者の發生である。其の事實の最も早く文獻に現れたものは『一般民地』に採録された左の事實であらう。

降つて光緒二十一年以後通肯・克音・柞樹岡一帯の荒地を開墾せしめんとするも之れが開墾を希望する者豫期の如くならず同三十年變通開放を爲すに及びて稍々荒地の承領を望む者多く、豫定地域に於ける墾務の整理を爲すを得たり。然れども當時既に大段荒地を獨占して開墾に従事せず、他日地價の昂騰を待ちて座ながら暴利を得んとするものありし等の點より見れば右の開放地の内實際に開墾せられたるものは果して幾許なりしや、恐らく想像の外に在りしなるべし。爾後相次ぎて東西各地方の荒地を開放しつゝあるも未だ其の成績見るべきものなく加ふるに中間拳匪の亂、革命の變等民心を混亂萎微せしめたる爲、一度集居せる農民も再び四散するの已むを得ざるに至り、一面官憲が荒地開放事務の速了を希望せる結果は益々大地主の獨占的承領を醸成することゝ爲り、江省内の丈放面積は蒙地を合して六百三十五萬畝に達するに拘らず、其の耕地と化せるものは地方に依り丈放地積の一分乃至二三割に過ぎざる實情を呈せり(『一般民地』下卷二〇二—三頁)。

此種の弊害は其後絶ゆることなく、寧ろ増加の傾向に於いて直ちに今日に及んで居るが、煩はしきをさけて一切省略に従ふこととする。獨占の發生が民間投機者流の罪に依るものなることは申すに及ばぬが、併し官憲も亦之れに劣らぬ責任を分たねばならぬ。それは先づ第一に當局者が收入主義の觀念から離れ得ないことである。取扱官吏の所謂中飽なる悪習が此の傾向を助長することは云ふ迄もあるまい。第二には事務の速成を希ふことである。第三は當局官吏が公司名義を以て大地積の拂下を受けることである。總て此等の原因は黑龍江省の様な荒蕪地の廣く監督不行届な土地柄で、財政の窮乏に加へて當局官吏の腐敗せる等の事情から不可避的に發生するものであるとは云へ、其の結果前の引文に指摘された様に開墾の進行を妨げることになつてはまことに不都合である。

そこで當局は奉天・吉林・山東・直隸の各地にある地主に對し屢々日を限つて催告するのであるが、彼等は既納の地價を沒收されねばならぬ場合ですら進んで開墾に従事するものが少いとのことである。即ち荒地の拂下は光緒三十年以來二十年間に互つて大いに進捗したのであるが、併し其の最後の目的なる開墾事業は遅々として進まない。抑々開墾の進捗は此等の投機的地主の後に生産者なる自營農・小作人及び農業労働者の適當數が移住して初めて可能となるのである。農業労働者は固より小作人の多數も亦無産者或ひはそれに近いものであるから、交通の比較的便利な地方から然らざれば地主の援助ある地方でなくては容易に入込むことが出来ない。農村の構成は資本と勞力との結合を俟つて初めて可能なのであるが、併し土地の拂下は個人の土地所有權を生み、従つてそれは農村發生の第一歩である。

(註) 招墾とは移民を募集して荒地を開墾せしむるを云ふ。招墾に依る荒地の開放は多く人跡稀なる僻遠の地を開拓せしめんが爲に官費を支出し、特に農民に便利なる方法を講じて之れが移住を勧誘し、荒地を配給耕種せしむるものにして、概ね押租即ち地租を免じ、單に經費として僅少な銀錢を徴するを常とす(『一般民地』下卷一七七頁)。

(一九二六年九月『滿蒙』第七年第七十七册)

第六節 新開放地に於ける地主の機能

(一)

前章によりて略々明かなる如く、新開放地に先づ發生するものは地主である。而して新開放地は人口極めて稀薄なるか若くは無人の荒野であるから、地主の發生は其儘に開墾を伴ふものでなく、従つて農村の發生を意味するものでもない。民國三年の關係諸法令に依れば、政府の特設機關に依り丈放が行はれると、之れに應じて拂下を出願するものは、手数料と引換に小照と名付くる土地所有の假許可證を附與せられる。小照の附與を受くるものは業主として取扱はるゝのであるが（『一般民地』下卷附録二五八頁）、業主とは土地所有主の意味である。業主は規定の地價を完納して小照と引換に信票なる地券を附與せられ、拂下後六年目に地租の徵收を開始する際、改めて大照即ち本許可證を受けることが出来る。開墾成績の不良なるものに對する制裁規定は餘り嚴重でなく、民國三年の黑龍江省放荒規則には、其の第十條に「夾荒ありたる場合は先づ之れに隣接せる地主に拂下げる。但し該地主が其の所有荒地の半以上を開墾し終つたものに限り」と規定するに過ぎず、光緒三十四年の該省沿邊招民墾荒章程には、其の第二章第七項に「勘査年度に至り拂下土地の三分の二以上を開墾し終つた地主に對しては、未開墾分をも併せて大照を支給することを許す。又開墾が三分の二に達せざるものは、既墾土地のみに對して大照を支給し、未開墾分は之れを沒收し既納の手數料を返還しない」と規定してある。但し放漫なる土地拂下が徒らに投機又は獨占を惹起するに止まり、開墾の實績が少しも擧らない事實を屢々發見した黑龍江省官憲が、清朝時代たとと民國以後たるとに論なく、地主の開墾成績に對して多少の制裁を試みたことは當然であらう。即ち訥謨爾河即ち呼蘭河流域の西北に延びた今の克山・龍鎮二縣管内に於いては「光緒三十三年に丈放を終り、今日まで既に二年近くを経過してゐるに拘らず、地主が現地に移住して井戸を掘り家屋を建て、開墾に従事するものは極

めて少い……よりて宣統元年五月限り開墾に著手せしめ、尙ほ之れを怠りて升科の期限迄に開墾を終らないものは規定通り拂下土地を沒收する」と云ふ布令を宣統元年の初めに發布して居る（同書附録二七六頁）。又民國四年の湯原・蘿北兩屬撤佃施行規則第一及び第二項に依れば、光緒三十三年以前に拂下げた湯原縣及び蘿北縣管内の荒地にして地主の尙ほ移住開墾に従事せざるものは總て之れを沒收する。其の時期は同年五月一日及び十月一日の二回に分け、第一期迄に所要の手續を踏まないものは拂下土地の四分の一を沒收し、第二期迄に之れを怠るものは全部を沒收し且つ既納地價を返還しないこととした（同上二八二頁）。官の記録では斯くの如き事實が殆んど總ての新開放地に互つて行はれた様であるが、前記二例に表れた制裁方法も其實嚴格に行はれたものでないことは想像に難くない。それは兎に角として新開放地の地主には大體左の三種が併存し得る。

- 一、専ら投機を目的とするもの
- 二、放資又は家産の設定を目的とするもの
- 三、農事經營を目的とするもの

第一種の地主は専ら轉賣に依る不勞所得を期待するもので、此種の地主は新開放地に於ける油蟲であり、寧ろ開墾の進行を阻碍する。尤も何等かの理由で、移民の潮流が其の所有土地に入込むことにでもなれば、彼等は當初の意志に反して其の一部分づゝを小作又は分賣に附することにもなり得る。此の場合でも彼等は零細なる小作料や地價の收得に満足せずして大口の買手を探すことを怠らぬであらう。前に記した様な制裁を受ける種類の地主は大抵之れに屬すると見て差支へあるまい。『一般民地』の記すところに依れば、此種の地主は吉林・奉天の

みならず遠く山東・直隸にも互り、又必ずしも政權に接近し得る便宜を持った大口の投機者ばかりでなく、農民にして四方内外の小投機を試みるものも少からぬ様である。

(11)

第二種の地主には張作霖・吳俊陞と云つた様な軍閥首領や公司組織の大規模なものがあり、小作方法には定納と分益とが並び用ひられる。分益小作は後に詳説する如く、工業に於ける出来高拂ひ労働と類似したもので、従つて地主をば一種の企業者と見做すことが出来る。不勞所得者たる定納小作の地主でも放資又は家産の設定を目的とするものだから、自然に投機地主とは此の所有土地に對する態度を異にし、地價を高めたり小作人を引附けるに役立つ様な施設を行ふ。此の意味に於いて大規模なる第二種地主の存在は、多少とも荒蕪地開墾の進行を促す効果を持つものである。此種の地主には飛抜けて大きなものがあると同時に、人口飽和及び人口過剩農村の中産者をもかなり多く含んで居る様である。其の範圍は吉林・奉天から山東・直隸に及んで居るが、今茲に明白なる實例として關東州民中の此種地主を擧げることが出来る。『關東州事情』(關東廳臨時土地調査部、大正十一年)に依れば、關東州は旅順・大連・金州・普蘭店及び貔子窩の五大行政區域に分たれ、大連管内を除く他の四區の住民が州外に所有する土地を表記して居る。大連區のみが此の表を缺いてゐるのは、州外土地所有者が無いからではなく恐らく調査洩れであらう。何となれば區内に耕地の乏しいと云ふ事情に於いては他區と何の異るところなき一方に、ロシアの占領以來殊に日本の行政が施かれた後は、住民の懷に臨時的及び經常的收入が他區に比べ

て一層多かつたと推定されるからである。關東州の地方行政區劃は四段に分れ、各民政署の官治行政區域の下に會なる自治區域あり、會は各數十の屯を統べ、屯は更に各數箇の部落から組成せられる。此内唯部落のみは自然に發生した單位社會で、其他は總て行政上の便宜から設けられたものである。それは兎に角として『關東州事情』には各會別に州外土地所有面積を計上し、且つ所謂州外土地の中には少數の近縣農圃をも含んで居るが、茲では明かに新開放地又は取得當時に新開放地であつたと考へられるものゝみを拾ひ出すこととする。

旅順管内

方家屯會

一、三五〇畝

吉林省一二〇畝、奉天省東豐及び西豐縣一、二三〇畝、地代二六五石(二、六五〇圓)

山頭會

一、八六〇畝

鄭家屯八二〇畝、但し未開墾。東豐及び西豐縣一、〇四〇畝、地代九〇〇圓。

三澗堡會

東豐及び西豐縣、地代四、〇五〇圓。

水師營會

東豐縣、地代五、二三〇圓。

營城子會

一七、一八〇畝

鄭家屯四五〇畝、東豐及び西豐縣一六、七三〇畝、地代一六、六七〇圓。

王家店會

三、八〇八畝

黑龍江省三、五三〇畝、西豐縣二七八畝、地代三、一五〇圓。

金州管内

金州會

既墾地一、五三〇畝、未墾地一三、七三〇畝（但し所在不詳）

南山會

邊外六、〇〇〇畝

馬家屯會

蒙古地方一、六八〇畝

小孤山會

無

大孤山會

無

董家溝會

武昌縣？七三〇畝

黃阻子廟會

無

玉皇頂會八、七三五畝、尙別項參照

劉家店會

既墾地一、七五〇畝、未墾地約一萬畝

岔山會

別項參照

二十里堡會

無

老虎山會

西豐縣二〇〇畝、小作料三〇石

大魏家屯會 無

閻家樓會

武昌縣一三〇畝

普蘭店管内

普蘭店會 二、七二〇畝

東豐縣及び吉林省盤石縣

石河驛會

邊外四二〇畝、小作料七〇石

三十里堡會 無

老爺廟會 無

四道河子會 無

土城子會 無

亮甲店會

哈爾賓、東豐縣、肇東縣二、七四〇畝

姜家堡子會

武昌縣及び黑龍江省

正明寺會

東豐縣、昌五城？吉林省蜂蜜山一、三八〇畝

長嶺寺屯會

武昌縣七〇二畝

華家屯會

東豐縣八〇〇畝

林家屯會 無

臥龍屯會 無

粉皮牆會 無

長山寺會

奉天省東平縣二〇〇畝

朝陽寺會

黑龍江省齊々哈爾及び奉天省東豐縣一、六三〇畝

快馬廠會 無

五島會 無

貔子窩管内

貔子窩會 無

夾心子會夾心子屯

鄭家屯三、六〇〇畝、小作料六〇〇石（三、〇〇〇圓）

同 高家屯

吉林省及び鄭家屯六六〇畝

同 泰隆屯

ヤブリー一〇、〇〇〇畝の内既墾一、〇〇〇畝、小作料三〇石（二四〇圓）

東老灘會火神廟屯

鄭家屯一八〇畝、小作料三〇石（二二〇圓）

同 東老灘屯

洮南府二四〇畝、小作料三〇石（二二〇圓）

同 牟家屯

邊外六〇〇畝、小作料六〇石（四二〇圓）

碧流河會 無

城子壠會城子壠屯

西豐縣の所有地三方半の内一、〇五〇畝を小作に附し一五〇石（一、五〇〇圓）を收む。

同 金廠屯

邊外の所有地一〇方の内既墾地二方即ち九〇〇畝、小作料二〇〇石（二、〇〇〇圓）を收む。

同 花山屯

鄭家屯東遼鎮四五〇畝、小作料五〇石（四〇〇圓）

同 崔家屯會崔家屯

鄭家屯及び齊々哈爾四、三五〇畝、小作料八七〇石、尙別項参照

贊子河會 無

鄭家屯會前鄭家屯

哈爾濱地方及び鄭家屯一、三五二畝

楊樹底會楊樹底屯

吉林省一面坡三六〇畝、小作料五〇石（二〇〇圓）

大譚家屯會橋頭屯

一面坡五〇〇畝、小作料一〇〇石（五〇〇圓）

同 亂石屯

一面坡二五〇畝、小作料六〇石（三〇〇圓）

唐家房會

八〇〇畝、小作料一二〇石、所在地不詳

大長山島會

無

小長山島會

無

州外土地所有者に關する記録を全然缺いて居る大連管内を除いて考へて見ても、他の各行政區に於ける州外土地所有者が前表に盡されたとは勿論云へぬであらう。それにも拘らず、州内各會の大多數から新開放地に土地所有者を出して居ると云ふことは、頗る注意すべき現象である。尤も關東州は耕地少く且つ此の四半世紀以來、州民に種々なる利得の機會を與へる様な出來事が多かつた爲に、他の關係地方に比べると、新開放地への投資者が特に多かつたと推測すべき理由もあらう。それは兎に角として、關東州の新開放土地所有者の殆んど全部が、前表に現はれた限りでは第二種地主の内家産設定を目的としたもの、様に見える。尤も彼等の間にも投機者や自作者の發生したことはあらうが、投機者は轉賣放棄に依りて其の所有權を失ひ、又自作者は多く舉家移住を行ふを例とするが故に、州籍から除かれて事後に之れを徴知することが出來ないのであらう。關東廳としては州民の新

開放地移住を調査する便宜を持ち、其の記録をまとめたものが保存されてあるかも知れぬが、『關東州事情』には之れに就いて何事も記されてない。金州管内玉皇頂會鋼密屯の住民が所謂邊外の土地を所有する状態に就いて該書の記すところによれば（下卷一五一頁）、

- 1 西 豐 縣 二方地
- 2 武 昌 縣 六方地
- 3 武 昌 縣 一方地
- 4 武 昌 縣 二方地
- 5 武 昌 縣 一方地
- 6 黑龍江省通肯 二方地

右の内1は二十餘年前荒地一方地價八百十二兩六分及び手数料二十兩餘を官に納めて貸下を受け、爾後六箇年間開墾の代償として希望者に無料小作せしめ、滿期後一方當り百七十石づゝの小作料を徴收しつゝある。年期を限り無料で小作人に開墾させる方法は今日も尙最も廣く行はれるところである。2は光緒二十五、六年頃一方地價百五十元手数料三〇元餘を納めて自ら開墾し、開墾の翌年から一方當り小作料七十石を收めつゝある。開墾費用は一方地に三百餘元を要したとのことである。6は光緒二十七、八年頃荒地を拂下げ、一方地當り二百餘元を投じて自ら開墾し、今では一方地當り百石の小作料を收めつゝある。右の六例を通じ、小作料は毎年陰曆十一月頃地主の中から二、三名の代表者を選び、邊外に赴いて取立をなす例となつて居る。第二例と第六例とは自ら開

墾したこともあるから、其の小作は分益制のものがあるかもしれない。其他は小作料の徴收以外には現地と交渉がないらしいから、多分定納小作に附して居るものであらう。六例中第五例のみが未開墾のまゝとなり、其他は總て開墾を終つたものゝ様である。所有の土地の廣さは六方地一、二方地三、一方地二で、其他の諸例をも参照し一人當りの荒地拂下面積は二方乃至三方が普通の様である。併し資本に乏しい關東州内の農民を以て全般を推すことは危険であり、前章に述べた様に矢張り一人當り四方地内外が最も多い例であらう。一方當り開墾費用を見るに、小作料と差引するものを別とし、金州管内玉皇頂會の場合は二十餘年前に武昌縣で三百餘元、通背地方で同時期に二百餘元を要し、岔山會では五年前に邊外で百三十元乃至百六十元位で買入れたが、外に丈量・引渡・地券下付等の手数料を取られたとのことである。又貔子窩管内大譚家屯の例を見るに「一面坡にては荒地一方を小洋銀百五十元にて買入れ、それを開墾するに二百四十元を要す。一方の收穫力は五百石位なり」(同書下卷一〇八〇頁)とあるが、之れには年代を缺いて居る。大體新開放地で一方の土地を取得し且つ開墾するに三四百元で足り、開墾後之れを小作に附して五十石乃至百石即ち二百五十元乃至五百元の収入を擧げると云ふのだから、多少の危険を別として割の好い投資方法と云ふべきである。又崔屯會の例に「鄭家屯及び齊々哈爾に在り。租糧八百七十石を受く。會長一家五方、石家屯二方、大譚家屯七方半、官家屯二方、計十六方半を八、九年前より購入せり。一方鄭家屯百二十兩、齊々哈爾七、八十兩位なり」とある。

尤も『關東州事情』に採録された數多の例の中には飛びぬけて高いものもあるが、それには申告者の誇張又は錯誤もあり、殊に原始所得でなくて交通便利な荒地又は熟地の繼承取得なる場合には一般に高價なるを常とする。

而して前にも述べた様に官吏其他の投機者が開放地の壟斷を行ひ、地道なものが有望に土地に放資しようとするれば、投機者の所有地を買取る外ない場合が決して珍らしからぬのである。

(三)

地主の第三種類、即ち自營を目的とする場合に就いて少しく考察を試みよう。此の場合にも頗る大規模なものから、一方地内外の自作農までである。先づ其内の大なるものに就いて見るに、それは主として株式組織の墾務公司である。黒龍江省内には此種企業の模範的なものを缺いて居るが、唯宣統二年頃に設立された黒龍江農業移民公司の收支豫算及び經營方針は、此種企業の内容に就いて多少とも指示するところがあると思はれる(『一般民地』下卷二〇九頁以下)。該公司は黒龍江省荒地の開墾を目的とする株式會社で、荒地百井(十六萬二千响)の拂下を受け、三年間に之れを開墾し終る計畫を立てた。創立者の豫想に依れば三年間には三百三十四萬兩となり、四年目からは一萬五千人の勞働者を收容しつゝ年々三百八十四萬兩の生産物を得ると云ふのである。試みに五年間の支出豫算を表示すれば次の如くである。

費目	第一年	第二年	第三年	第四年	第五年
荒地買入價格	百井 二〇萬兩				
移民旅費	二千人 三萬兩	二千人 三萬兩	五千人 七・五萬兩	六千人 九萬兩	
移民食費	二千人 二〇萬兩	四千人 三〇萬兩	九千人 六七・五萬兩	一萬五千人 一三・五萬兩	一三・五萬兩

移民の住宅鑿井及 事務所費用	三萬兩	二萬兩	五萬兩	五萬兩
馬	三百組	三百組	四百組	四百組
馬	千匹	三萬兩	千匹	三萬兩
其	七萬兩	八萬兩	一〇萬兩	一〇萬兩
計	四四萬兩	四九萬兩	九七萬兩	一四三・五萬兩
				一二二・五萬兩

粗漏な數字には相違ないが、全くの空想とも思はれず、多少は地方の實情及び經驗を斟酌したものであらうから、其の程度に於いては参考になると見てよからう。聊か不審に思はれるのは所謂移民食費である。其の單價は各年度を通じて七十五兩となつて居るが、單なる食費としては多きに過ぎ、又勞銀を含めたものとしては少きに失する様である。但し他に勞銀の計上されて居ないところから見れば、十數年以前には此の程度の収入で移民を誘引し得たものかも知れない。尤も民國二年に創立された黑龍江省墾荒組合の規約を見ると、「勞力出資組合員たるべき墾丁即ち農夫は年齢三十歳上下にして品行方正謹直勞に耐へ農事に精通し並びに連帶保證人を有するものより之れを取り、其の採用後は旅費及び食料を組合より給するも勞銀を給せず。滿三年後に現銀出資株數と同數以下の株を給し利益を分配する」(同書二一五頁)とある。此の場合に所謂食費は明かに勞銀を含まないものであるが、其の代りに開墾の終つた上で株を與へられ利益配當を受くることとなつて居る。然るに移民会社の計畫では移民は最後まで農業労働者として止まることとなつて居るから、其の豫算表中に所謂食費は矢張勞銀を含むものと解釋さるべきであらう。尙ほ移民会社の計畫によれば、初年度に於ける開墾進行の豫定は左の如くである。

初年は移民二千人馬犂三百組馬千匹を以て毎日荒地五百响を開墾せしむ。即ち四月一日より開墾を始め五月十日に至れば通計二萬响即ち十二井半を開墾することを得、而して五月十日後は右の内五百人を分ちて専ら荒地を開墾せしむれば、毎日荒地約百响を開墾することを得べく、斯くて九月收穫の時に至れば約一萬二千响を開墾し前の二萬响と合して三萬二千响即ち二十井の開墾地を得べし。又本省に於いては植付は南省に比して其の勞少きを以て每人十餘响を耕作することを得べく、千五百人を以て五月十日前に開墾するところの二萬を耕種せしむれば綽々として餘裕あり。而して本省に於いては豆麥共に平年一响地より四石の收穫を見るを以て二萬响に付八萬石の收穫あり、一石を江錢三十吊(銀六兩)に賣るときは八萬石の代價二百四十萬吊即ち銀四十八萬兩となるべし(同書二二一頁)。

我々は此の移民会社が實際如何なる程度に豫定計畫を進め得たかを知らない。併し其の餘りに粗漏且つ無責任に近い程樂觀的な構想から推測するに、初めから著實な企業として發足したものであるまいと思ふ。百井といふ廣大な地積を擁しながら分讓又は小作に依りて其の一部を處理することも考へず、又技術的方面に於いては斯くの如き大地積の經營者が當然思ひ到らねばならぬところの西洋式大農法の採用に關して何等の考慮をも拂ふところがなかつた様である。黑龍江省で西洋式大農法を實施して相當の成績を挙げ得たものは、恐らく湯原縣に於ける一米國會社の開墾事業であらう(『黑龍江省』上卷二六六―七頁)。該會社は一九一二年湯原縣敖拉密河附近に於いて支那人地主から六井の荒地を十年間の期限で借入れた。其の條件は、會社は地主に對して借地料を支拂はず、契約期限内に全借地を開墾利用し、期限經過後借地人は同地域内にある總ての生物及び無生物財産と共に、

土地を無償で地主に返還すると云ふにある。該農場には經營初年即ち一九一三年中に有力なる二臺の蒸氣犁と米國最新式の多數の農具とが備へつけられた。高級従業員はすべて歐洲人で、下級従業員には支那人のみを使用した。一九一三年に開墾を終りて小麥・大麥及び大豆等を播種した面積は四百五十畝に及んだ。該地方は一般に低地であるから、農場を此の地に擇んだことは敢て成功とは云はれない。一九一三年及び一九一四年に同農場の播種地域は松花江増水の際屢々浸水に悩まされた。併し經營者の精力がかかる水害を征服し得たことは、一九一四年の播種面積が前年度に比し三倍半に擴大されたことに徴しても解る。

黒龍江省では大規模な自營農業の内容を知り得る様な他の實例を發見し得ないが、該省の西南境札賚特旗に續いた札薩克圖旗即ち洮南地方の新開放地には二つの適當な例證がある。地方事情は大同小異と思はれるので之れを假りて考察の資料に供すること、しよう。洮南縣の西二百支里、今の突泉に近い所に開化鎮と云ふ新市街が設けられた。それは光緒末年のことであつたが、札薩克圖旗の此の開放に刺戟されて同地方に華興公司及び豫豐源墾務事務所なる二つの開墾會社が生れた。開放後數年に互つて馬賊の跳梁甚だしく農民の移住が思はしくなかつたからでもあらうが、前記の二會社は種々なる方法を設けて移民の誘引に努めた。華興公司に關して『蒙地』の語るところは左の如くである。

開放當時高麗坂地方に於いて黒土質の上等荒地を報領せる華興公司是、其の荒地内に大小村屯十二箇所及び鎮基を設け、墾丁を招きて開墾に従事せしめんとし、其旨を廣告し、開墾希望者に對しては家屋・碾磨・井及び防禦用銃器を貸與する外、住民の負擔すべき巡警費の如きも、暫く之れを免除せんことを該公司より官

署に交渉すべく、更に該公司是其の耕種に必要な農具種子代として無利息三年年賦償還の約を以て、地毎一方即ち四百五十畝毎に中錢三百吊を補助し、租種契約に際しても租價を要せず、開墾三年後に租額を定むることとし、又該荒地の買入を希望する者には便宜代辦すべく、此等の招墾事務は蓋平東門内謙吉盛商號にて取扱ふものとせり(同書七二頁)。

即ち華興公司の方針も亦自營を主とし、同時に所有荒地の分讓をも行つたのであるが、唯自營の内容は前に掲げた黒龍江農業移民公司のそれと著しい相違がある。即ち後者は漫然と在來法による大農經營を好み、管理や收支や労働者募集の點で先づ實行不可能の計畫に過ぎなかつたに反し、前者は分益小作制を取り應募者に對して適當な補助を與へることとした。尤も分益小作制を行ふ場合は、農民の貧窮にして無力なる事實に鑑み、所有荒地をば先づ開墾して、然る後に小作に附するを順序とすべきであるが、華興公司是其の代りに三年間の小作料を免じ、且つ同期間農具種子代として若干の資金を融通することとした。之れも地主側から見れば、開墾の進行を容易ならしむる一方便であらう。次に豫豐源墾務事務所に關し同書の記すところに依れば、周忠文と云ふ人が華興公司所有地の附近に於いて荒地五百方即ち二萬二千五百畝の拂下を受け、其の半數二百五十方を分賣し、且つ其の賣地の委託開墾を引受ける目的を以て設立したものが即ち豫豐源墾務事務所である。彼は勸誘機關を蓋平・海城・遼源・寬甸・復州・義州・營口・遼陽・金州に置き希望者を募集した。其の計畫内容の要點を記せば左の如くである。

- 一、一方の地價を小洋五百元とする。街基即ち市街豫定地は幅一丈長さ六十丈につき小洋十元とする。
- 二、小面積荒地を買受けたもの又は家事の都合上自ら開墾に従事する能はざるものは其の開墾事務を本事務所

に委託することが出来る。其の條件は荒地一方に付開墾費、農夫三人分食料、農夫居住家屋三間、洋犁一具代として小洋銀百八十元を豫納せしむる。右に對しては蓋平謙吉盛(錢莊)をして委託事務の履行を保證せしむることとする。又秋季に至り收穫せる穀物は地主小作人間に折半せしめ、事務所は別に委託料を取らない。

三、買主は先づ住宅として土壘草房三間を建築する必要がある。開墾用の牛は賃借の便宜があり、豫豊源でも一頭に付一年三石の割で賃借する用意がある。

尙ほ豫豊源から買主に與へた注意を見るに「若し荒地一方を有するものは牛四頭を借り、農夫三人、種子三石を準備するときは事足りべく、農夫には毎一人食料一石を用意し、報酬として賃銀を要せず。收穫の際地主佃戸兩者間に收穫物を兩分するを豫約するを便とす。該地方は新開當年と雖も每响四、五石を收穫すべきも、假に二石を收穫するとするも、地一方の收穫高九十石にして、佃戸に給すべき四十五石、牛三頭の賃借料種子等十五石を除去し尙ほ三十石を剩すべく、一石の賣價六元とせば合計百八十元の收入を得べし。況んや次年以後耕地成熟して且つ種子食料の補助を要せず、每响五、六、七石の收穫あるに至らば、一勞永遠の利ありと云はざるべからず」(同書七四五頁)とあり、又前に洋犁とあつたのは「開墾に用ふる犁は露國製のもの便宜とす。每具價八十元にして牛四頭を附し、三人前後より之れを驅る時は毎日荒地二佃を拓くべく、一箇月に精算するときは六十响を開くを得べし」(同書七五頁)と云へるがそれである。豫豊源が保留した二百五十方の荒地に如何なる方法を用ひたかは明かでないが、賣に出した分について見るに、自ら提出した條件を履行し得るだけの意志と能力があれば、開墾促進の方法として先づ有效なものだと云へよう。但し荒地の分譲に關する限りは假令彼が開墾事務を請負つたとしても、それは唯土地を改良して買主を誘引する爲の準備的なる一手段に過ぎないのだから、請負者を農業なる生産行爲の自營者と解釋することは出来まい。開墾の請負を職業とするものは個人にもある。東支鐵道經濟局員エ・ヤシイノフ氏の『北滿農村經濟』は一九三二—三四年に亙り吉林省三十七戸、黑龍江省三十三戸の農家につき其の經濟状態を調べたものであるが、以上の七十戸中に開墾の請負を副業とするものが一戸ある。但し其の住所や請負方法などに關しては何等記すところなく、此種の副業を有するものが多く存在するか否かも明かでない。

(四)

以上は大地積を占有する自營地主の經營方法に關するものであるが、次には小地積の自營者に就いて考察しよう。小地積の自營者は原則として個人であり、其の多くは所謂地主兼自作農家である。茲で地主と云ふのは其の所有土地を小作に附するものを意味し即ち狹義の地主である。新開放地に行はるゝ小作方法が定納及び分益の二種を含むことは曾て述べたが、自營者たる小地積の個人地主は多く分益制に依り、而して此の方法を用ふる限り彼は不勞所得者にあらずして自營者即ち生産者と見做すことが出来る。第二種地主は關東州の例に依つて知られる如く、定納小作制を用ふることを原則とする。不在地主の中、大なるものは管理人を現地に常住せしめて有効に分益制を行ふことも出来るが、小なる者にあつては先づ不可能である。之れに反して自作農の場合に拂下土地の餘裕があれば、それを定納小作に附するよりも分益制に依る方に多くの利益を感じるであらう。定納制の利益